

東海地区

大学図書館協議会誌



54

2009

東海地区大学図書館協議会

目 次

巻 頭 言	デジタル・ネイティヴと大学図書館の可能性 名古屋大学附属図書館長	松浦 好治	1
講 演 要 旨	平成20年度第1回研修会「図書館と著作権」 図書館業務と著作権 文化庁著作権課著作物流通推進室管理係長 映像資料の利用と著作権法について 国士舘大学法学部教授	南川 貴宣 三浦 正広	2 10
	平成20年度第2回研修会「学芸員の世界」 学芸員の仕事 — 内藤記念くすり博物館の世界 — 内藤記念くすり博物館学芸員・司書 学芸員の仕事 — 西尾市岩瀬文庫の世界 — 西尾市岩瀬文庫学芸員	野尻佳与子 林 知左子	18 28
	第63回（2009年度）研究集会「デジタル・ネイティヴと大学図書館」 デジタル・ネイティヴの情報行動 立教大学社会学部メディア社会学科准教授 Google世代の情報の探し方 名古屋大学附属図書館研究開発室助教	高橋 利枝 三根 慎二	36 50
行 事	第63回（2009年度）総会・研究集会		58
新規加盟館紹介	浜松大学附属図書館 修文大学・一宮女子短期大学附属図書館 中京学院大学総合メディアセンター		65 66 67
会 則 等			68
総会当番館一覧			71
加盟館一覧			72
役員館一覧			76
研修会一覧			77
広告主一覧			

デジタル・ネイティブと大学図書館の可能性

名古屋大学附属図書館長

松浦好治

技術革新は、日常生活を大きく変えるだけでなく、教育研究のやり方さえも変えていきます。長い歴史を持つこの協議会の設立当時、図書館の知的資源は基本的に紙でありました。しかし、情報技術の革新は、図書館の知的資源の中心を紙情報から電子情報にしまいました。

この変革は、情報入手の方法の変化を見れば明らかです。かつての図書館での情報調査は、カードカタログが頼りでした。しかし、それは、「もう動かないおじいさんの時計」になっています。1990年代からインターネットが本格的に展開していったときに、情報の探し方が根本的に変わったのです。若い世代は、この新しい環境の中で成長してきました。古い世代の教員の中には、依然として印刷物である図書や雑誌で調べ物をしている人が残っています。ところが、教室では、インターネットを上手に使う学生の方が、教員よりも早く広く、しかも最新の情報や関連情報を発見して、提供できるということが現実に起こっているのです。

もちろん、インターネットを使った調査の定石が出来上がっているのかというと、そうではありません。書誌を使う方がうまくいくことも少なくないのです。それにしても、将来を担う若い世代がこれまでとは違う情報の集め方、分析の仕方、総合の仕方を求めていることは明らかです。図書館は、これまでとは違う知的生活をする新しい世代の求めに対応していかなければなりません。

考えてみると、個人用のコンピュータ（いわゆるPC）の普及は、19世紀の末以降、進んできた学問の専門分化と教育研究の個人化をさらに進めたのかもしれない。例えば、私の属する法律学の領域では、「昔はいろいろな領域のことが分かったものですが、最近では隣で何が起きているのかわからない。」という話をよく聞きますし、ヘッドセットをして、独りで黙々と学ぶ学生の姿もよく見かけます。

その一方で、大学の国際化が一層進展しています。例えば、名古屋大学は、現在1,200人ぐらいの留学生を抱えています。10年後にはそれを倍増させ、英語の教育も本格的に提供しようとしています。多文化と多言語の交流というこの動きにも図書館はついて行かなければなりません。

現在、図書館の機能を高めようとするれば、単一の大学でできることは限られています。単一大学のキャンパスを越えるような仕組みが必要ですし、相互の協力が必要です。そこから図書館の生きたネットワークを媒介にするより良いサービスと新しい図書館像が生まれることが期待できます。

図書館の新しいサービスや業務は、利用者の要望を真摯に受け止め、対応しようとするところから創造されます。本日の総会・研究集会は、「デジタル・ネイティブと大学図書館」がテーマとなっています。話題の中心は全く新しい世代、生まれたときからデジタル・メディアに囲まれていた「デジタル・ネイティブ」です。そういう人たちの実像を知り、彼らの発想を理解し、上手に交流しながら新しい図書館の世界を切り拓く機会になればと期待しております。

図書館業務と著作権

文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室管理係長

南川 貴宣

1. はじめに

皆様こんにちは、ただいまご紹介に預かりました文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室管理係長をしております南川と申します。

私からは「図書館業務と著作権」についてお話させていただきます。

最初に「図書館サービスと著作権」ということで、図書館は、本やCD、映像資料等の著作物の含まれるものを日常的に多く扱われますので、著作権に関する知識は不可欠であると言えます。

例えば、コピーサービスですと複製権が関係するなど、色々な利用の場面に、著作権が関係することになります。

2. 権利の内容について

複製権、貸与権、演奏権は著作権のうち、財産権の内容を構成する支分権と申しますが、図書館サービスで関わってくるのは、これらの支分権が主であると思います。こういった権利に係る著作物の利用に関しては、原則として著作権者の許可が必要になるのですが、図書館等は公共的な機能を持つ施設であるため、一定の条件を満たせば、許可が不要となる場合があります。

① 複製権

複製権については、すでに、ある程度、皆さんご存知だと思いますが、誤解をされるようなケースも見受けられますので、簡単に解説させていただきたいと思います。

複製権は著作権法の 21 条に規定されている権利です。なお、複製とは著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することと定義されています。このように、複製

と申しましても、非常に色々な行為が複製に該当することになるわけです。

例えば、言語の著作物である場合、誰かが講演するという行為は、口述するとともに、著作物を創作していることになるのですが、このような講演を録音することは複製ですし、また、その講演を筆記すること、また、それをコピーすること、スキャナーで電子媒体化することも複製になります。絵画であれば、飾られている絵画を写真に撮ることも複製になりますし、その写真をプリントアウトすることも複製です。また、演奏されている楽曲などを録音したり、録音したCDをコピーしても一枚つくることも複製です。このように、複製の範囲は非常に広いものです。

なお、脚本等の上演、放送等を録音・録画することや、図面に従い建築物を完成することも、建築の著作物の複製にあたるということも、例外として規定に書かれておりますので、掲げておきました。

② 上映権

次に上映権ですが、上映権の規定には、「公」という概念が関係しています。上映権以外にも、上演権・演奏権、公衆送信権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権には「公」や「公衆」といった概念が関係する権利です。つまり、ここに挙げた権利については、公に向けて、行われるものでなければ、権利抵触することはないということです。例えば、上映に関して言えば、公に対して映画を見せるのであれば、上映権に関係することになりますが、個人が家で映画を見るという行為は上映権に関係するものではありません。一方、先程、お話ししました複製については、特に、

公衆に対してという条件はありませんので、申し添えて起きます。

では、公衆の定義ついてですが、「公衆とは…不特定または特定多数の者」と書かせていただきました。一人であっても、他の人から同様のことを求められて同様のサービスを実施するような場合であれば不特定となり、これは公衆に対して行っていることとなります。

一方、特定多数ということについてですが、例えば、著作物を上映するとき、人数が特定されている場合であってその人数が多数であれば、これは公衆にあたります。

それでは、話を戻しまして、上映権についてですが、上映とは、著作物を映写幕等に映写したり、パソコン内に固定された「動画」や「静止画」をディスプレイ上に映し出して公衆に見せるような行為です。

③ 公衆送信権

次に公衆送信権についてですが、公衆送信にはどのようなものが該当するのか。これは、大きく分けると、放送と有線放送、自動公衆送信とその他の公衆送信があります。放送とは放送局から無線送信されるのもので、有線放送とは、ケーブルテレビなど有線送信されるもの、また、自動公衆送信はインターネットのホームページの情報をサーバーにアップロードする等の行為を指します。

ここで、「自動公衆送信は公衆からの求めに応じ自動的に送信するもの（送信可能を含む）」とありますが、自動公衆送信の場合は、送信可能化した時点で自動公衆送信にあたるということになっています。

ホームページの仕組みを簡単に言いますと、ホームページを Web 上にアップするとき、サーバーにその情報を複製することになりますが、この情報にはアドレスが割当られており、閲覧者は、このアドレスを指定することで、ホームページを見ることができるという構造になっているわけです。ここでいう、サーバーに情報をアップロードする行為が送信可能化にあたります。従って、自

動公衆送信の場合、サーバーに情報をアップロードした時点で、公衆送信をしたということになります。

また、その他の公衆送信というと、例えば、FAXで情報を公衆に対して送るということであれば、公衆送信に当たることになります。

なお、公衆送信の場合、「同一構内における送信は、公衆送信にあたらぬ」とされています。同一構内とはなにか。一般的に同じ建物で、同じ人が占有している部分がそれにあたると、これらの間で送信する場合は、公衆送信にはあたらないということになります。例えば、本日の会場であるアクトシティに私が持っている複数の部屋があって、その間がローカルエリアネットワークなどで結ばれている場合、そのネットワークの中で送受信を行うことは公衆送信にはあたらない。しかし、私以外にAさん、Bさんなどが別の部屋を持っていて、AさんやBさんに情報を送ることになれば、同じ人が占有していることにならないので、公衆送信にあたるということになります。

他にも、解説していない権利もありますが、時間の都合もありますので、あとは、普段問い合わせ等の中で、理解していただきにくい「翻訳・翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利」について、解説をしておこうと思います。

④ 翻訳・翻案権等、二次的著作物の利用に関する現著作者の権利

まず、翻訳・翻案権についてです。例えば、ある小説の英語版を日本語に訳したいというとき、翻訳者は原作者に翻訳の許諾をとる必要がありますが、これは、原作者が翻訳権を持っているからということになります。なお、翻訳された著作物は、二次的著作物といわれます。

では、次に、出版社がその翻訳した小説を出版したいという場合ですが、このとき、出版社は、当然翻訳者の許諾が必要になりますが、小説の原作者は二次的著作物の利用に関する権利を持っているため、小説の原作者にも許諾を取らないといけないということになります。

それでは、翻訳・翻案等において、ほかにどの

ようなものがあるかということですが、2次元のものを3次元にすること（例えばあるキャラクターの絵（2次元的なもの）から、立体的な人形（3次元的なもの）をつくる）や小説を映画化することも翻案になります。

3. 権利制限規定

① 図書館等における複製

では、次に主な権利制限規定についてお話ししていきたいと思います。図書館等での複製についての著作権法第31条は皆さんご存知だと思います。

それでは、条件について、1つ1つ見ていきたいと思います。

「調査研究を行う利用者の求めに応じて、既に公表されている著作物の一部分（既に次号が発行されている雑誌の中の個々の著作物については全部でよい）を一人につき一部提供する場合」とありますが、この規定をもとに図書館ではコピーサービスが行われているわけです。

では一部分とは何、ということですが、昭和51年の著作権審議会の第四小委員会で、一部分というのは、少なくとも半分を越えないものとされ、これがひとつの指針になっていると思います。なお、一部分というのは、著作物の一部分であって、例えば事典について、事典の中にはいくつかの項目に分かれて解説がありますが、項目全体の半分というのが、一部分にあたるのかということそれはそうではありません。事典の場合は、項目のひとつひとつが通常別々の著作物であると考えられますので、それぞれの項目の半分というのが、著作物の一部分ということになります。

また楽譜の場合であれば、それぞれの楽曲の半分を越えないというのが、一部分といわれています。

「既に次号が発行されている雑誌の中の個々の著作物は、全部でよい」とありますが、たまに、翌日の新聞が発行された場合、新聞全部を複製してよいか、と聞かれたりすることがあります。この場合も、あくまでも中の個々の著作物については全部でよいということで、新聞全部をそのまま

コピーしてよいとはなりません。新聞は、著作物の集合体であり、中にはいろいろな記事や、記事を解説する写真等もある。いろいろな著作物が新聞の紙面にあるわけです。そのひとつひとつの著作物は全部コピーしてもよいということになるわけです。

また、新聞全体としては、編集著作物であるという考え方が成り立ちます。編集著作物とは何かという著作物を集めて編集したもので、各写真や記事は素材ですが、素材の選択又は配列において創作性があれば、これは編集著作物ということになります。

条件の中で、「コピー行為の主体が図書館等である」と書かれています。主体が図書館等であるという言い方が微妙であります。果たして図書館で誰がコピーをしないといけないのかという話になります。

多くの図書館では、利用者が調査、研究等の目的でコピーを申し込んできたとき、図書館の人でなく、利用者自身がコピーすることが多いと思います。このことは、条文に照らし合わせて果たしてどうなのか。昭和51年の著作権審議会第四小委員会報告の中では、請求者自身であろうコピーの複写、コイン式の複写は、そもそも31条の規定の主旨を逸脱しているであろう。そうはいつても、請求から交付に至る手続きを厳正なものとするれば、給付されてもいいという見解もあるであろうという言い方をしています。

私がお聞きしているところによると、著作権の権利者の方と図書館協会さんとの話し合いでは、利用者のコイン式複写については、入り口と出口をきちんと図書館の方が管理（複製の部分、枚数等のチェック）をしていれば、複写を可能にしているとお聞きしており、実態上、コイン式複写が許容されているわけです。

「図書館の資料保存のために必要がある場合」ですが、保存のために必要とはどういう場合があるのか。通説的な考えによると、貴重な書籍の損傷・紛失を予防する目的の場合や収蔵スペースの制約のために、マイクロ・フィルム等に縮小複製して保存することなどを想定しているとされてい

ます。ただ、保存のためならば何でも良いということではなく、例えば、図書館資料を利用者に見やすいように電子化したものを図書館内で閲覧させるということは、「今の図書館資料保存のために必要がある場合」にはあたらないと思います。

「他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料のコピーを提供する場合」についてですが、例えば高額だから入手することが難しい、外国の書籍を入手するまで非常に時間がかかるなどの理由は、入手困難な場合にはあたらないと考えられます。絶版なので手に入らない等、入手することが困難であるという場合に複製ができるというのが、趣旨であると考えられます。

② 引用

次に 32 条の引用の条文についてお話します。なぜお話させていただくのかというと、図書館自体が引用を行うことは、あまり例はないと思いますが、最近、図書館では著作権に関する質問を受けることが多いとお聞きしておりますので、お話ししておきたいと思います。

例えば、大学の先生や学生さんが論文を執筆する場合、職員が広報物を作成するという場合は、いろいろな著作物が関連してきて、自分の文献の中に、他人の創作物を借りてきて使用する例がよくあることであろうと思います。

引用という条文は、著作権法の制限規定の中でも、非常に裁判例が多い条文です。条文には、「公表された著作物は、引用して利用することができる」とあります。

つまり、31 条等は基本的に複製のみ可能ですが、32 条は引用して利用できるということですので、複製だけでなく、それ以外の利用も可能ということになります。ですから図の中に例をあげましたが、本の中の一部分を自分の論文に引用するような複製利用、ホームページの場合には複製し公衆送信すること、講演の中で口述をするときにも人の論文を引用するなど、いろいろなケースが考えられるわけです。

では、それについての要件は何かということで、

条件を書かせていただきました。

1. 公表済みの著作物であること。未公表のものは引用ができません。
2. 引用の目的上「正当な範囲内」であること。
3. 引用を行う「必然性」があること。
4. 引用部分とそれ以外の部分（自分の創作部分）の「主従関係」が明らかであり、また引用部分がカギ括弧で明瞭に区分されていること。
5. 「出所の明示」が必要

出所の明示というのは、例えば論文の中に人の著作物を引用する場合、いわゆる出典といいますが、誰のどういう本から引用したか等を明確にしておかなければいけないということです。

6. 翻訳は可、翻案は不可とあります。そのため、ダイジェスト引用というか、人の論文の中からダイジェスト版をつくって引用することは不可ということになります。

以上挙げた条件のうち、条文の中では「公正な慣行に合致することが必要」「引用の目的は正当な範囲で行われていること」しか、かかれていません。

4 つ目の主従関係や引用部分が明瞭に区分されていること等は条文には書かれていないのですが、引用の判例はこの「主従関係」及び「明瞭区分性（引用部分がその他の部分と明瞭に区分されていること）」、この 2 つの要件をもとに、判断されていることが多いです。

例えば人の論文から文章を引用する場合、実質的には、相手の論文を紹介するために自分の文章がかかっているという場合や量的に見て引用される部分の方が大半を占めている場合などは、主従が逆転しているのであって、これは引用にはあたらないということになります。また引用部分が明瞭に区分されていることが必要なので、引用部分が自分の著作物に溶け込んでいて、どの部分が引用かどうかわからない場合、これは引用とは認められません。

また、引用する方も、引用される方も著作物でないといけないという判例もあります。ですから、著作物でないものに著作物を載せても、それは引

用と認められないということになります。

出所の明示が必要ということについてですが、出所明示義務が48条にありまして、出所明示の義務に違反した場合は、著作権侵害にはなりません、出所明示義務違反という別の罰則にあたることになります。ただし、そもそも引用という場合には、出所の明示がなされることが慣行であるということで、出所明示を欠く場合、そもそも公正な慣行に合致せず、著作権侵害にあたるという判例もありますので、ご留意下さい。

③ 非営利・無料の場合の上演・演奏・上映・口述

次に、映像の関係で三浦先生からこの後、お話いただくかもしれませんが、映像等の利用に関しては、38条1項の規定があります。非営利・無料・無報酬であれば、無許諾で上演・演奏、上映、口述ができるというものです。従って、非営利・無料・無報酬であれば、演劇の上演や、音楽の演奏（CDをプレーヤーで音楽を再生することも演奏）、読み聞かせ（口述）、映画の上映等が無許諾でできるということになります。

では「無料」とはどういうことなのか、例えば演奏会を開くにあたって、会場代や設営費等に係る料金を聴衆等から徴収する場合、これは実費であったとしても、有料という扱いになります。

一方、著作物の利用に直接関係のない実費、例えば、児童対象の読み聞かせ会でのお菓子代の徴収等は、有料とは扱いません。つまり、ここでいう料金は、著作物の提供又は提示の対価としての性格を有するものであり、著作物の提供又は提示に必要なお金として徴収されているのであれば、料金に該当するということになります。

次に「営利」とは、反復継続して、著作物の利用行為から直接的に利益を得る場合や間接的に利益に寄与していると認められる場合をいいます。

「報酬」とは、出演者等に出演の対価を支払うことを指します。

また、著作物の利用に際して、複製、翻案、翻訳は不可とありますが、本規定では、そのまま著作物を上演したり、演奏したり、口述することが可能ということになります。例えば上演をするた

めに台本をコピーして配る、演奏する中で楽譜が必要なので皆の分をコピーしようということはできないということになるわけです。

では、翻訳、翻案ということについて違う例を挙げますと、例えば演劇の中で全体のストーリーは長いので、抜粋したダイジェスト版を作って上演することもあるかと思いますが、これは翻案にあたるため、できないということになります。

図書館などでは、図書館資料の中で「映像資料を貸してください」とか、「授業で使うので借りてみんなの前で見せていいのですか」という話しを聞くのですが、それ自体は、非営利・無料・無報酬であれば、著作権侵害にはなりません、ただ契約の問題はありまして、例えば、レンタルビデオを授業で見せる場合、レンタルの規約には、個人で楽しむために限ると記載されているとすれば、レンタルしたDVDを多くの人を前にして上映することは、契約違反になる可能性はあります。そのため、契約の規定の部分を注意しておく必要があると思います。

④ 非営利・無料の場合の放送番組等の伝達

次に非営利・無料の場合の放送番組等の伝達についてですが、なぜこれを取り上げたかと言いますと、先程のお話しした非営利・無料の場合の上演等と比較するために、取り上げたのですが、例えば放送とか、公衆送信されてきた著作物をそのまま誰かに見せる、例えば市役所などのロビーで、大きなテレビが置かれていて、放送されるテレビ番組を流すことなどが公の伝達になるのですが、非営利・無料で行うのであれば、大きなテレビで見せていても可能であるといわれています。

一方、通常の一般家庭で使われているような普通のテレビで放送されるテレビ番組を流す場合、非営利・無料でなくともよい。

ラーメン屋さんなどに家庭用のテレビが置いてあってテレビ番組を流している場合、営利性を帯びることになりますが、テレビは見せられることになります。

「非営利・無料の上映」との違いはというと、例えば放送番組を録画して、それをお店のテレビ

で見せる場合、これは「公の伝達」ではなくて、「上映」にあたります。なぜなら、「公の伝達」というのは、流されてきた（公衆送信されてきた）著作物をそのままを見せることなので、その途中に一旦、複製したとか録画をすると「非営利・無料の公の伝達」にはあたらないことになります。まとめますと、放送番組をそのまま家庭用のテレビで見せる場合であれば、営利性があっても無許諾でできるわけですが、録画した放送番組を上映する場合は、非営利・無料で行うのでなければできないということになるわけです。

⑤ 非営利・無料の場合の本などの貸与

次に、「非営利・無料の場合の本などの貸与」ですが、図書館による本やCDの貸し出しが行われていますが、これは38条4項「非営利・無料の場合の本などの貸与」に従って行われているということになります。なお、38条4項の場合、非営利・無料であれば貸与ができますから、図書館でなくても我々がやっても問題がないわけです。

なお、映像作品（映画の著作物に）については38条5項が別途ありまして、38条4項とは違い、視聴覚教育施設等でしかできないという施設の限定があり、また、補償金を支払わなければならないという違いがあります。なお、38条5項の適用のある施設には、大学図書館含まれません。では、ビデオや映画をどのように貸しているのかということについて、貸与権付きのビデオがありまして、一般に販売されているものに比べ、金額が上乗せされているわけですが、これを貸してもよいということにしているようです。

たまに図書館の方から受ける質問で、「資料を貸し出す際に雑誌の付録のDVDと一緒に貸し出してもよいか。」というものがあります。本の部分は38条4項により貸し出しは可能であるが、DVDについては、例えばその中に映像作品が収録されているのであれば、38条5項に係ることとなり、貸与できる施設であって、補償金を払った場合でなければ貸し出しできないということになります。

4. 図書館の行う事業に係る著作権の問題

次に「図書館の行う事業に係る著作権の問題」についてお話しします。今までの話は、著作権の基礎知識の部分でしたが、ここからは、現在、大学の図書館では行われている行為について、果たして著作権法に照らし合わせてどうなのかということをお話ししたいと思います。

① 機関リポジトリ

最近、各大学で機関リポジトリを構築しているとの話が多く聞かれます。機関リポジトリとは自分の大学の論文を電子化して、外に対して公開等行うことと理解していますが、こういった場合に著作権に関連して注意する点は何か、考えてみたいと思います。機関リポジトリを行う場合、論文を大学の図書館に寄稿してもらうとき、どういふことに気をつけなければならないのか。1つは許諾をとるのは、当たりまえですが、大学などの論文は学会誌に投稿されているケースがよくあるようで、学会誌や学会発表に使われた論文というのは、著作権は、学会や学会誌に帰属すると規定されている例も多いようです。ですから投稿されたものは、実は先生、ご本人の意識はなくても、著作権はすでに先生にはない場合もあり、自分の大学の機関リポジトリに掲載しようと思うと、学会等に対して、許諾を取らないとできないということになります。

また、例えば、先生の論文に他人の著作物が含まれていて、その論文を機関リポジトリの中で公開をしたが、外部から自分の著作物を勝手に公開されていると指摘されるケースもあるわけです。このような、リスクは完全に払拭することは難しいことですが、先生に対して論文の著作権の問題がクリアになっているか確認したり、また、そもそもその問題として、先生方にある程度の著作権の知識を持っていただくことも必要であると思います。

さきほど引用のお話をしましたが、先生が論文を執筆する際、32条に基づき、適法に引用行われているのであれば、そのまま公開する場合、引用とは、引用して利用することができる、つまり公

衆送信もできるわけですから、リポジトリを通じて公衆送信を行ったとしても、これは、著作権侵害にはならないわけです。

では、先生の許諾を得て、公開後のことについてですが、公開した著作物のどのような利用を許諾するのか。当然、大学機関の決定方針などがあるのでしょうか。例えば、ある論文があって、それをアメリカの人が英語に翻訳するという可能性もあり、そういった場合、27条の翻訳の権利の問題であるとか、28条の二次的著作物に関する原作者の権利の問題なども関係してきます。つまり、大学側が外側に対してどのように公開していくか、著作権者たる先生などとの間で取り決めをしておく必要があります。

また、投稿規定の中で学術論文の、権利を譲り受ける場合は、「この投稿をすることによって、全ての著作権は大学に帰属する」と書くことができるとすれば、注意していただきたいのは、27条28条の翻訳・翻案権と二次的著作物に関わる原作者の権利に関しては、とくに特出しをしないと権利の譲渡がなされていないことになるということです。つまり、すべての著作権は大学に帰属するという書き方では、実は27条、28条は元の権利者に残っているということになるわけです。

これは機関リポジトリに限らず、著作権の契約一般に言えることですが、例えば大学のパンフレットを創るとき、業者にお問い合わせすると、著作物の創作者が著作権者になりますので、大学が、こと細かに指導をして、それをそのまま絵にした場合ですと大学が著作権者になることもありえますが、大学のPR資料を創ってくださいと素材を手渡しただけの場合は、パンフレットの著作権自体は業者が持つことになります。これを大学が自由に利用するために、業者との契約の中で著作権を移譲するにあたりパンフレットに関する著作権は、すべて大学側に譲渡されるものとした場合、すべてと書いても27条、28条の権利は移譲されていないことになるので、パンフレットの中の著作物を後々翻訳しようとする、実は権利が移っていないということ、もともとの業者に許諾をとらなければならないことが起こりうるので注意が

必要です。

② I L L

次に、I L Lについてですが、図書館間の相互貸借はいろいろなケースがあり、一般的には自分のところのない本を他館で借りて、それを31条の範囲で複製して、利用者に渡すことが現実に行われているわけです。

これは、どちらで複製するかの問題があって、例えば貸し出し館と借り受ける館があって、借り受ける館に通常利用者は申し込むのですが、借り受け館に申し込んだ利用者というのは、果たして貸し出し館における利用者にあたるかどうか。その辺は、はっきりなかなか整理されていません。一方、借り受け館が借りた書籍を、自分のところで複製が可能かと言うと、31条で複製が可能なのは、図書館所蔵の資料であるといわれているわけです。では、所蔵の資料とは何かというと、所有権がないといけないというわけではない、つまり図書館が完全に所有していなくてもよいのだけでも、ただ相互貸借で一時的に借りているような資料を所蔵資料といえるかどうか、これは難しいというのが、一般的な考え方です。

所蔵資料はどういうものかということ、継続的に図書館の管理下におかれているようなもの、例えば、ある人から寄託を受けて図書館で保管をしている資料等は所蔵資料ということになります。

F A Xの送信に関しては、公衆送信に関係してきます。例えば私が図書館からF A Xで書籍のコピーを送ってもらうことは、公衆送信に関係してくるので、できないということになります。

大学間同士で資料を送り合うことは、例えば一大学と一大学でやる場合は、公衆ではなく、単独でのラインしかないのが公衆ではないといえるのかもしれませんが、送信のそれぞれは対一の関係であっても、求めがあれば誰に対しても同じようなサービスを行うという場合、利用者は大勢おり、公衆にあたるので、大学間のF A Xのやりとりも公衆送信ということになるでしょう。ただこの部分は、図書館の協議会さん、日図協さんはI L Lの公衆送信については、法改正の要望等もあ

るようですが、いまだ実現には至っていないのが現状です。

ですが、サービスのために何でも法改正して、新たな権利制限を設けるといふより、法改正によらずとも、権利者及び利用者の話し合い等によって解決ができる問題も多くあると思います。

「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」などを権利者団体とお話を続けていただいて、FAXの図書館間でのやりとり、借り受け館と貸出し館の間で借りたものを複製したとか、一定の基準のもとにはできるようになっていることは、大学図書館の先人の皆さんのご努力によって、可能になった素晴らしい事例と思っています。

③ e-DDS

最後に e-DDS についてです。e-DDS とは Electronic Document Delivery Service の略ですが、図書館は利用者から申し込みがあったら、自分の所蔵資料をスキャナーでとって、データを利用者に対してメールで送る。利用者は、わざわざ図書館に来なくても自分の研究室のパソコンで図書館から送られてきた情報が見られて、自分のところでプリントアウトできる。プリントアウトしたときは、即データを消してくださいという運用がなされているとお聞きしています。

それでは e-DDS は、そのやり方がはたして著

作権法にふれないのか。利用者の求めに応じて、画像をスキャナーで複製する、これは、複製には違いないので著作権法第 31 条に基づき、複製はできる。では、複製物を研究室に送るといふのはどうか。これは公衆送信という権利が関係してきますが、可能性として公衆送信は、同一構内と言えるかどうかということがあります。

例えばキャンパスをまたいでいるとどうか。A キャンパス、B キャンパスがあり、B キャンパスに図書館があり、A キャンパスの人が e-DDS のサービスを使って、A キャンパスにある図書館から著作物の複製したものを送ってもらうという、これは同一構内といえないので、公衆送信権に抵触することになると考えられます。

最後になりましたが、著作権に関する情報や資料は、文化庁のホームページでもたくさん公開しています。図書館に関しては図書館の専門の講習会も実施しており、受講された方もいらっしゃると思いますが、この情報も逐一、ホームページに出しています。

また「なるほど質問箱」というものがありまして、過去にお問い合わせのいただいた著作権の質問や回答等を収録しています。いろいろな質問に Q & A 形式で回答しているものですので、こういったものを見ていただくのもご参考になるのではないかと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

映像資料の利用と著作権法について

国士舘大学法学部

三浦正広

1. はじめに

図書館における「映像資料の利用と著作権法について」というテーマについて、図書館における映像資料の利用に際して生じうる著作権法上の問題点について検討することとする。その前提として、時代の進展に伴うメディアや情報技術の発達とともに変容してきた著作権制度のあり方を理解することで、図書館における映像資料の利用に関する著作権法上の問題を考察するときの手がかりを模索したいと考える。

そのうえで、図書館と著作権法に関する一般的な問題、多摩市立図書館複写拒否事件、図書館に関する著作権法上の権利である貸与権、頒布権、上映権、複製権について、著作権法における映像資料の位置づけ、映画の著作物と頒布権理論、中古ゲームソフト訴訟、映像資料の利用に関する著作権法上の問題点について検討することとする。

2. 図書館と著作権法

(1) 図書館等における複製

政令で定められた図書館その他の施設においては、次の3つの場合に、営利を目的としない事業として、図書館資料を用いて著作物を複製することができる(著作権法31条)。

- ① 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合(著作権法31条1号)
- ② 図書館資料の保存のため必要がある場合(著作権法31条2号)
- ③ 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

(著作権法31条3号)

まず、政令で定められた図書館その他の施設とは、国立国会図書館、公共図書館、大学や高等専門学校等の図書館など、司書またはこれに相当する職員が置かれている施設に限定されており、小・中学校や高等学校の学校図書館は含まれていない¹⁾。複製することができる図書館資料には、書籍や雑誌だけではなく、音楽や映像などの視聴覚資料も含まれる。

①は、調査研究を目的とする利用者の求めに応じて、図書館がその図書館資料を複製する場合であり、鑑賞用として複製することは認められていない。この複製は、公表された「著作物の一部分」でなければならず、1つの著作物を全部複製することはできない。少なくとも半分以下であることを要する²⁾。ただし、定期刊行物(雑誌)に掲載された著作物は、発行後相当期間を経過したものについては全部複製が認められている(著作権法31条1号かつこ書)。「発行後相当期間」とは、少なくとも定期刊行物が発行されてから、次号が発行されるまでの間であると考えられている³⁾。さらに、その複製物の提供は「一人につき一部」に限られる。

②は、図書館自体が、その所蔵する図書館資料を保存する必要がある場合であり、具体的には、マイクロ・フィルムやマイクロ・フィッシュ等によって縮小複製して保存する場合、貴重な稀覯本の損傷・紛失を予防するために複製しておく場合、資料の汚損頁を補完するために複製する場合などが想定されている⁴⁾。

③は、図書館相互に関する規定である。絶版などの理由により、物理的に入手することが困難であって、古本屋でも購入することができないよう

なものについて、図書館が複製してその複製物を提供することができる⁵⁾。

この著作権法31条によって複製行為を行なう主体はあくまで図書館であって、利用者の複写申請によって図書館員がコピーする場合はこれにあたる。図書館が設置したコイン式コピー機を利用して利用者自身がコピーする場合や、外部の業者がコピー機を設置して行なうコピーサービスは、著作権法上は許されていない。ただし、実際の運用において、権利者と図書館の協議により、図書館がコピー機の管理について責任を負うという条件のもとで、コイン式コピー機による複写サービスが容認されている⁶⁾。

図書館間の相互貸借に関して、文献複写の相互依頼を行なう場合、複写依頼を受けた図書館が、この著作権法31条の範囲内で、複製物を郵送、ファックス送信またはインターネット送信して利用者に提供することは実際の運用において行なわれている⁷⁾。

そのほか、図書館における複製に関しては、電子図書館やインターネットなどの普及とともに、今後も著作権と利用者の利益が衝突する機会が増大することが予想される。とりわけ著作権法31条1号の解釈については、著作物の公正な利用を促進する立場から、著作権の保護に配慮しつつ、調査研究を目的とする利用者の利益を尊重するような対応が必要とされよう。

(2) 多摩市立図書館複写拒否事件

多摩市の住民X（原告）が、多摩市立図書館において、『土木工学事典』（本件著作物）の1項目について複写を申請したところ、図書館長は、著作権法31条1号の規定により、項目全部の複写はできないと回答した。そこで、Xが、多摩市（被告Y）に対し、その複製物の交付および国家賠償を請求したという事案である。本件著作物は、本文822頁、全18節からなる編集著作物であり、Xが複写を請求した部分は、第2節「土質力学・土構造」（全8項目）のうちの1項目「地盤の安定問題」（15頁）という部分であった。

東京地判平成7年4月28日は、編集著作物で

ある本件著作物の各項目は、それぞれが独立した著作物であるから、「Xの請求した本件複写請求部分は、著作物の全部に当たるものであって、『著作物の一部分』の複製物の提供を認める著作権法31条1号の規定に当たらないものというほかはなく、その全部の複写を求めたXの申込みに対し承諾しなかったYの行為に違法性はない」してXの請求を棄却した⁸⁾。

著作権法31条1号の「著作物の一部分」を厳格に解釈すると、本判決の判断は妥当なものということになるが、この判決に対しては反対意見も多い。自由利用を認めている著作権の制限規定の趣旨や図書館における複写の実態などを考慮すると、利用者の調査研究の妨げとなるような解釈をすべきではない場合も多いといえよう。

(3) 貸与権・頒布権

(a) 貸与権

貸与権は、貸レコード業を規制するために新しく設けられた権利であるが、その対象は音楽の著作物に限定されることなく、映画の著作物を除くすべての著作物の複製物が貸与権の対象となる。音楽レコードや音楽CDなどが著作物の複製物として、その貸与行為について貸与権が行使されることとなるが、VHSのようなビデオテープやDVDなどに収録されている映画ソフトは、映画の著作物の複製物にあたり、その貸与行為は貸与権ではなく頒布権の対象となる。したがって、音楽著作物の複製物はもちろんのこと、映画の著作物を除くすべての著作物について、その複製物を公衆に貸与するにあたっては、原則として著作権者の許諾が必要となる。

(b) 頒布権

頒布権は、映画の著作物についてだけ認められており、その著作権者は、映画の著作物の複製物を頒布する権利を専有することになる⁹⁾。すなわち、「映画製作者」が映画の興行について独占的な流通コントロール権をもつことになる（著作権法29条および2条1項10号参照）。

(c) 営利を目的としない上映・貸与・頒布

(ア) 営利を目的としない上映

教育や文化活動を促進する趣旨から、学校の学芸会や文化祭における演劇の上演や音楽の演奏、授業における映画の上映や教科書の朗読などのように、①営利を目的とせず、②聴衆や観衆から料金を徴収せず、かつ、③出演者等に報酬が支払われない場合には、公表された著作物を上演・演奏・上映・口述することができる(著作権法38条1項)。

著作物の上演・演奏・上映・口述が、非営利事業として行なわれることが必要であり、3つの要件を充たさなければならない。

①営利を目的としないこと。著作物の利用行為が直接的に営利を目的とする場合はもちろん、間接的に営利を目的とする場合も含まれる。たとえば無料の上映会や演奏会であっても、宣伝を目的として開催されるものであれば、営利性があると判断されることになる。著作物の利用主体が営利団体か否かが重要な判断要素といえる¹⁰⁾。

②聴衆や観衆から料金を受けないこと。「料金」とは、入場料や施設使用料など、どのような名目で徴収されるかを問わず、著作物の提供・提示について、聴衆や観衆から受ける対価を意味し、上演や上映を行なうための会場設営費のような必要経費を徴収することも「料金」にあたる。教育や福祉目的の公演であっても、入場料等を徴収する場合には、本条の適用はない。

③出演者等に報酬が支払われないこと。上演・演奏・上映・口述を行なう著作物の実演家や、口述を行なう者に対して報酬が支払われないことが必要である。「報酬」とは、出演料や謝礼金などの名目を問わず、実演の提供に対する反対給付を意味し、実質的な経費の額を超える費用が支払われる場合は報酬に該当すると考えてよい。

(イ) 営利を目的としない貸与

貸与権(著作権法26条の3)のところの説明したように、昭和59年(1984年)の著作権法改正により¹¹⁾、貸与権が創設されたことにより、音楽レコードだけではなく、映画の著作物を除くすべての公表された著作物に貸与権が認められた。そ

こで、図書館などの公共施設における書籍などの非営利・無償の貸与を従来どおり自由に行なうことができるようにするために、著作権法38条4項が設けられることとなった。

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により公衆に提供することができる。映画の著作物には頒布権が認められているので、貸与の対象からは除かれている(著作権法38条4項)。

(ウ) 営利を目的としない頒布

昭和59年(1984年)の著作権法改正により、映画以外の著作物について貸与権が付与されたこととの関連において、公表された映画の著作物についても、政令で定める施設に限定して¹²⁾、貸与を受ける者から料金を受けない場合に、貸与により頒布することができる(著作権法38条5項前段)。

非営利の貸与の場合とは異なり、映画の著作物の貸与を行なう場合は、権利者に相当な額の補償金を支払わなければならない(著作権法38条5項後段)。「相当な額の補償金」とは、通常の使用料に相当する額を意味し、貸与を行なう施設と権利者団体との協議により定められる¹³⁾。

3. 図書館における映像資料の利用と著作権法

(1) 著作権法における映像資料の位置づけ

(a) 映画の著作物

著作権法は、「映画の著作物」を著作物の1つの類型として保護しているが(著作権法10条1項7号)、映画の著作物について明確な定義規定を置いていない。一般的には、連続する影像によって表現されている著作物が映画の著作物であり、フィルムなどの物に固定されていることが成立要件とされている(固定要件)。著作権法における映画は、一般に劇場用映画が想定されているが、もちろん映画フィルムに限定されず、ビデオ・テープやディスクなどの記録媒体に収録されていれば映画の著作物としての要件を充たすことになる。

また、この映画の著作物には、「映画の効果に

類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物」を含むものとされている（著作権法2条3項）。したがって、テレビの生放送番組などは、映画の著作物としては保護されないことになる。

昭和60年（1985年）の著作権法改正により、コンピュータ・プログラムが著作物として規定される以前であっても、「パックマン」などのビデオゲームは、そのソース・プログラムに言語の著作物としての著作物性が認められ、著作権法によって保護されていたが、喫茶店等におけるビデオゲームの上映をめぐる、ビデオゲームが「映画の著作物」に当たるか、すなわち、著作権法2条3項にいう「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物」といえるか否かが争われた。東京地判昭和59年9月28日〔パックマン事件〕は、「映画の著作物の表現方法の要件としては、『映像が動きをもって見えるという効果を生じさせること』が必須」であること、「映画の著作物は『物に固定されていること』が必要であること」、「物に固定されているとは、著作物が、何らかの方法により物と結びつくことによって、同一性を保ちながら存続しかつ著作物を再現することが可能である状態を指すものということができる」などの要件を示したうえで、ビデオゲーム「パックマン」が映画の著作物に該当することを認めた¹⁴⁾。

(b) 映画の著作物の著作者

著作権法の原則では、著作者とは「著作物を創作する者」（著作権法2条1項2号）ということになっているが、映画の著作物の製作にあたっては数多くの者が関与するため、著作権法は、その著作者について例外規定を置いており、映画の著作物の著作者とは、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とされる（著作権法16条）。映画の著作物の原作小説、脚本、映画音楽その他の著作物の著作者は、映画の著作物の著作者とはならない。それらの著作者は、それぞれの著作物

の独立した著作者となる。

(c) 映画の著作物の著作者

映画の著作物の著作権は、原則として「映画製作者」に帰属することになっている（著作権法29条1項）。映画の著作物の創作と同時に著作権が発生し、著作者人格権および著作権は原始的にその著作者に帰属することになるが、この29条1項の規定により、著作権だけが映画製作者に移転することになる（法定帰属説）。

この29条の立法趣旨は、①映画の著作物の利用についての権利行使が、映画製作者に委ねられている実態が従来からあったこと、②映画製作者により巨額の製作費が投じられていること、③多数の著作者に著作権を認めると映画の円滑な市場流通が阻害されることなどの理由によるものとされる¹⁵⁾。

なお、「映画製作者」とは、「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」をいう（著作権法2条1項10号）。

(d) 頒布権

映画の著作物についてだけ「頒布権」が認められており（著作権法26条）、その著作者は、映画の著作物の複製物を頒布する権利を専有することになる。すなわち、映画製作者が映画の興行について独占的な流通コントロール権をもつことになる。一般に「頒布」とは、「有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与すること」をいうが、映画の著作物については、公衆への上映を目的としていれば、特定の人に譲渡、貸与する場合もこの「頒布」にあたりとされる。（著作権法2条1項19号）。

映画の著作物についてのみ頒布権が認められた理由としては、①映画製作には多額の資本が投下されており、流通をコントロールして効率的に資本を回収する必要があったこと、②劇場用映画フィルムの配給権という形で社会的取引の実態があったこと、③著作者の意図しない上映行為を押さえることが困難であるため、その前段階である頒布行為を押さえる必要があったことなどが挙

げられる¹⁶⁾。

(e) 保護期間

著作物の保護期間は、原則として、「著作物の創作の時に」始まり、「著作者の死後50年を経過するまで」存続する（著作権法51条）。その例外として、映画の著作物の保護期間については、「公表後70年を経過するまで」存続する（著作権法54条1項）。ただし、その映画の著作物が創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年まで存続することとなっている（著作権法54条1項かつこ書）。

かつて映画の著作物の保護期間は公表後50年とされていたが、平成15年（2003年）の著作権法改正において公表後70年に延長されることとなった。映画の著作物以外の著作物について改正は行なわれず、映画の著作物の保護期間だけが延長された。この映画の著作物の保護期間の延長は、経済産業省から要望されたものである。他の著作物の保護期間の延長には反対であるが、映画の著作物に限って保護期間の延長を求めるというものであった。これは、わが国のアニメーション映画などの映像コンテンツが国際的にも高い評価を得ており、将来における重要な産業分野になると期待されることから、そのようなコンテンツ業界を戦略的に優遇するという産業戦略にもとづいて要望されたものとされる¹⁷⁾。

(2) 頒布権の理論的考察

(a) 映画の著作物と頒布権

著作権法や頒布権の制定経緯からもわかるように、著作権法が前提としている映画の著作物は、基本的に劇場用映画であると想定されるので、ゲームソフトのように、劇場用映画以外の映画の著作物または複製物について、著作権者が頒布権にもとづいてその複製物の流通をコントロールすることができるか否かが問題となる。

支配的な見解は、頒布権について規定する著作権法26条には、頒布権の対象をただ「映画の著作物」とだけ規定しているにすぎず、とくに「劇場用映画」には限定していないこと、また、昭和

59年の著作権法改正において貸与権が新設された際にも、映画の著作物は貸与権の対象からは除外され、ビデオカセットなども貸与権の対象とはされなかったことなどの理由により、頒布権の対象を劇場用映画に限定せず、それ以外の映画の著作物についても頒布権の適用を認めている。すなわち、ゲームソフトにおいても、それが映画の著作物性を有すると認められる以上は、頒布権が認められることになる。

(b) 権利消尽理論

映画の著作物が最初に譲渡されたときに頒布権が消滅するか否かという問題は、権利消尽理論として議論される。頒布権の消尽をめぐる著作権法の解釈論は、頒布権が映画の著作物についてのみ認められている理由と重なり合っている。すなわち、映画製作には多額の資本が投下されているため、映画フィルムの流通をコントロールすることで資本を回収する必要があったこと、劇場用映画フィルムの配給制度という社会的な取引実体があったことなどの理由により認められた頒布権は、このような経緯から、配給制度のもとで映画フィルムが頒布されるたびごとに頒布権が及び、最初の譲渡では頒布権は消尽しないと解されていた。

著作物における頒布権の消尽に関しては、映画の著作物であるビデオカセットの並行輸入に関する裁判例がある。ビデオテープの販売業者Xが、アメリカ合衆国において適法に製作販売されたディズニー映画「101匹ワンチャン」のビデオカセットを輸入し、日本国内において販売しようとしたところ、ディズニー社が著作権を有する映画を日本国内において販売することについて同社からライセンスを得ているYらが、並行輸入された映画のビデオカセットの販売が違法である旨の文書を頒布したため、Xが本件ビデオカセットの販売ができなくなったとして、Yらに対し損害賠償請求した事案である。

東京地判平成6年7月1日〔101匹ワンチャン事件〕は、「ディズニー社が本件映画又はその複製物について我が国内における頒布権を有してい

る…。したがって、Xが本件ビデオカセットを日本において販売することは、…Xが本件ビデオカセットの日本における販売について本件映画の著作権者であるディズニー社の許諾を得ていない以上、ディズニー社の本件映画の著作権（頒布権）を侵害するものである。…我が国には、映画の著作物の複製物であるビデオカセットを著作権者の許諾を得ずに頒布する行為が、右のような並行輸入品であることによって、当然に、著作権（頒布権）の侵害とならないとする明文の法令も、確立した判例もない。…本件ビデオカセットは、アメリカ合衆国で本件映画の著作権者の許諾を得て製造販売されたものであるから、同国著作権法109条(a)項あるいはファーストセールドクトリンの法理の適用により、同国の国内においてはその後の頒布、流通に制限はなかったものと解されるが、右許諾が我が国内での頒布を含んだ許諾で、我が国における頒布も予測した対価が支払われていることを認めるに足る証拠はない以上、アメリカ合衆国における前記許諾を理由に、並行輸入された本件ビデオカセットの頒布が我が国における頒布権を侵害しないとはできない」と判示¹⁸⁾、頒布権の消尽を否定して、実質的に著作物の並行輸入を否定した。

(c) 中古ゲームソフト販売と頒布権

(ア) 著作権法上の問題点

中古ゲームソフトの販売をめぐる著作権法上の問題として、まず①ゲームソフトが映画の著作物といえるか否か、次に、②ゲームソフトが映画の著作物にあたるとした場合、映画の著作物についてのみ認められている頒布権が著作物の複製物であるゲームソフトに認められるか否か、そして、③ゲームソフトが映画の著作物であるとして頒布権が認められた場合、その頒布権はゲームソフトが最初に販売されたときに消尽するのか、それとも中古ゲームソフトとして流通する場合にも頒布権が及ぶのか、という論点がある。

(イ) 裁判所の考え方

中古ゲームソフトの販売をめぐる著作権法上の

問題点は、ゲームソフトメーカーと中古ゲームソフト販売業者との間の訴訟において争われた。両者によって大阪と東京で訴訟が提起されたが、それぞれ4つの下級裁判所の判断は、理論構成および結論において異なるものであった。一方の大阪事件について、第1審の大阪地裁は、本件ゲームソフトが映画の著作物にあたり、その著作権者は頒布権を有し、しかもその頒布権は第一譲渡後も消尽しないとして著作権者の主張を認めた¹⁹⁾。しかし、その控訴審である大阪高裁は、本件ゲームソフトが映画の著作物に該当し、その著作権者は頒布権を有するが、頒布権は消尽するとして著作権者の主張を斥けた²⁰⁾。

他方の東京事件について、第1審の東京地裁は、本件ゲームソフトはそもそも映画の著作物にはあたらないとして著作権者の主張を斥けたが²¹⁾、その控訴審である東京高裁は、本件ゲームソフトは映画の著作物にあたるが、本件ゲームソフトは頒布権の対象となる複製物にはあたらないとして著作権者の主張を斥けている²²⁾。

以上のように、結論においてこそ大阪地裁だけがゲームソフトメーカー側の主張を認め、ほかの3つの裁判所はゲームソフトメーカー側の主張を斥けたわけであるが、その理論構成はそれぞれ異なる。

このように理論構成が分かれた下級審判決に対し、最高裁は、本件ゲームソフトが映画の著作物にあたり、その著作権者は頒布権を有するとしたうえで、ゲームソフトのような、公衆に提示することを目的としない複製物の譲渡については、頒布権は消尽するとして、最終的に著作権者の主張を排斥した²³⁾。

(3) 映像資料の利用に関する著作権法上の問題点

大学図書館における映像資料の利用をめぐる著作権法上の問題は多岐にわたり、一概に論ずることができるものではない。これまで述べてきたように、著作権法における映像資料の位置づけ、映画の著作物の性質や権利関係などを踏まえたうえで、映像資料の態様、利用の主体、目的および方法を総合的に勘案して検討する必要がある。

映像資料が著作権法によって保護される著作物であるとした場合、その映像資料をめぐる権利関係を確認しておかなければならない。まず大学図書館における映像資料の利用主体は、大学または図書館などの団体、あるいは大学の教職員、学生および一般の利用者などが考えられる。そして、この利用主体との関係において映像資料の利用方法が問題となる。映像資料の主たる利用態様としては、「上映」、「複製」および「頒布」が考えられる。大学や図書館が利用主体として映像資料を上映する場合には「頒布」の問題は生じないと思われるが、教職員や学生などの個人が映像資料の貸与を受けて利用する場合には頒布権がはたらくことになる。また、図書館内の設備を利用した映像資料の上映は、その利用主体によっては頒布権が機能する場合も想定され、その法律構成については議論のあるところである。

さらに、映像資料の利用目的についても考慮する必要がある。著作権法は、学術・研究や文化の発展のための著作物の公正な利用を認め、とくに教育目的のための利用について著作権に一定の制限を課し、著作物の自由利用を認めている。このような著作権法の趣旨から考えても、授業において映像資料を教育目的で利用する場合は著作物の公正な利用に該当し、複製権や頒布権が制限される可能性が高いものと思われる。しかし、映像資料の頒布（貸与）が教育目的ではなく、私的使用のために利用される場合は異なる（著作権法30条1項参照）。大学や図書館自体が利用する場合はさておき、教職員や学生などに対する頒布は、その利用目的までを特定することは不可能であり、その場合は個別的な事例に応じた対応が必要となる。

そのほか、大学や図書館が映像資料を利用する場合、それが営利を目的としない頒布または上映ということであれば、一定の条件のもとで著作権が制限され、自由利用が認められている（著作権法38条参照）。

以上のように、図書館における映像資料の利用は、著作権法の解釈だけで対応できるものではなく、著作権者と利用者の利益バランスを踏まえた

うえで、具体的なケースに即して柔軟に運用することが必要ということになる。

注：

- 1) 詳細は、著作権法施行令1条の3、著作権法施行規則1条の2、および図書館法2条1項、4条1項等参照。
- 2) 加戸守行『著作権法逐条講義（五訂新版）』（著作権情報センター、2006年）239頁参照
- 3) 黒澤節男『図書館の著作権基礎知識』（太田出版、2005年）112頁以下参照
- 4) 加戸・前掲書（註2）240頁参照
- 5) 加戸・前掲書（註2）241頁参照
- 6) 黒澤・前掲書（註3）92頁以下参照
- 7) 黒澤・前掲書（註3）110頁以下参照
- 8) 東京地判平成7年4月28日〔多摩市立図書館複写拒否事件〕知財集27巻2号269頁、判時1531号129頁、判タ884号242頁（東京高判平成7年11月8日知財集27巻4号778頁、最判平成9年1月23日判例集不登載、東京高判平成9年3月31日判時1626号82頁）
- 9) ここでいう「頒布」とは、「有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与すること」をいうが、映画の著作物については、公衆への上映を目的としていれば、特定の者に譲渡、貸与する場合もこの「頒布」にあたとされる。（著作権法2条1項19号）。
- 10) 加戸・前掲書（註2）272頁
- 11) 昭和59年法律46号
- 12) 政令で定める施設とは、「映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設」であり、著作権法施行令2条の3において、国や地方公共団体が設置する視聴覚教育施設（視聴覚センター、視聴覚ライブラリー等）および図書館法2条1項における図書館等が定められている。
- 13) 全国視聴覚教育連盟、社団法人日本図書館協会と、社団法人映像文化製作者連盟、社団法人日本映像ソフト協会、社団法人日本映画製作者連盟との間で協議が行なわれている。
- 14) 東京地判昭和59年9月28日〔パックマン事件〕

- 無体集 16 卷 3 号 676 頁、判時 1129 号 120 頁、判タ 534 号 246 頁。
- 15) 加戸・前掲書（註 2） 216 頁参照
- 16) 加戸・前掲書（註 2） 194 頁、著作権法令研究会・通商産業省知的財産政策室編『著作権法・不正競争防止法改正解説』（有斐閣、1999 年）114 頁など参照。
- 17) 文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律について」コピーライト 2003 年 8 月号（508 号）24 頁（著作権情報センター）、俵幸嗣「著作権法の一部を改正する法律」ジュリスト 1251 号 28 頁（2003 年）参照。
- 18) 東京地判平成 6 年 7 月 1 日〔101 匹ワンチャン事件〕知財集 26 卷 2 号 510 頁、判時 1501 号 78 頁、判タ 854 号 93 頁。イギリス、ドイツ、フランスなどの主要国と同様に、アメリカ合衆国著作権法は、権利消尽理論としてファースト・セール・ドクトリン（first sale doctrine）を採用している。
- 19) 大阪地判平成 11 年 10 月 7 日判時 1699 号 48 頁
- 20) 大阪高判平成 13 年 3 月 29 日判時 1749 号 3 頁
- 21) 東京地判平成 11 年 5 月 27 日判時 1679 号 3 頁、判タ 1004 号 98 頁
- 22) 東京高判平成 13 年 3 月 27 日判時 1747 号 60 頁、判タ 1060 号 281 頁
- 23) 大阪事件について、最判平成 14 年 4 月 25 日（平成 13 年（受）第 952 号）民集 56 卷 4 号 808 頁、判時 1785 号 3 頁、判タ 1091 号 80 頁、東京事件について、最判平成 14 年 4 月 25 日（平成 13 年（受）第 898 号）判時 1785 号 9 頁、判タ 1091 号 87 頁

学芸員の仕事 —内藤記念くすり博物館の世界—

内藤記念くすり博物館 学芸員・司書

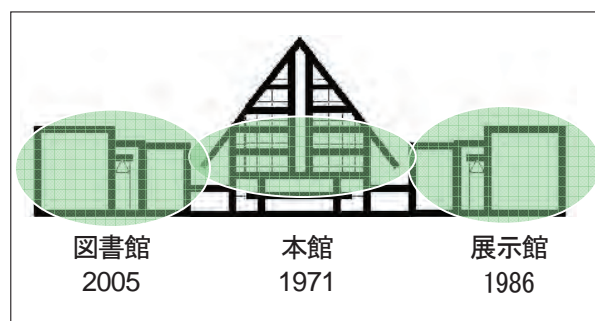
野尻佳与子

1. はじめに

「図書館の仕事」と「博物館の仕事」には、多くの共通点があります。今回は「学芸員の仕事」というテーマでお話させていただくことになりました。日本の博物館関係者の間では、雑用に忙殺されている「学芸員」の姿を自嘲的に「雑芸員」と表現することがあります。こうした呼称にもよく表れていますが、私たちは多岐に及ぶ業務に追われて日々奔走しております。現場の特徴と問題点、あるいは博物館における司書業務についても触れながら話を進めさせていただきます。

2. 内藤記念くすり博物館の紹介

さっそくですが、内藤記念くすり博物館をご紹介します。製薬会社の企業博物館で「くすりと医療」をテーマとする博物館です。高度経済成長とともに、めざましく産業や医療技術が進歩する中、昭和 46 年 (1971) にエーザイ (株) の創業者内藤豊次が「このままでは日本の薬学産業の発達を伝える貴重な資料が失われ後世に悔いを残す恐れがある」と考えて、多くの関係者の協力のもとに医薬の発達を伝える資料を保存するために、博物館を設立しました。



上図のように、本館棟を中心として南側に展示館棟、北側に図書館棟があります。すべての施設 (敷地の総面積 22,417 m²、総床面積 3,545 m²) を、最初から整備していたわけではなく、まずは中央に 6 階建ての本館のみでしたが、15 年後 (1986 年 10 月) に増加する資料の保存と展示充実のために展示館を増設、35 年後 (2005 年 11 月) に附属図書館を併設しました。38 年間の活動を通して所蔵資料と図書が増加し、現在では約 65,000 点の資料と約 62,000 点の図書を所蔵、屋外の薬用植物園では 600 種類の植物を栽培し公開しています。

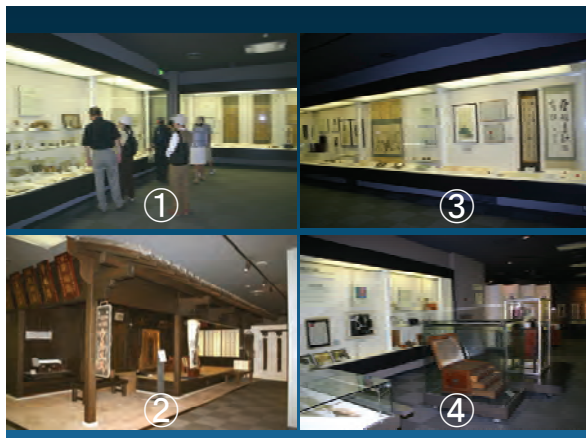
3. 設立理念と運営母体

設立趣旨は、博物館の活動は収集したコレクションを維持するだけではなく、(1) 医薬の歴史・文化にかかわる歴史的資料および図書の収集・保存・調査研究・展示・普及活動。(2) くすりに関する理解を深めていただき、薬と健康科学に関する知識の啓蒙をめざしています。

企業が自社に関連するコレクションを核として収蔵品を公開する施設が多く見られますが、運営母体のエーザイ (株) の歴史は比較的新しく、昭和 16 年 (1941 年・68 年前) に創立、日本衛生材料 (株) として創業しました。現在は「患者さまと生活者の皆さまの喜怒哀楽を考え、そのベネ

フィット向上を第一義とし、世界のヘルスケアの多様なニーズを充足する」ということで国際的な「ヒューマン・ヘルスケア企業」をめざしています。

4. 常設展示室



こちらは展示室の様子です。①東洋医学が伝わり、身近な動物、植物、鉱物などを薬とした生薬標本。②江戸時代後半から明治初期にかけての薬屋の店先。③シーボルトや華岡青洲の解剖図や手術図や薬箱、『解体新書』など蘭方医学の伝来。④ペニシリンや天然痘ワクチンなど近代の薬や医療道具。このように収蔵資料の一部を常設展と企画展で展示しています。

5. 付属薬用植物園

野外には付属薬用植物園があります。江戸時代には、薬物についての学問を「本草」あるいは「本草学」と言いました。薬として役立つ植物・動物・鉱物を実用に役立てる学問分野でした。薬材とするものに植物が多いため、「草を本（もと）にする」という意味から、本草という言葉が生まれたと言われています。

薬草には、野山や道端、あるいは庭の雑草としてよく見かけるオオバコ、ドクダミ、カキドオシなどのような身近な植物から、ペラドンナやチョウセンアサガオのような有毒植物まで様々です。最近では、西洋の薬草（ハーブ）などに興味を持っている方も多くローズマリー、セージ、ミントなども人気を集めています。本草書や植物図鑑、薬用植物の専門書を調べるだけでなく、野外で実際

に生えている植物を観察できます。



6. 博物館活動の基本となる活動

そもそも博物館とはどのような場所だろうか…。

『広辞苑』によれば、「古今東西にわたって考古学資料、美術館・歴史的遺物その他の学術的資料をひろく収集・保管し、これを組織的に陳列して公衆に展覧する施設。また、その収集品などの調査・研究を行う機関」と定義されています。

『博物館法』には、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集し、保存し、展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、リクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究を目的とする施設」とあり、図書館と同様の機能を含んでいます。

博物館は「収集・保存」「調査・研究」「普及・教育」という3つの活動によって、社会の教育機能を果たすとされています。当館では、(1) 医薬の歴史・文化に関わる史資料および図書の収集・保存・調

査研究・展示・普及活動。(2) 薬用植物の管理と一般公開を行なっています。こうした活動を通じて薬に関する理解を深めていただき、医薬史の研究、調査に対しての協力も行っています。

7. 収集・保存

博物館にとって大切なのは資料（所蔵品）です。さまざまな経緯から収集した資料を整理し、将来に残すことは重要な使命です。そこで、資料の収集と保存は博物館活動の基本とされています。

現在、所蔵している約 65,000 点すべての資料が、開館時からあったわけではありません。資料のサイズ、形状、状態、製作年代、使用年代、分類、入手ルート、入手時期など千差万別です。

7. 1. 新着資料の受け入れ

大半の資料は日本全国からの寄贈によって成り立っています。寄贈の申し込みを受けて、現地の薬局や医院、古くからの民家などを訪問して、受け入れの取捨選択や資料運搬に関する詳細な打ち合わせを事前に行います。

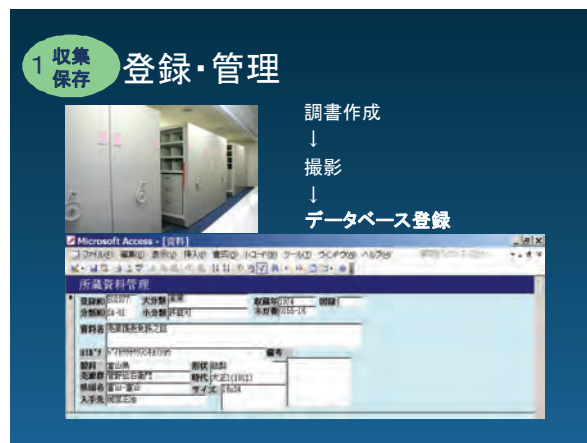


この写真のように、去年は古い薬局の廃業後に看板を譲り受けました。ヤマト運輸の専門スタッフと美術梱車を手配しました。日本各地から寄贈あるいは、寄託資料としてお預かりしたり古書店や骨董店などからの購入も計画的に行います。

7. 2. 燻蒸・収納

新着資料は、倉庫に入れる前に燻蒸作業を行います。実際に使用していた製薬道具や薬箱、古書、

看板などには害虫の卵が残っていて、他の資料に悪影響を及ぼすことも考えられます。害虫駆除に、当館では残留毒素の心配が少ない液化炭酸ガスを用いています。燻蒸作業を済ませて、形状にあった保存場所に分類収納します。



7. 3. 資料の登録と分類法

資料データは、1点ずつに資料番号をつけて帳簿作成と写真撮影を行ないます。図書に分類法や目録規則があるように、当館の資料に合った分類方法と規則に倣って、番号、資料名、時代、サイズなどの情報をデータベースに登録します。こうしてドキュメンテーション化を行なうことで単なる「モノ」の集まりではなく情報を持った「資料」となり、収蔵資料が管理しやすく、迅速に検索できるようにします。

くすり博物館所蔵 分類別資料件数

分類NO	大分類	小分類	点数
01-01	芥川家日記	芥川家文書	26点
01-02		小石川柳楽園	26点
01-03		薬業文書	19点
01-04		薬方書	44点
01-05		用具群検	47点
03-01	医学	医業	223点
03-02		医業史	189点
03-03		解剖図	18点
03-04		図巻	4点
03-05		模型・標本	37点
04-01	医療用具	看護用具	7点
04-02		診察用具	122点
04-03		加圧用具	83点
04-04		注射用具	70点
04-9		-	354点
05-01	家族計画	PR物	439点
05-02		製菓業	100点
05-03		製菓用具	38点
05-9		-	18点
06-01	看板	製薬板	18点
06-02		再製板	433点
06-03		再製板口	90点
06-04		紙製板	216点
06-05		建製板	2点
06-06		のれん・看板	10点
06-07		紙製板	30点
06-08		紙製板	3点
06-9		-	5点
07-01	切手	医学	2215点
07-02		科学	183点
07-03		現物留紙	713点
07-04		種簿	10217点
07-05		郵務	107点
07-06		郵務	7点
07-07		人物	1005点
07-08		赤十字	1311点
07-09		度量衡	30点

07-10		博物館	137点
07-9		-	191点
08-9	教育	-	46点
09-01	化粧品	化粧品用具	21点
09-9		-	35点
10-01	広告	おちわ絵広告	9点
10-02		広告入り用具	364点
10-03		広告巻	32点
10-04		新聞雑誌広告	26点
10-05		ちりし	642点
10-06		銅板広告	278点
10-07		書付広告	10点
10-08		紙・タペ	334点
10-9		-	8点
11-9	助産書	-	9234点
12-01	住業	絵図	207点
12-02		写真	80点
12-03		職務性	1290点
12-04		職務性	131点
12-05		職務性	44点
12-06		その他	2点
12-07		さく葉	33点
12-9		-	28点
13-01	信仰	絵巻	142点
13-02		日記	19点
13-03		薬祖牌	81点
13-9		-	210点
14-9	人物	(人物名記大)	282点
15-01	製薬用具	製菓器	33点
15-02		打錠機	25点
15-03		薬研	71点
15-04		製菓機	142点
15-9		-	405点
16-9	団体	(団体名記大)	232点
17-9	東洋医学	-	39点
18-9	図書	-	283点
19-01	山土産業	器種資料	209点

19-02		売薬旗画	212点
19-03		売薬丹や伊	48点
19-9		-	271点
20-9	道修町	-	70点
21-01	廣重街	墨絵計	38点
21-02		墨絵計	38点
21-03		墨絵計	26点
21-04		墨絵計	26点
21-05		墨絵計	338点
21-06		墨絵計	15点
21-07		墨絵計	87点
21-08		墨絵計	7点
21-09		墨絵計	10点
21-10		墨絵計	80点
21-11		墨絵計	5点
21-9		墨絵計	21点
21-21		墨絵計	15点
21-22		墨絵計	22点
21-23		墨絵計	81点
21-24		墨絵計	18点
21-25		墨絵計	4点
21-26		墨絵計	18点
21-29		墨絵計	15点
21-31		墨絵計	28点
21-32		墨絵計	43点
21-33		墨絵計	101点
21-34		墨絵計	12点
21-35		墨絵計	15点
21-36		墨絵計	14点
21-37		墨絵計	13点
21-39		墨絵計	7点
21-41		風刺用具	15点
21-9		-	34点
22-9	版木	-	448点
22-99		銅板	28点
23-01	保健衛生	衛生	274点
23-02		箱巻	432点

23-03		江戸	98点
23-04		板子片・移し・写し	31点
23-05		伝染病	40点
23-06		はしかり	12点
23-07		はしかり	32点
23-08		ハシ	5点
23-09		まうそ	331点
23-10		販薬	14点
23-9		-	10点
24-01	薬業	許認可	305点
24-02		売薬用紙	33点
24-03		薬業関係	122点
24-05		薬業風俗	147点
24-06		薬業文書	249点
24-07		薬業切手	17点
24-08		薬方書	71点
24-9		-	100点
25-01	薬品	試薬・色薬	1828点
25-9		-	112点
26-01	薬品容器	薬用薬入れ	6点
26-02		紙製薬入れ	177点
26-03		薬入れ	45点
26-04		薬入れ	12点
26-05		行商用薬箱	18点
26-06		樽用薬入れ	114点
26-07		筒状薬入れ	40点
26-08		薬箱	88点
26-09		薬箱	108点
26-9		-	19点
27-9	ラベル	-	725点
28-01	理化学	温度計	83点
28-02		顕微鏡	21点
28-03		比色計	14点
28-04		比重計	26点
28-05		模型・標本	19点
28-9		-	708点
99-9	未分類	-	130点

図書館で日本十進分類法(NDC)やNDLC, DDC, UDCなどを活用しているように、博物館でも共通の分類法があるとよいのですが、博物館資料は図書と違って、それぞれの館の特徴や収蔵方針によってコレクションの傾向が大きく異なるため、他館と同じ分類法を使うことは困難です。当館では28の大分類に区分して、必要に応じて細分化した小分類によって資料を分類します。

所蔵資料は、特定の団体や個人コレクションを核としたものではなく、複数の協力者からの寄贈もしくは寄託を受けて収集したため、さまざまな故事来歴を持っています。

医薬に関連のある資料を積極的に受け入れたことや、受け入れにあたって制限や選別などをしてこなかったということから、日本の医薬史の特徴や変遷を探るまとまった事例として取り上げられることもあります。

8. 調査・研究

受け入れた資料は、博物館の収蔵品として調査・研究を行います。その由来・特徴を具体的に把握して詳しい情報を探ることによって、歴史的な事実が明らかになることもあります。

たとえば、一つの事例として江戸時代に登場した薬品「ウルユス」をご紹介します。「ウルユス」は、最初に片仮名の薬名をつけた売薬で、文化9年(1812)頃に「痰、溜飲、癩気の薬」と銘打たれた売薬です。奇異な洋風の薬名がついた最初の薬だったため、昭和初期に発売中止であるにもかかわらず、多くの人々の興味を集めました。

当館には、この薬に関連する看板や引札、実物の売薬など24点余りを収蔵しています。これらを総合的に考察することによって、西洋医学の流入と医療文化の接合や、その処方内容や奇抜な剤形がどのように庶民に普及したか、薬の販売方法や流通経路、そして医療品の普及がどのように関わっていったかを知る手がかりとなりました。

つぎの写真は「ウルユス」の看板です。江戸中

期（右）と明治時代（左）のものです。薬名の語源は、「空（カラ）にする」つまり体内に害を及ぼす成分を排出してカラにするということから空の漢字を分解して「ウルユス」と名づけたとされています。



左側の看板は斬新で個性的な形をしています。洋風売薬としての商品イメージを重視してデザインされ、明治時代に流行した山高帽を被った紳士が、ウルユスの看板を持って馬に乗っている姿をかたどった愉快的な看板です。



この錦絵は一猛斎芳虎の「薬と病の合戦図」ですが、江戸後期の主だった売薬が武士に扮して病と闘っている様子が表現されています。そんな絵の中でも、ウルユスは目立つ場所に描かれています。ウルユスが江戸時代の庶民の間でよく知れ渡っていた売薬だったことが推察できます。

次の錦絵は、栃木の小間物問屋稲葉重蔵が店の

広告を作り得意先に配ったものです。式亭小三馬戯作、一勇斎国芳版画という組み合わせによる広告は栃木の小さな小間物問屋としては、大枚をはたいて製作した広告物でした。



式亭小三馬は父親の三馬と同様に有名な戯作家でした。国芳も江戸では評判の版画家で、この2人に栃木の小売店が広告を依頼するということは、宣伝の効果によるその後の商いよりも、主人の贅沢な趣味と見栄による製作です。そんな気合を込めてつくられた広告の文中を読んで見ますと「諸国一円流行の奇方ウルユスは溜飲癪気の薬にして…、飛脚の面倒いらず便利をはかる」とあり、ウルユスを扱っていることは誇らしく、目玉商品だったことがわかります。



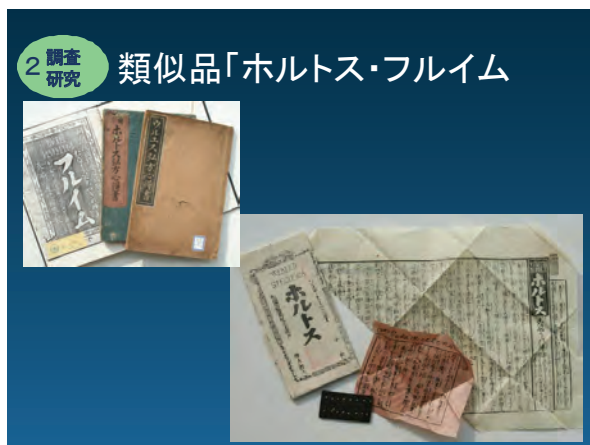
それほどまでに人々から求められた「ウルユス」の実物は一体どんなだったものか？気になるところです。約10年前にウルユスの実物を手に

入れました。包装されていた薬袋、効能書はもちろんのこと、薬品そのものも完全な状態で残っていました。

この薬品の成分分析を行なったところ薬の主成分は大黃であることが明らかになりました。さらにこの薬品の包装形態には今日にも通じる特徴があります。効能をよく読んだ上で病状にあわせて使っていただくために、上包、中包、内包と三枚の包紙を用いて病名、効能、使い方、心得が書かれているのは現代でも通じる効能書に似た役目をしています。

病名と効能が上包に書かれ、中包に使い方が示されています。直接薬をつつむ油紙に、駄目押しの心得と老人小児向けの使い方を示しているのも優れた気配りです。

さらに「ウルユス弘方心得書」という、今日の営業マニュアルにあたるような冊子も残っていて、各地の総販売元取次店に配って販売促進を行っていたようです。内容を読むと現代に通じる考え方がわかります。



後に、ウルユスに追従するように「ホルトス」と「フルイム」という売薬が登場しました。ウルユスの類似商品、いわゆるゾロ品と言われていたものですが、これらもヒット商品となり、よく売れていたようです。

長くなりましたが、このように数点の関連資料を比較することで、「ウルユス」の歴史的背景が総合的に明らかになりました。こうした研究成果を学術雑誌や研究紀要に報告することもあります。

9. 展示・教育普及

最後に、展示・教育普及活動について紹介します。資料は収蔵庫に保管しておくだけでなく、公開して活用する必要があります。約 56,000 点の資料と約 62,000 点の図書を所蔵していても、実際に展示室で公開できるのは約 3,000 点程です。そこで企画展で展示したり、図録に掲載するなど多くの資料を公開するようにしています。

9.1. 企画展と図録発行

毎年、1つのテーマを設けて企画展を開催します。2008年度の企画展では、7月23日から翌年3月29日まで「くすりの夜明け」と題して、近代から戦前にかけての薬品、効能書、診断器具、医療器具、看護用具、衛生ポスターなどを展示しています。近代に創生された様々な医療技術や薬品が、現在の医薬の基礎となっています。先人たちがどのような努力を積み重ね、薬品を創生してきたかを紹介しています。



9.2. 児童と学生向けのプログラム

展示するだけでなく、参加者が資料(道具)に触ったり動かしてみたり「知る楽しさ」を実感していただけるような活動も行っています。最近では、総合学習の授業の一環として、小学生から高校生までが博物館を訪問して質問するような機会も増えています。

小学生の「くすりはどうやって効くの」「副作用は?」といった質問から、高校生の「薬学部を目指しています。薬が開発されてから製品になる

まではどのくらいかかるのでしょうか？」といった問合せなど、教育現場の要望や調べ学習への対応にも応じています。



10. Web サイトとデジタルアーカイブ

web サイトでは、豊富な写真を掲載して所蔵品を公開したり博物館のイベントや展示室の様子を随時、伝えられるようにしています。



近年、図書館や博物館における新たな動向として、推進されているものの一つに、収蔵資料を対象としたデジタルコレクションの構築と公開があります。「デジタルアーカイブ」ともいわれ、当館でも収蔵品のデジタル化を進めています。

デジタルアーカイブ (Digital Archive) とは、歴史的な文化財や伝統文化資産をデジタル映像の形で記録して、マルチメディア・データベースとして保管蓄積したデータです。アーカイブとは、文書の保管所を意味します。従来の紙ベースの資料

や写真には、年月により劣化して情報が失われてしまう恐れや、事故や災害による亡失の恐れがあります。そこで、資料をデジタル化することによって、半永久的に保存可能な情報資料にすることができるとされています。



また、実物資料にも利点があります。歴史的な和装本や貴重図書は、利用が増えると破損や劣化が生じやすくなります。デジタルデータを利用することで、実物資料の使用頻度を減らしてダメージを抑止することができます。

デジタルデータは、web サイトを通じて遠隔地の利用者も閲覧できます。従来からあるマイクロフィルムに類似するものですが、利便性に優れています。当館ではこれまでに 275 点の図書の全ページを撮影して、約 8,500 の画像をデジタルデータとしてファイル化しました。現在は web サイトを通じて 17 点の蔵書が閲覧できます。



こちらはその中の1つ、貴重図書の『黄帝蝦蟇経』、全頁をご覧いただくことができます。サムネイルをクリックすると、このように拡大した画像を閲覧できます。今後、少しずつ掲載点数を増やしていく予定です。



11. 附属図書館の役割

博物館の見学者の中には、資料や展示について、もっと詳しく知りたい！調べたい！という探究心にあふれている利用者もお見えになり、誰もが図書をひもといて調べることができるように附属図書館を開放しています。

博物館活動では、所蔵資料の調査や、専門分野を研究するための一次資料と二次資料が揃っているほど、調査環境も充実したものとなります。

職員用としての参考図書や専門書だけでなく、関連図書を集めて積極的に公開する施設も増えています。外部の研究者や熱心な見学者にも、図書館の蔵書が役立っています。



附属図書館

蔵書数: 約61,804点
 一般書(洋装本): 31,403点
 貴重書(和装本): 30,401点
 収納可能数: 約225,120点
 167,520点
 57,600点

建物完成: 2005年11月
 オープン: 2006年4月
 延床面積: 1,272㎡

こちらは図書館1階の写真です。入口を進むと、ロビーの奥に受付があり、図書館内部はこのようなになっています。附属図書館は、延床面積1,272㎡の2階建てで総工費は4億円です。医学・薬学関係の古書籍を中心とする和装本(貴重書)30,401点、一般図書31,403点、合計61,804点を収納しています。将来の拡張スペースを設けて、約3倍の蔵書が収納できるようになっています。

閉架式書庫


和装本などの貴重書を保管

湿度45%~55%

こちらは閉架式の貴重書の書架です。24時間湿度湿度をコントロールしています。主に1600~1800年代、江戸時代の和装本約30,000点を保管しています。

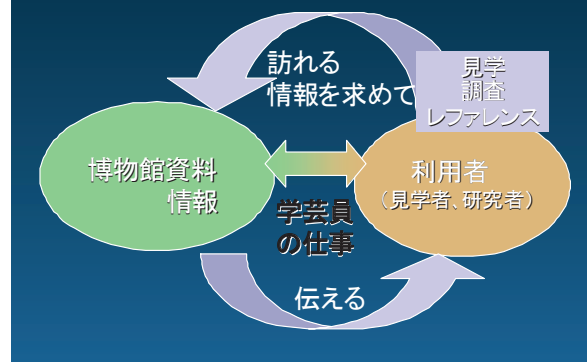
図書分類はこの表のようにおこなっています。基本としてはNDC分類を採用し、蔵書数の多い医学と薬学分野は、特に細かく細分化しています。

モノが伝える情報

図書館	司書	(図書) 書物	
博物館	学芸員	(資料) 実物	

(1) 紙製の図書類だけでなく道具や器物類などの実物品を資料として収集保存管理していること。(2) 書物であっても時代的価値のある古典籍、和装本、卷子、絵巻物、書簡、古文書、絵図、錦絵などを収蔵していること。(3) 学芸員は収蔵品の調査研究を行い、常設展示や企画展示などを通じて紹介している。などが博物館の特徴です。

資料と利用者をつなぐ



学芸員と司書、共通していえる使命ですが、資料と利用者の架け橋となる役割を担っています。同じ時代を生きている今日の利用者だけでなく、過去から現在、そして未来の利用者にもしっかり資料を伝えていきたいと思っています。

学芸員の仕事 — 西尾市岩瀬文庫の世界 —

西尾市岩瀬文庫 学芸員

林 知左子

はじめに

西尾市岩瀬文庫は、明治 41 (1908) 年 5 月 6 日に市内須田町の実業家・岩瀬弥助 (1867 ~ 1930) 【図①】が私財を投じて独力で設立した私立図書館を濫觴とする、市立の登録博物館である。国や県の文化財に指定される資料をはじめ古典籍から近代初頭の洋装本、和本のみならず唐本や韓本を含むその蔵書数は 8 万余冊にのぼる。これらの蔵書は開設当初からあらゆる人に無償で公開された。



図① 岩瀬弥助

弥助がなにゆえに文庫の設立・公開を思い立ったか、彼自身がその理由を詳らかにせぬまま逝ったため、確たるところはわからない。わずかに弥助自身の“肉声”で文庫開設の意思が顕されるの

は、西尾の産土神である伊文神社 (西尾市伊文町) に奉納された、通称「弥助灯笼」の石棹に刻まれた銘文によってである。そこには「余嘗欲設立一小文庫、施之於身於人、且伝之于不朽。因聚書数年、今也積至数千卷。乃相地于宇新屋敷、経営于明治四十年一月、公開于其十月六日。於是乎、吾宿志少酬矣。乃以是日建此、以爲之記念云。岩瀬弥助識」と刻まれる。書物の恒久保存と公開活用への慶びに満ちた、文庫設立の決意表明である。

文庫は、その創設者の想いを引き継がねばならない。わたくしたち岩瀬文庫職員は、資料を「伝える」「活かす」、この二つを日々の活動の柱としている。

<伝える>

●書庫

平成 12 ~ 14 年度に行われた「新西尾市岩瀬文庫」整備事業では、新しい収蔵庫の建設からまず着手された。平成 13 年 12 月に完成した新収蔵庫は、大切な岩瀬文庫の蔵書を確実に未来へ伝えるための機能をもたせるべく、実に総事業費の約 55% を費やした。

内部に空気層を含む鉄筋コンクリートの二重壁と厚さ 15 cm の耐火扉は、火災や災害、外界の温度変化から内部環境を保護する。よしんば収蔵庫の外壁が炎に包まれても、庫内室温は 80℃ 以下に保たれ、紙の自然発火温度 220℃ をはるかに下回る。内壁は調湿効果のある杉材 (アートウォール) 貼り、庫内は一年を通して適切な温湿度をキープし (事務室のコントロールパネルで監視・制御)、二重ロック式の扉が盗難から蔵書を守る。多数の蔵書を 1 フロアに納めるため移動式の書架は、書架自体にカビ菌やほこり・臭いを取る電子フィル

ターや、調湿機能、免震機能が備わっている。写真【図②】で見ると、天井高に比して書架の背が低く、空間がもったいなく思われるむきもあろう。これは学芸員の身長に合わせて作ってもらったためである。旧書庫では書架の背が高く、上の方の本を出納するのにつま先立ったり脚立に乗ったりと不安定な状態で本を手にとっていたので、安全と作業効率を期してこのたびは当文庫の担当スタッフのうち最も長身な（といっても158cmだが）わたくしが自然に腕を伸ばした状態で取れる高さに制限してもらった。



図② 書庫内

●燻蒸

旧書庫ではこれまで年に一度行なっていたが、密閉性の高い新収蔵庫ではさほど害虫やその卵、カビ菌などが増殖することはないため、また昨今は薬剤の環境負荷に対する配慮や、害虫等への対応が「駆除（殺す）」から「排除（近寄せない）」へとシフトしていることなどから、書庫内全体の燻蒸の頻度は減った。定期的に環境測定をし、数値が上がったら燻蒸を行うことにしたが、新収蔵庫へ移動した直後に全体燻蒸を行って以来、現在に至るまで数値は安定している。

また、寄託や寄贈を受ける場合などをはじめ、外部から来た資料については、そのつど移動燻蒸車による燻蒸処置を行なってから収蔵している。

●マイクロ化

当文庫では、平成8年度より全蔵書のマイクロ

フィルム化を進めている。あつてはならぬことだが、万が一、予期せぬ災害等で蔵書が滅失してしまった場合、せめてその本に書かれた情報だけでも伝えるためにである。撮影したマスターフィルムは蔵書とは別の場所に保管し、マスターから起したフィッシュシートを利用者からの複写依頼に応じるために使用している。

マイクロ撮影は専門業者に依頼し、毎月約2週間ほど文庫へ通って撮影してもらっている【図③】。裏写りを防ぐための合紙入れや、場合によっては綴じ糸を外す（いずれも撮影後に元通りにする）などの撮影に伴う作業は、シルバー人材センターの手先の器用な奥様方に委託している。



図③ マイクロ撮影

平成20年度までの13年間に、2,994,415コマ、42,901冊を撮り終えたが、これは岩瀬文庫の蔵書全体の、約53%に過ぎない。昨今の財政悪化により撮影予算も減少傾向にあり、全蔵書のマイクロ化が完了するまで、あと20年はかかりそうだ。

●修復

総裏打ちや甚大な繕い、装丁直しなど、本格的な修復作業を必要とするものは専門業者に委託するが、綴じ糸切れや題箋ハガレ、微細な虫損など軽微なものは日常的に文庫で修復している【図④】。

新しい絹糸で綴じ直す糸直しの折には、切れた元の糸はすべて外して和紙の小袋に入れ、取り替えた年月日と担当者名を記して保存する。また外



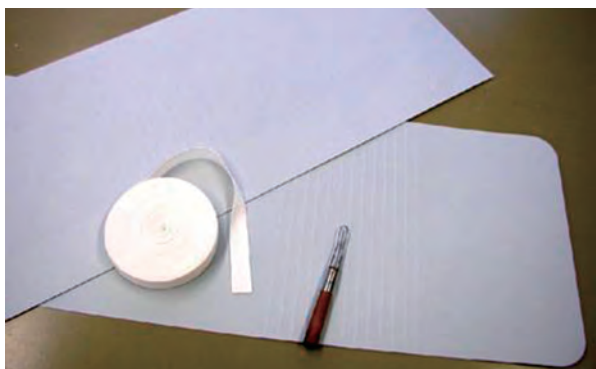
図④ 綴じ糸直し

装等を修復の際は、修復前・修復の過程・修復後の記録と写真をのこし、取り替えた紙や紙繕りなどもすべて保存する。「平成のこの時、こんな修復が施された」というのも、この本の大切な歴史の一つになると思うからだ。

また経年劣化で疲れの目立つ本は、中性紙製の保存箱に入れて保管する。この保存箱は展開図様の2枚の中性紙厚紙（8種類のサイズを用意）を綿テープで組み合わせるもので、一つ一つ本の大きさに合わせ手作業で組み立てる【図⑤・⑥】。

なお、この保存箱は、平成15年に市内の篤志家の方から頂戴した一千万円のご寄附で作成した。匿名を希望されるのでご芳名は秘すが、ありがたいことである。

文庫内での修復作業や保存箱の組み立ては、当初は学芸員が行っていたが、現在は「岩瀬文庫ボランティア（後述）」のみなさんによって、毎月1週間ずつ行われている。



図⑤ 中性紙保存箱（材料）



図⑥ 中性紙保存箱（完成図）

<活かす>

●閲覧

創設者・岩瀬弥助の遺志を受け継ぎ、現在でも当文庫では閲覧室にてどなたでも、どの資料でも、現物を手にとって読むことができる。【図⑦】



図⑦ 閲覧室

特定の資料の調査を明確に目的とした研究者や学生ばかりでなく、近年は一般の方々のご利用が着実に増えているのを実感する。

くずし字解読や歴史の勉強のための題材探しに、きれいな図版を眺めに、趣味の講座やサークルの研修会としてなどなど、市内はもとより市外県外からも定期的にお越しになる“常連さん”もできた。

物見遊山感覚でぶらりと訪れる方も多し。もの珍しそうに閲覧室を眺めているものの、カウンターを遠巻きにしているお客様にはこちらから「何か御覧になりますか？」と声をかける。いえ結構と言われることもあるが、パンフレットに載っているこの本は見られるか、とか、これこれ

のジャンルに興味があるのだけれど、などと言われる方には、目録を広げて一緒にお目当ての本を選び、閲覧をお勧めする。古典籍の取り扱いに慣れていなさそうだなと思われる場合には、そっと横についてアドバイスし、要望があれば資料解説をすることもある。

また閲覧室の利用は18歳以上と規定されているが、保護者や教諭などと同伴の子どもは断らないし、仮に子どもだけの入室であっても本が見たいという意思があるのなら学芸員がついて一緒に閲覧することになっている（厳密には規定に反するのだろうが…）。

●展示

平成15年にリニューアル成った新文庫館の、旧との最大の違いは、展示設備をもったことにある。古い書物に関心がないわけではないが、閲覧室において現物の資料を閲覧するのは少々腰が引けるというお客様もあろう。そんな方々に古書と親しんでいただくきっかけになればとの思いから設けた展示室である。

2階へと続く大階段を登った正面に、まず常設展示室がある。博物館における常設展示とは、その館がお客様に最も伝えたいメッセージが込められるべきものである。当文庫の常設展示は、岩瀬文庫のあらましのみならず、書誌学の基礎や日本の書物文化史を概観できる展示を心がけた。地方の公立博物館にしては冒険的でユニークなものであると自負している。たとえば、和装本の装丁の様々や写本の特徴、日本の印刷出版の歴史などを、多彩な蔵書を活かして写真やレプリカをふんだんに添えてわかりやすく紹介している。

また蔵書の一部をレプリカにして開架し、実際に手にとって古い書物を体感できるコーナーも設けている。【図⑧】

絵巻物や画帖や絵地図など、また公家の日記や錦絵や黄表紙などなど、装丁もジャンルもヴァリエティに富んだものを100冊選んであり、お客様の多様な関心にも何かしら適うものがあると思う。卷子本や叢物など、特殊な形状の本の取り扱い説明も添えた。このレプリカは、現物資料より



図⑧ 常設展示室のレプリカ本コーナー

は気軽に触ってもらえるため、お客様、殊に子どもたちに好評である。ふふうのご家庭ではなかなか目にすることのない卷子本は、中でも一番人気だ。自由に手に取れる状態にしておくため、設置にあたっては職員から「すぐに壊されてしまうのでは」「持って行かれてしまうのでは」という懸念の声も出た。しかし、それも覚悟の上で（消耗品と割り切って）楽しんでもらおうではないかとスタートした。お蔭様で設置から6年を経た今も、1冊とてなくなったり故意に壊されたりしたものはない。結び緒がケバ立ったり、折り目が裂けたりするのはよく手に取ってもらっている証。このような傷は補修する時も嬉しいものだ。丁寧に繕って、再び棚に戻す。

このレプリカはまた、思わぬ副産物があった。一般向けや児童生徒・学生などの「資料取り扱い講座」の教材として大いに役立ってくれているのだ。まったく初心者いきなり現物ではお互いに緊張するが、レプリカなら安心だ。“悪い取り扱い例”を大胆にやって見せることもできる。団体見学のご案内の折にも、「プチ講座」をプラスして一緒に卷子本を巻いたりなどし、楽しんでいただいている。

常設展示室の奥には企画展示室を設けている。95㎡の小ぢんまりとしたスペースで、1回当たりだいたい40点前後の資料が並ぶ。ここで約2ヶ月半ごとにテーマを変え、絶え間なく企画展示を開催している。様々な切り口で岩瀬文庫の8万冊を超える蔵書を紹介し、古典籍の面白さ、ひいて

は我が国が営々と蓄積してきた文化の層の厚さをお伝えできたら…と願って【図⑨】。



図⑨ 企画展示室

当文庫の企画展示は基本的に自館の蔵書を出陳し、他館などからの借用出品は行わない。身内褒めのように恐縮だが、岩瀬弥助があらゆるジャンルの本を蒐めてくれたおかげで、江戸時代のお料理、古い・まじない、名所巡り、美容と健康、災害…等々、平成15年4月から平成21年3月まで30タイトル、「本」しかない博物館ながらネタに詰まることはない。「次はどんなテーマで、どの本をお見せしようか」と、展示図録を作りながら、キャプション（解説板）を書きながら、音声ガイドを吹き込みながら、楽しみは尽きない。

反面、モノが本だけに、ともしればのっぺりと一本調子の展示になってしまうし、見開きで展示した以外のページを見せることができないので、その本の持っている面白さを伝えきれないのがもどかしい。後者についてはマイクロ複製本をいくつか展示室に置いて他のページも読んでもらえるようにはしているが、やはり本は手にとってめくってもらってナンボだなあと思う。故に、「前に展示で出ていたあの本を全部通して見たい」などと言って閲覧室を訪れてくれる方が本当嬉しい。こういうお客様が増えるような展示をすべく、もっと精進せねばと思う。

●講座

企画展示と連動して、あるいは単発で、古文書

講座や展示解説のギャラリートーク、研究者を講師にお招きした特別講座、体験講座など毎月何らかの講座を行っている。

古文書講座はお蔭様で定員を倍増したほど大勢のご参加を賜っている。一般的な意味での古文書講座とは少々異なり、古文書学上の解説や、読解力を上げることにはあまり力点をおいていない。くずし字で書かれた古い本に何が書かれているかみんなで読んでみましょうというもので、その時の企画展示で使った文庫蔵書から面白そうなもの数点を抜粋してテキストとし、本の中身を楽しむことを第一義としている。

この古文書講座の常連さんが発展して、有志の提唱による「岩瀬文庫同好会」という学習会も誕生した。講師役も教材になる蔵書を選ぶのもすべてメンバーが行うという、完全に市民の手になるサークルで、毎月2回行われている。たまに講師として招かれるが、おっとりのんびり、良い雰囲気のある会である。

また、あまりにも「古書、古書」「読め、読め」ではお客様も息苦しかろうと、もう少しお楽しみ要素を盛り込んだ体験講座は、子どもも参加できるため親子連れなどに人気を博している。和紙と絹糸で和装本をつくる講座、伝承遊び講座（「むかしのあそび」展と連動）、自然観察会やボタニカルアート講座（「日本人のナチュラルヒストリー展」と連動）などなど、直接は蔵書を使用しないが、さり気なく企画展へと導入する催しを工夫している【図⑩】。



図⑩ 体験講座「和装本をつくらう」

●教育施設として

地域の博物館として、当文庫は子どもたちの教育機関としても活用されている。校外学習や遠足、体験学習などを通じて毎年多くの小中高生たちが訪れる【図⑪】。



図⑪ 校外学習

「大人にも難しい古典籍、子どもにはわからないだろう」と思うのは大人の傲慢で、妙なてらいや自意識がない分、子どもたちはストレートに本物の持つ迫力を感じ取る。はるか昔の本に目を輝かせ、珍しそうにそっと手に取っては、思いも寄らない質問を投げかけて来たりする。市内のある小学校では、グループ学習のテーマに岩瀬文庫を選び、ひと夏かけて子どもたちがそれぞれに決めたテーマで調べ学習をした。中には奈良絵本『じぞり弁慶』を読みきったツワモノもいた。その発表会は子どもたちのための願いで、当文庫の展示室で行われた【図⑫】。



図⑫ グループ学習発表会の様子

また子どもばかりでなく、高校生や大学生の課外授業、博物館実習なども受け入れている。次世代を担う若者たちに、古い書物や日本の文字文化への親しみと愛護の気持ちを持ってもらうよい機会になれば、と願う。

●資料調査

岩瀬文庫の蔵書は、現在までの長きにわたり、昭和11年刊行の『岩瀬文庫図書目録』によって管理されてきた。全蔵書の約95%にあたる約76,900冊、21,660件を収録しているが（昭和11年以降に収蔵した資料が載っていない。もっとも検索カードがあるので閲覧・検索はできる）、分類法が分かりにくく（明治期の帝国図書館に由来する八門分類に、文庫独自の「第九門 三州資料」を加えた九門分類）、書名索引がないという不便がある。

平成12年度、より使いやすく、現代の学問を反映した新しい蔵書目録と、検索データベースの構築を目指して全資料調査がスタートした。名古屋大学大学院教授の塩村耕氏をチームリーダーに、有志の研究者や学生により「岩瀬文庫資料調査会」を結成し、文庫開設以来初めての試みである1冊残らずの悉皆調査が行われている【図⑬】。



図⑬ 資料調査風景

それぞれの本につき、著者や成立年だけではなく、その内容や来歴、書き入れなどにまで踏み込み、これまでにない“その本のプロフィールがわかる”新しい古典籍目録を目指している。

平成20年度までの8年間で約69%を調査し、思いがけない新資料の出現や、さまざまな新発見もある。これらの成果は毎年度末、「こんな本があった!～岩瀬文庫平成悉皆調査中間報告展～」と題して企画展示(と図録)の形でご披露し、併せて塩村教授の特別講座をいただく。すっかり年度末恒例事業として定着し、毎年これを楽しみに遠方から駆けつけてくださるお客様も少なくない。

調査終了、新目録完成の暁には、これまでド田舎ゆえに来庫をためらっていた研究者、閲覧者も、空振りの心配なく訪れてくれるようになるだろう。また旧目録の簡素な記述ゆえに秘めたる価値を見出してもらえず力を発揮できていなかった本たちが、もっともっと活躍できるようになるだろう。

●研究者との連携

ありがたいことに、近年さまざまな分野の学会・研究会から、当文庫での開催をというお話を頂戴する。無料の会場(小さいホールですが…)の確保と、同時に関連資料がまとまって閲覧可能なことを利点としていただけているようだ。一方、当方としては研鑽の機会を得るという大きなメリットがある。これらを通じて各地の研究者とご縁を結ぶことができ、さらに当文庫主催の講座の講師を引き受けていただくなど、その後もお世話になることもしばしば。また、会員以外にも聴講を公開していただけるかとお願いするとたいへんご快諾くださるため、市民が先端の研究に触れることのできるまたとない機会となって、とても喜ばれている(会員を差し置いて前の方や真ん中の席を市民が占拠してしまっただけで冷や汗をかくことも)。

一昨年には絵本・絵巻国際会議、昨年は洋文学史学会と、会の開催時期に合わせて企画展示を共催することもできた。平素の担当学芸員一人で行うものよりもはるかに深い展示ができて大変勉強になったし、観覧のお客様方にも好評で図録もよく売れた(笑)。また僭越ながら、研究者の方々にも展示に携わっていただくを通して、一般のお客様にお伝えする難しさと楽しさを感じていただけなら良いなあと思っている。

●文庫ボランティア

リニューアルオープンの2年後の平成17年度から「岩瀬文庫ボランティア」が誕生した。今年からは20代から70代までの男女約40人が参加し、当文庫の運営を様々な面で支えてくれている。前年度末に説明会を開き、1年間の登録をする(継続更新も可)。

綴じ糸の切れた和装本の綴じ直しや中性紙保存箱を組み立てて蔵書を納める作業、企画展示が変わるごとのポスター・ちらし発送作業はじめ広報活動の支援、各種講座や催しのアシスタント、子どもたちの学習の講師役などに大活躍で、今では文庫の運営になくてはならない存在となっている。

美術館などでよく見られるドゥーセント(展示案内)などの華々しいものではなく、上記のように地味な仕事ばかり、謝礼やボランティアだけの特典などは皆無なのに、岩瀬文庫を好いてくれる人が集まり、熱心に力を貸してくれている。

事務局として館側の事務量が増すことは決して小さな負担ではないし、ボランティアに意欲を持って気持ちよく仕事をしてもらうためには担当者の気苦労もあろう。しかしそんなものを差し引いてなお余りある強力な助っ人を得られる。不安が先立ってボランティアの導入を躊躇している館にはぜひ、思い切って取り組んでみてほしい。一緒に何か仕事をし終えた時、職員だけでスマートにやり遂げた時以上の感動があることを請け合う。

●本まつり

岩瀬文庫ボランティアをはじめ、文庫に集う市民がもっとも威力を発揮するのが、毎年秋に行われる「にしお本まつり」である。岩瀬文庫を10年間余にわたって守り伝えてきた西尾を「本のまち」として内外に広くアピールし、本に対する親しみや関心をより深めようとするもので、平成18年から行っている。岩瀬文庫と、隣接する市立図書館をメイン会場に、「本」をテーマとした様々なイベントを行う【図14】。



図⑭ にしお本まつり

著名作家の講演会、本の点訳や修理の実演、中高生による子どもへの絵本の読み聞かせ、紙芝居、本がテーマの映画の上映、地元のお店が良い本をお値打ちで提供してくれる古本市、市民がもう読まない本を持ち寄るリサイクル本市、文庫所蔵の江戸時代の料理本を基に再現したレシピで料理を作って食べる料理教室、国の登録有形文化財である岩瀬文庫の旧書庫の特別公開などなどをはじめ、他にも様々、本を楽しみ、遊ぶ、たくさんの企画が行われる。段々定着して開場前から待っていてくれるお客様もでき、今年は12,000人を超す来場者を得た。

これらの運営の中心を担うのは100名からの市民ボランティアである。日ごろ岩瀬文庫や市立図書館、市の観光協会や福祉センターで活動する各

種ボランティアグループ、学校の児童生徒、文庫資料の調査に携わっている学生さんや研究者のみなさん、地元のお店などのご協力なくしてこの本まつりは成立し得ない。企画も準備も、職員とボランティアが半年かけてつくり上げる。

おまつりをきっかけに、初めて文庫を訪れてくれるお客様があることは嬉しい。これをご縁にお付き合いが広がれば尚嬉しい。しかし本音を申さば、一過性のお客様よりも、年々まつりを支えてくれる市民ボランティアが増えていることが本当にありがたく嬉しく、実は最大のまつりの収穫である。

おわりに

「伝える」「活かす」—この二本柱の活動をとおして、少しずつではあるが、当文庫が人々の間に浸透している手ごたえを感じている。日々迷い、試行錯誤の繰り返しではあるが、とにもかくにもリニューアル以来6年間、本と、それを求める人との橋渡し役でありたいと念じて行ってきた岩瀬文庫学芸員の仕事の一部をご紹介します。どうぞ、こんな文庫があることをお見知りおきいただき、これをご縁に仲良くしていただければ誠に幸いです。

※本稿は講演を元に、加筆・改稿しました。

デジタル・ネイティブの情報行動

立教大学社会学部メディア社会学科

高橋利枝

はじめに

ただ今ご紹介をいただきました立教大学の高橋利枝と申します。私の専門分野はメディア・コミュニケーション論ですが、一体どういうことを教えるんだらう、何をやっているんだらう、と思われるかもしれません。はじめに自己紹介をこめて、私とメディア社会学、メディア・コミュニケーション論との関わり合いについてお話したいと思えます。

私も最初からメディアを専攻していたわけではなくて、大学は、お茶の水女子大学の理学部数学科でした。数学は、自分と数学の世界という非常に純粋な世界ですが、私はその中で、人と人とのコミュニケーションや社会を見ていきたいと思えました。

そのため大学を卒業後は、マスコミに就職をし、その後、アメリカの大学に行ってコミュニケーション論を学びました。日本に帰ってきてからは、東京大学社会情報研究所というところで、社会情報学、メディアと人々の関わり合いについて勉強しました。私が大学院にいた時は、量的調査、サーベイやアンケート調査が主流になっていました。しかし、アメリカで私の先生だったジェイムズ・ラル (James Lull) 先生は、エスノグラフィーという詳細なインタビュー調査によって、日常生活の中でどのようにメディアが使われているのか解き明かしていこうというアプローチをとっていました。今ではカルチュラル・スタディーズや文化人類学的なアプローチを皆さんされていますが、当時は、やはり定量調査をしないといけないという流れがありました。

その後イギリスのロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (London School of Economics and Political

Science) へ行き、そこでリビングストーン (Sonia Livingstone) 先生のもとでメディア・コミュニケーション論について勉強しました。リビングストーン先生は、国際コミュニケーション学会 (ICA: International Communication Association) の会長をされていた方で、世界の中でもメディアに関して非常に権威のある先生です。私の書いた博士論文は家族とメディアやグローバル化をテーマとしていて、リビングストーン先生の直接的な研究テーマではなかったのですが、大学院を卒業してから、リビングストーン先生がお書きになる本に、ぜひ日本の若者とメディアについて一章 (Takahashi 2008) 書いて欲しい、ということで、そこからだんだん若者とメディアについて自分の研究テーマが移っていきました。

1. 「デジタル・ネイティブ」との出会い

本日お話しするデジタル・ネイティブ (Digital Natives) ですが、これは 2007 年にハーバード大学ロー・スクールにバークマン・センター (the Berkman Center for Internet and Society at Harvard Law School) というインターネットと社会のための研究所があるのですが、世界の若者とメディアの関わりについていろいろと今調べているので、ぜひ日本についても教えて欲しい、という依頼を受けました。そこで 2007 年に大学生調査をし、助手さん二人と立教大学の応用社会学研究という紀要に書かせていただきました (高橋利枝 2008)。ですから私もデジタル・ネイティブという言葉も 1 年半前までは知らなかったのです。

その後 2008 年に、NHK スペシャルでデジタル・ネイティブについて放送されました。この時、ハーバード大学のパルフレイ (John Palfrey) 教授

が、日本でもやっている人がいるからということで、NHK や NTT 出版から取材を依頼されました。2009 年 3 月には、オックスフォード大学教育学部で日本のデジタル・ネイティヴの実態について招待講演を致しました。

また US Air Force に軍に関わるのではなく、基礎研究を行なう研究者をバックアップしている研究機関があるのですが、その機関が世界の研究者 20 人を集めて、韓国でデジタル・ネイティヴに関する 3 日間のワークショップを開催する予定です。またロンドン大学の教育学で権威ある Institute of Education (IE) のバッキンガム (David Buckingham) 先生とオックスフォード大学教育学部のデーヴィス (Chris Davies) 先生と、私の指導教官のロンドン・スクール・オブ・エコノミクスのリビングストーン先生の 3 人がデジタル・ネイティヴについてイギリスでセミナーを行います。このように、アメリカ、イギリスをはじめ世界的にデジタル・ネイティヴという言葉がはやり始めました。もちろんこの言葉に対する批判も多々あります。それについても後ほどお話ししたいと思います。

2. デジタル・ネイティヴって何

それでは一体、デジタル・ネイティヴって何だろう、というのですが、先ずこの言葉を聞いたことがあるという方がいらっしゃったら、お手を挙げていただけますでしょうか。あまりいらっしゃらないですね。ありがとうございます。

デジタル・ネイティヴという言葉ですが、デジタルという言葉が付いているので、デジタル機器、デジタル時代、それにネイティヴというのは、例えば言葉などでも英語のネイティヴ・スピーカーとか、そこに住んでいる人をネイティヴと言いますよね。そういった言葉から、大きな括りとして、デジタル時代に生まれ育った人たちをデジタル・ネイティヴと呼んでいます。

さらに詳しくお話をしていきますと、マーク・プレンスキ (Mark Prensky) という人が最初にこのデジタル・ネイティヴという言葉を作ったと言われていています。マーク・プレンスキというのは、ハーバード大学で MBA をとって、ゲームの

ソフトを開発したり、あるいはコンサルタントをしています。プレンスキのデジタル・ネイティヴに関する 2 つの論文から少し話をしていきたいと思います。

デジタル・ネイティヴの名付け親マーク・プレンスキが最初に言ったのは、現代の子供たちというのは単なる変化ではなく、非連続なのだということです。すなわち、今の子供たちは少しずつ変わっているのではなくて、デジタル時代に生まれた子供たちとその前に生まれた人たちとは違うものなんだ、連続性が無い、ということを行っています。異なる経験により脳が変化しているため、考え方や情報処理の仕方が根本的に異なる、というふうに書いています。異なる経験と言うのは、テレビゲームであつたりとか、インターネット、携帯電話など、今まで無かったデジタル機器というものに絶え間なく関わることによって、脳が変化しているのだ、というふうにプレンスキは言っています。プレンスキは、脳科学者の見解を引用しながら、自分の説を唱えています。先ほどお話ししました US Air Force の研究機関に紹介され、私が出会った研究者も脳の研究をされている方でした。

3. デジタル・ネイティヴの日常生活

では、デジタル・ネイティヴの日常生活とは一体どういうものなのだろうか、ということですが、これもプレンスキの論文によると、先ず、ハイパーテキストを瞬時に利用し、音楽をインターネットから自分のケータイやパソコンにダウンロードし、ポケットの中にはケータイを入れていて、ラップトップの中に図書館を持ち、この図書館はハードな物理的な建物の図書館ではなくて、個々が持っているパソコン、ラップトップの中に図書館を持っている、ということです。そして、メールを絶えず送りあい、次が一番大事だと思うんですが、日常生活のほとんどだれかにつながっている、これがプレンスキが言うデジタル・ネイティヴの日常生活だというふうに捉えられています。

それでは、こういった経験をした人たちが、大

学を卒業するまでにどのような私たちと異なる経験をしているのかということですが、「大学を卒業するまでに、10,000時間以上のテレビゲームをし、200,000通以上のメールを送りあい、10,000時間以上ケータイで話し、20,000時間以上テレビを見、500,000以上のコマーシャルを見る。しかし、おそらく、最大でも5,000時間しか読書をしないだろう。これが今日のデジタル・ネイティブの学生なのだ」(Mark Prensky 2001, P.1)、とちょっと耳が痛いプレンスキの試算ですが、これはアメリカの状況です。彼はこの計算に対してもそれなりの根拠を述べています。

4. デジタル・イミгранト

そういったデジタル・ネイティブに対して、デジタル・イミгранト(Digital Immigrants)という言葉があります。これはデジタル世界への移住者のことです。デジタル時代以前に生まれた人たちの社会に子供たちが移住するのではなく、新しいデジタル世界ができて、そこへ私たち大人が移住する、という意味です。

5. デジタル・ネイティブの定義

ハーバード大学ロー・スクールのパークマン・センターというところで、“Born Digital”という本が出されました(Palfrey 2008)。これがデジタル・ネイティブのバイブル的に扱われています。マーク・プレンスキのようにコンサルタント、あるいはゲームソフトの開発者という立場ではなく、研究者の立場としてデジタル・ネイティブをどういうふうに定義しているかというところをお話をしていきたいと思います。

デジタル・ネイティブの定義として、まず、デジタル技術を使いこなせること、「デジタル・リテラシー」という言葉を使っています。リテラシーという言葉は、皆さんおそらくお聞きになったことがあると思います。元々は読み書き能力のことですが、最近では、メディア・リテラシーというふうに言われています。メディアを使いこなせる能力というをメディア・リテラシー、あるいはテレビを見ていて、テレビで流されているもの

のを鵜呑みにするのではなく、それを批判的に捉えることができる。インターネットを使って別のソースに当たってみる。さらに、それを批判的に自分で分析するだけでなく、メディアを使って自分の意見を発信することができる。それをメディア・リテラシーと言います。

ハーバード大学の“Born Digital”という本の定義では、デジタル技術を使いこなせる、デジタル・リテラシーという言葉を使っています。では、どれぐらいの世代の人なのかというと、1980年以降生まれ、と書かれています。こういう人たちは一体どういう特徴があるのかというと、まずは、グローバルな文化を共有している。そしてもう一つ、絶えずつながっている、ということです。

冒頭でデジタル・ネイティブという言葉に対する批判がある、とお話しましたが、私もデジタル・ネイティブという言葉を使って、SAGEのNew Media & Societyというジャーナルに論文(Takahashi in press)を出したときに、批判を受け、デジタル・ネイティブという言葉を使わない方が良いというアドバイスを受けました。この雑誌では二人のレビューアが付くのですけれども、…アメリカのジャーナルというのは何度も、書き直させられるんです。その論文では特にデジタル・ネイティブを中心に書きたかったわけではなく、ソーシャル・ネットワーキング・サイトについて書きたかったので、結局デジタル・ネイティブという言葉をあえて使いませんでした。何が批判されたかということ、決定論的だということです。1980年以降に生まれた人は、全員デジタル・ネイティブなのか。それ以前に生まれた人はデジタル・イミгранトなのか。それ以前に生まれた人であっても、デジタル機器を十分に使いこなしている人がたくさんいるじゃないか。あるいは80年以降に生まれたとしても貧富の差があるではないか、世界的に考えてみれば日本はすごく恵まれていると思いますが、インターネット、携帯電話、デジタル機器などに接することもできないような国の人たち、そういった人たちは一体どうするのか。デジタル・デバイドという言葉がありますが、世界から完全に遮断されてしまうのか、などなど

非常に多くの批判があります。

概念というのは、私はいつも学生さんにお話しているのですが、双眼鏡のようなものであって、その概念を通して見ることによって、今まで見えなかったものが見えてくる。しかしながら、それと同時に限界や批判というものもある。だからデジタル・ネイティブという言葉を使うことによって、今まで私たちが気がつかなかった若者とメディア、あるいはこれからの世の中、世界というものがある部分見えてくるかもしれない。でもそれと同時に見えないものもある。あるいは排除されてしまうものもある。こういったことも踏まえながら、お話をさせていただきます。

6. フランスにおけるデジタル・ネイティブ

これまでアメリカの状況や、アメリカの定義についてお話をしてきましたが、フランスでは1990年以降に生まれた人をデジタル・ネイティブと言っています。フランスでのデジタル・ネイティブは、プレイステーションのようなゲームがあって当たり前時代に生まれた人々、SNS (Social Networking Sites) やメッセージングを使って、すぐに友人とコミュニケーションをとったり、インターネットをずっと使っている人々。デジタル・ネイティブとはこういうデジタル世界の中で育った人々のことです。これはRadio Franceなどが言っていますが、さらにル・モンド社などが、「デジタルネイティブは企業を激変させる」、「企業よ、デジタルネイティブの到来に対して準備せよ」、というような記事を書いています (Le Monde 2009)。デジタル・ネイティブと言われる世代の人たちを受け入れるにあたって、新入社員研修であったりとか、その扱い方に対して、違いを認識しなければいけないということと、もう一つは、自分の企業の顧客となる人たちが、これまでとは違う、ということで準備をせよ、という2つの意味でこのようなセンセーショナルな言葉を使っています。

7. 日本におけるデジタル・ネイティブの定義

それでは日本ではどういう風に考えられるか、

ということですが、これはハーバード大学ロー・スクールから依頼されて調査を行なったときに、立教大学の助手さん二人と、どういう風に定義ができるだろう、ということで、いろいろ考えて、暫定的にですが、こういう風に考えられるのではないかと作った定義です。

「Windows 95が発売されて、パソコンが一気に普及するようになった1995年を基準として、このときに12歳以下(中学校に入学する以前)であった者をデジタル世代 (Born Digital)、そして13歳以上(中学校に入学した以降)であった者を非デジタル世代 (Non-Born Digital) とし、パソコンや携帯電話などの情報機器や通信機器を日常的に利用し、高度なメディア・リテラシーを習得しながら、社会化の過程を経た若年層世代」と便宜的に設定しました (高橋他 2008)。

もちろんデジタル・ネイティブという本当の語源を辿っていくのであるならば、デジタルというところをもっと厳密に考えることもできます。デジタルがゲームなのか、あるいはケータイやインターネットを中心として繋がるということを中心に考えるのか、あるいはこれから2011年、テレビがすべてデジタルテレビになっていくという点に注目していくべきなのか。ゲームやインターネットは自分からアクティブに接していくけれども、テレビはただそこにいるだけで環境を作るということを考えるならば、2011年以降に生まれた子供をデジタル・ネイティブと位置づけることもできるでしょう。あるいは1995年インターネットの普及したときに生まれた人たちをデジタル・ネイティブと位置づけることもできるし、またゲームのたまごっちや、ニンテンドーなど、そういうものが日本の中ではやった時から、と考えることもできます。これは私のゼミでもいろいろ話し合っているんですけども、なかなかきちんとした定義をつけることは難しいのではないかと、それは何をデジタル世界とするのか、ということになって定義が異なることになると思います。

日本でもコンサルタントの方が書かれたような本では、例えば平成生まれをデジタル・ネイティブにしましょう、と言われる方もいらっしゃるけ

れども、とりあえずここでは1995年を基準として、このときに12歳以下（中学校を入学する以前）であった者をデジタル世代（Born Digital）というふうと考えていきます。そうすると現在の大学生もこのデジタル・ネイティヴに入ります。

8. 日本のデジタル・ネイティヴの特徴

日本のデジタル・ネイティヴは、どういう特徴があるのかというと、これはアメリカなどとは大きな違いなんですけれども、まず、ケータイを手放さない。それから、インターネットから音楽や動画をダウンロードする。これは主にケータイや iPod にダウンロードしていく。さらにケータイから mixi などの SNS で日記を書いたり、SNS で多様なコミュニティに参加する。

SNS や、mixi を知っている方はどのくらいいらっしゃるでしょうか、だいたいの方がご存知ですね。では説明はいらないと思いますけれども、例えば mixi ですと、私が登録していて、三根先生と一緒にコミュニケーションとりましょう、というときには、私がマイミク申請をして、マイミクになったとします。私が例えば今日、名古屋大学でこういう講演をしました、とても熱心に聴いてくださって楽しかったです、ということを書くと、その日記をマイミク全員に見せるに設定すると、mixi に登録している友人（マイミク）全員に見えるのです。私がそう書いたら、みなさんが、それは良かったね、というコメントをしてきて、それに対して私は、ありがとう、とコメントを返さなければいけない。というコミュニケーションを、ケータイで1対1ではなくて、マイミク全体ととっていく。もう1つの特徴的なコミュニケーションとして、mixi ですとコミュニティがあります。名古屋大学のコミュニティもあるでしょうし、趣味だったら、サッカーは名古屋グランパスのファンのコミュニティもあるでしょうし、野球はドラゴンズとか、アメリカが好きな人のコミュニティとか、ケンブリッジのコミュニティなどがあります。そういういろいろなコミュニティに登録しておくと、例えば、ケンブリッジ大学を卒業して、今、日本にいる人たちの集まりをしましょう、とか、

あるいはケンブリッジ大学に留学している日本人の人たちが、今度日本人会やりましょうとか、イギリスにいても、日本人会のコミュニティの連絡が来たり、サッカーや野球のコミュニティだと、試合の結果がすぐに分かったり、ファン同士でいろいろなコミュニケーションができたりします。あと例えば不眠症の人とかそういうメンタルなコミュニティもあるんです。それに登録することによって自分だけじゃないんだ、他の人もそういう悩みがあるんだ、ということと共有できると同時に、すごく日本的なコミュニケーションなんですけれど、言わなくても分かってほしいと思ってコミュニティに登録する、という人もいます。

そしてもう一つ、YouTube やニコニコ動画などの動画共有サイトを利用して投稿する、YouTube やニコニコ動画はみなさんご存知ですね。これも説明する必要はないと思いますが、よく YouTube では、テレビ番組など、本当は違法なんですけど、そのままコピーして、アップロードして、そして見逃した人は YouTube でテレビを見たり、あるいは自分の好きな時間に YouTube で見るからいいやと、テレビを見なかったりします。もちろん自分が作ったビデオや、ホームビデオのようなものをアップして、そこからその方が有名になってテレビに出る、ということもあります。

これからますます YouTube や、ニコニコ動画のような動画共有サイトは若者の日常生活のなかへ入っていくことと思います。もちろん問題もたくさんありますが、このようなデジタル・メディアによって現在の若者というのは、これまでよりも多様な方法でクリエイティブに自己表現を行っているのではないかと、ともいえると思います。

9. デジタル・ネイティヴに関するアンケート調査

先ほどお話ししましたデジタル・ネイティヴに関するアンケート調査（高橋他 2008）についてお話をさせていただきたいと思います。

調査項目としては、携帯電話、インターネット、SNS（mixi）の利用状況と利用者意識について、首都圏にある3大学に在学する大学生について調査しました。調査をしたのは、2007年12月です。

有効回収数は324件です。この調査票のことを少しお話しします。調査項目の作成に当たってですが、ハーバード大学が先行して行ったアンケートをいただきまして、それを参照しようと思いました。ところが、これは日本語に訳しても、メディア状況など、アメリカとかなり違うので、日本の社会的文脈や、現在の日本のメディア状況に合わせるように大幅な修正を行いました。この調査では携帯電話や、SNS、そしてクロスメディアに関する多くのオリジナルな質問を行いました。クロスメディアという言葉を知ったことのある人は…あまりいらっしゃらないようですね。クロスメディアというのは、テレビやインターネットなど異なるメディアをクロスする形で広告を打つことです。これまでのメディアミックスと言っていたいろんな媒体、テレビとか雑誌とか新聞とか、いろんな媒体に広告を出していたことと変わらないじゃないか、という意見も当然あります。ただ一つ大きな違いがテレビコマーシャルを見ていて、続きは何々まで、とかキーワードは何々まで、とかコマーシャルの最後に画面が出てきて、例えばそこにキーワードは名古屋までとすると、それを見ていた視聴者が携帯電話やインターネットで「名古屋」とキーワードを入れるとその企業のサイトに飛ぶことができる。いろんなメディアをインターネットを通じてクロスさせて広告を打っていかうという狙いです。そして大事なのは企業側にしてみると、イメージ戦略やあるいは、ある商品というよ

りも、自分の企業のホームページに来てもらって、より自分の企業のことや商品のことを詳しく知ってほしいということで、消費者により「能動的な」関わり方をしてほしいということで、クロスメディアという言葉を使っています。

質問項目などに、関心のある方は私のホームページからダウンロードできますので、詳しい内容はそちらを見ていただきたいと思います。これからお話しする携帯電話とSNSに関する「オーディエンス・エンゲージメント」、「関わり」の質問項目というのは、私が行いました詳細なグループインタビューから作ったものです。この元となるインタビューの項目は、先ほどお話ししましたイギリスのロンドン・スクール・オブ・エコノミーのリヴィングストン先生との共同研究です。私はそれまでSNSというものをあまり知らなかったのですけれども、イギリスで、アメリカもそうですが、大学生がSNSをかなり使っているということで、日本に関してもぜひ知りたいから、ということで調査項目を一緒に作りました。そういった国際比較の背景から調査を行なったものです。

図1は年代別のメディア重要度ですが、15歳から20代までインターネットと携帯電話がかなり重要になっています。広告費を考えても実際インターネット、携帯電話というのが重要になってきています。

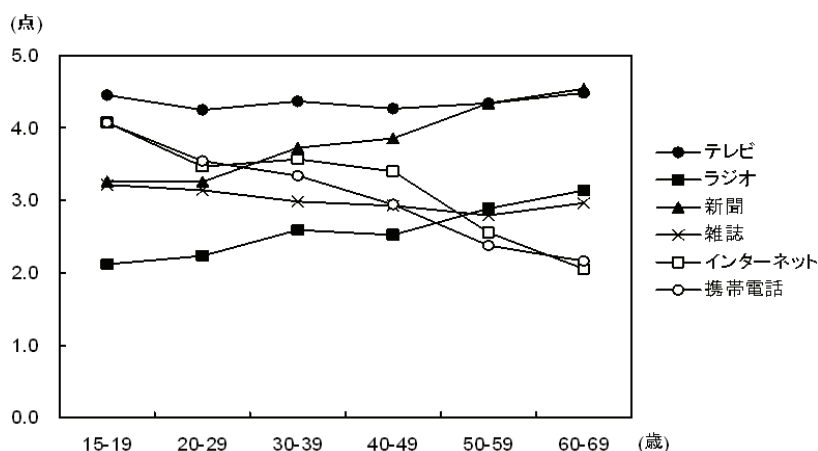


図1 年代別メディア重要度

10. デジタル・ネイティブの情報行動

デジタル・ネイティブの情報行動ということで、まずどういった情報機器を持っているかということですが（図2）、携帯電話・PHSは100%、パソコン所有率も9割程度でした。皆さん接していらっしゃるの、お分かりだと思いますが、大学生が携帯電話とパソコンは持っている当然のツールとなっている。私たちの調査では、ランダムサンプリングではないのですが、2007年3月に行われた内閣府の第5回情報化社会と青少年に関する意識調査（内閣府 2007）を見ても、高校生の96%が携帯電話、83.4%がパソコンを利用しているということで、かなり高い数字が出ています。デジタルオーディオプレーヤーについては、ポータブルが7割、据え置き型が4割であって、やはり現在の大学生には携帯型の方が普及している。またデジタルカメラに関しては男女差が大きくて、男性は4割ですが、女性は7割近く所有しているということです。

11. ケータイ・エンゲージメント

それでは、それほど重要である、手放すことができない携帯電話というのは、一体どういうものなんだろう、ということで街頭インタビューを行いました。私のゼミは毎年、渋谷や原宿などで

街頭インタビューをしています、今回は5月に、原宿、渋谷、池袋、秋葉原の4箇所で4台のビデオを担いでインタビューをしました。それではビデオを見て頂きたいと思います。[ビデオ上映]

「あなたにとってケータイとは？」というインタビューでは、「枕元になきゃだめなもの」、「自分の一部」、「命の次に大事なものです」、「彼氏です」、「家族」、「体の一部」、「無いと困る」、「絆です」、「無人島に持っていきます」、「友達です」などの意見がありました。

先ほどの定量調査からは、オーディエンス・エンゲージメント、ケータイとの関わりに関する因子分析からケータイ・エンゲージメントとして、5つの次元が得られました。

- 1、クロスメディア参加
- 2、心理的関与
- 3、情報探索行動
- 4、写真による経験の記録と共有
- 5、クーポン利用による消費行動

デジタル社会の中で若い人たちは、マスメディアの単なる受け手ではなくて、ケータイを持ち他のメディアとクロスさせながら、テレビやインターネットなどの情報を確認したり、あるいは社会参加をしたりしています。そして絶えずケータイをいじっていたり、ビデオの中でのインタ

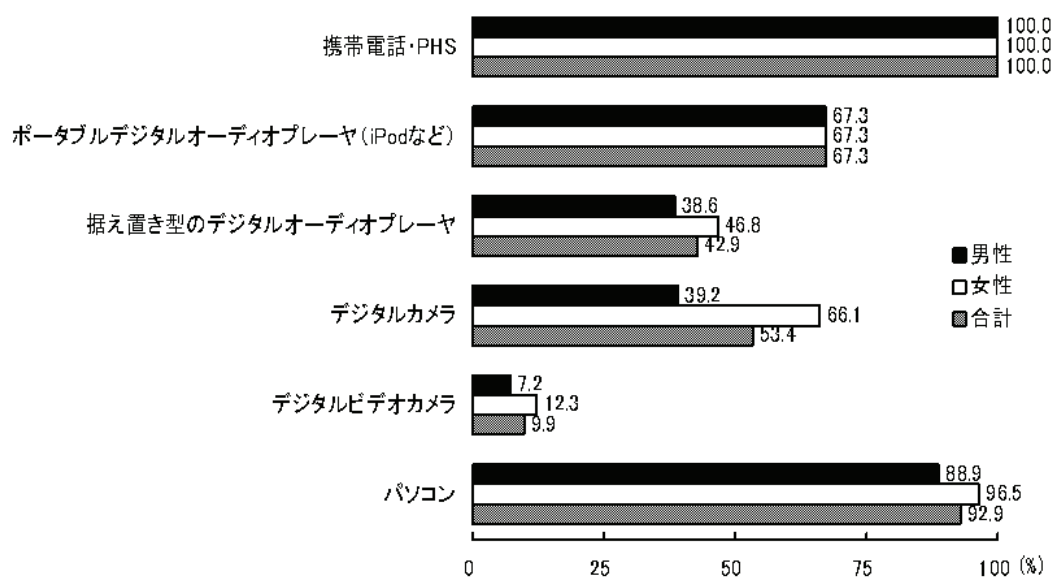


図2 情報機器の所有状況

ビューにもありましたが、ケータイが無ければ生きていけないなど、心理的に強く関与しています。また多くの若者はケータイからインターネットにアクセスして、分からないことがあるとすぐに情報を探索したり、あるいはブックマークをして、情報を収集、蓄積しています。日常生活の断片をケータイで写真を撮ることによって、経験を共有したり、今日こういうものを食べたとか、こういう人を見たとか、すぐにそれを写真に撮って記録したり、その写真を友達に送ることによって、仲間と自分の経験を共有したりします。そして先ほど言いましたけれども、ケータイが今日の若者の消費行動とも密接に関係していて、日常の多様な場面でケータイでクーポンを利用している。マクドナルドからクーポンが送られてくると、学校の帰りにマックに行こうか、というような形でクーポンを利用している。このように現在の多メディア環境において、ケータイは、クロスメディア、さまざまなメディアの要となっており、日常のあらゆる局面において、多様なメディア経験を可能にしているのです。

12. ニコニコ動画と YouTube：ウチとソト

次に YouTube とニコニコ動画の違いですが、ニコニコ動画では、ユーザーはコメントをビデオの上を書くことができます。それによってどういうコメントをビデオのどの場面に書くかなど、空気を読むことが重要とされています。すなわち、コメントの書き方について、仲間意識や外からの人を疎外するような、暗黙のルールがあるようです。そして言語は日本語です。

それに対して YouTube は、自由に楽しめ、世界中からいろいろな動画があがっているので、選択肢が広い。そして、自分がコメントしたければするし、したくなければしないし、変なコメントを試してみんなにたたかれても、それは自己責任ですよ、と。ニコニコ動画ではみんなで何か一緒に作っていく、コメントを含めての作品という言い方をよくしますが、YouTube では動画は独立しており、いろいろな言語で、コメントは画面の下につけられていきます。

これらのことから、ニコニコ動画は一つのウチではないか、これは中根千枝さんのウチとヨソという概念ですが、YouTube はヨソ、好きなことが自由にできるけれども、そこには仲間意識というものはないと考えられるのではないのでしょうか。

13. SNS の情報行動

SNS に関しては、ポイントだけ捉えて言いますが、もっとも多いのは、情報を交換する場です。情報を得る場ということで、若い人たちは SNS を通して、マスメディアからは得られないような情報、あるいはマスメディアを代替するような情報など多様な情報を探索しています。一番多かったのが、他人の日記を読む、ということです。それは先ほどの中根千枝さんのウチとヨソという概念と通ずると思うんですけども、私の博士論文でのフィールドワークでもそうだったんですが、やはり自分の大事なウチ、一番のウチは学生さんにとってみると、自分の所属しているサークルだったり、部活だったり、アルバイトの仲間だったり、その大切なウチとの情報を共有する、あるいは情報を探索する、という意味で日記を読む。日記からマイミクの情報を頻繁に得ています。

イギリスの調査では、子供とメディアに関する研究、これはインターネットの調査ですけど、男性は社会関係を維持するための情報を得るのに対して、女性はコミュニケーションの目的のために利用しているということが明らかになっています。私のアンケート調査でも、女性は mixi をよりコミュニケーションのために利用していますが、その一方で、男性はスポーツや就職活動、経済情報、海外の情報、mixi ニュースなど、そういった情報探索のために多く利用しています。2006 年からケータイから mixi にアクセスすることができるようになってから、通学や通勤の電車とか暇なときに頻繁に mixi をチェックするようになっていきます。この調査でも mixi を利用する理由の第 1 位が暇つぶしや気分転換となっています。2 番目が情報を得るため、そして 3 番目が会話のきっかけや知り合いとのコミュニケーションのためという結果になっております。

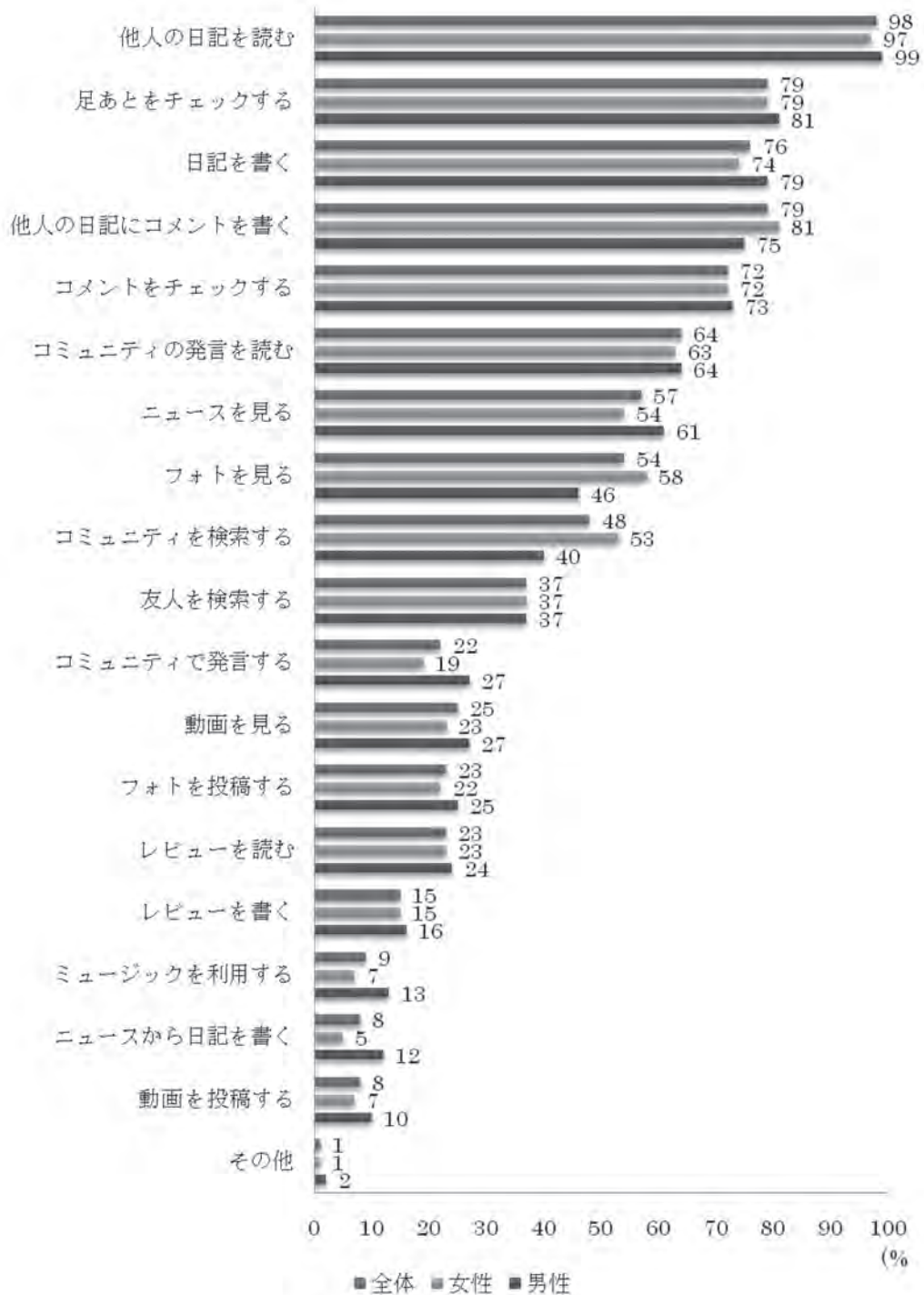


図3 SNSの機能

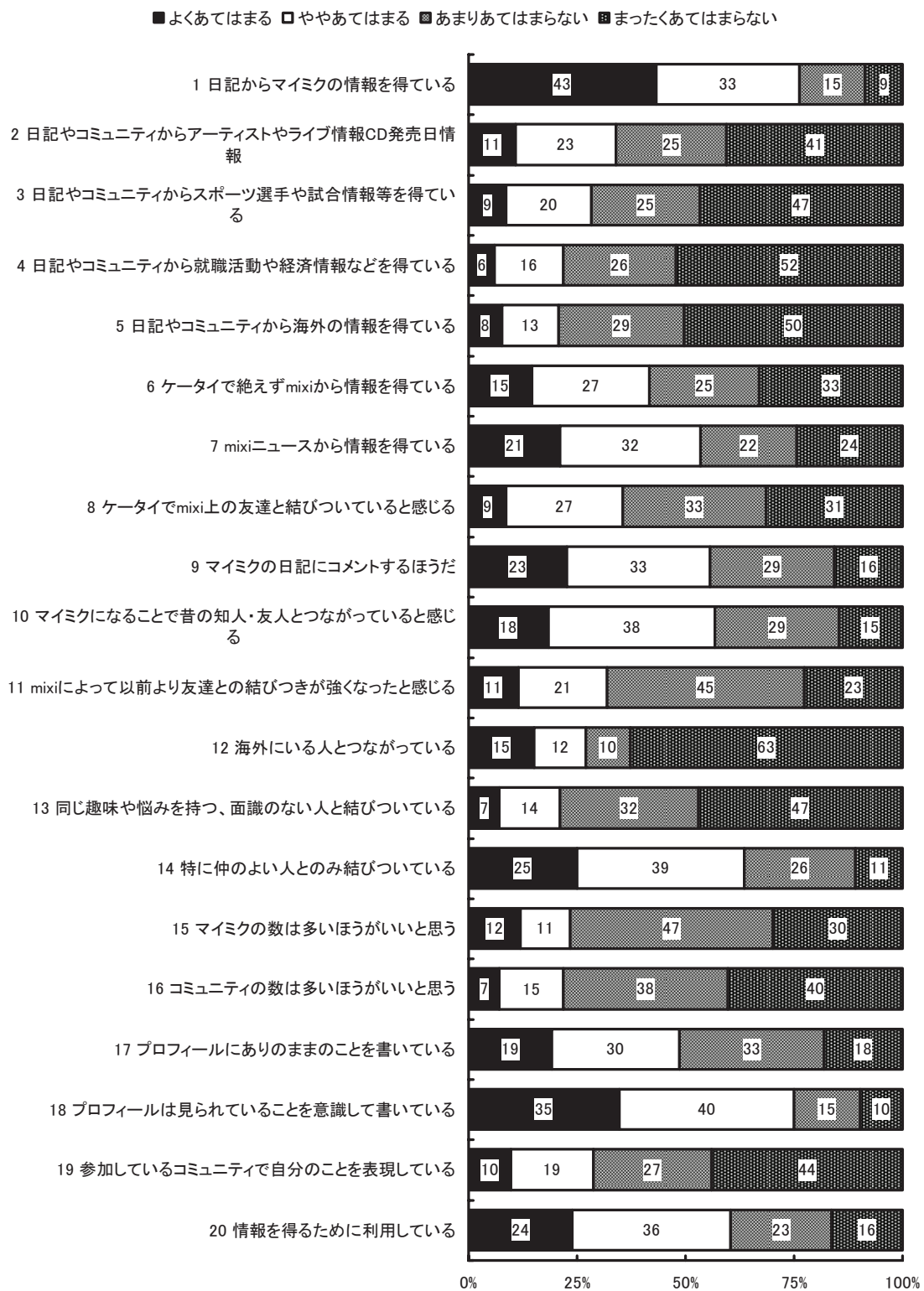


図 4-1 SNS の情報行動

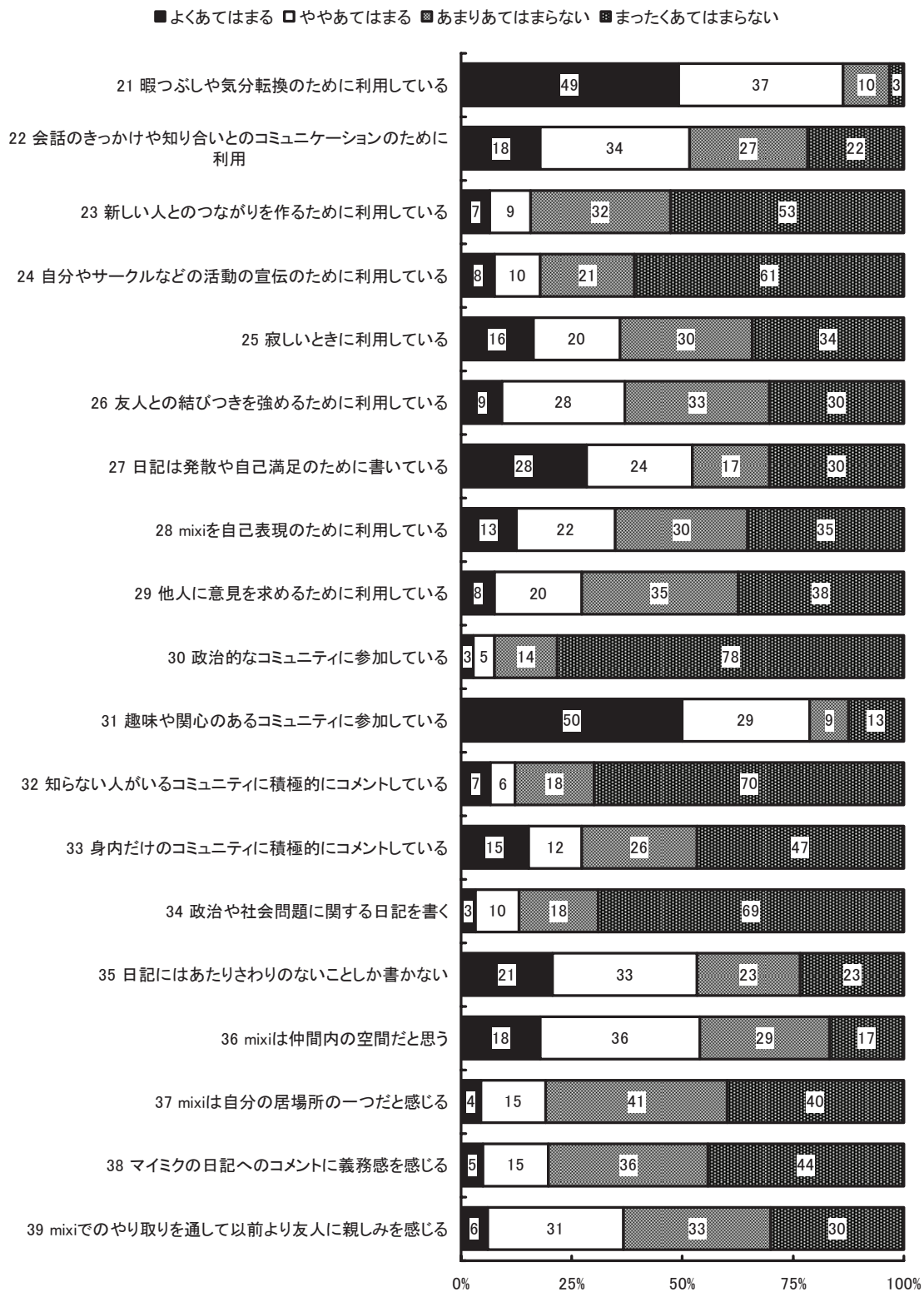


図 4-2 SNS の情報行動

14. SNS エンゲージメント

SNS のエンゲージメントとしては因子分析から次の8次元が得られました。

1. 結合性
2. 情報探索行動
3. 自己表現
4. 印象管理
5. 効用
6. 社会資本
7. ネットワーク形成
8. ウチ形成

デジタル・ネイティヴの最も大きな特徴は、結合性、つまり結びつきです。ケータイやインターネットは時空を超えて若者を直接結び付けています。Mixi あるいは SNS は、ネットワーキングですので、その特徴がデジタル空間での社会的な繋がりにあるように、若者は現在所属している社会集団や、以前所属していた社会集団などと結びついています。そして SNS のコミュニケーションによって、以前のように結びつきが強くなったり、あるいはケータイで SNS に対してアクセスすることが可能となったことから、友達との親密性というのが以前よりも増しています。

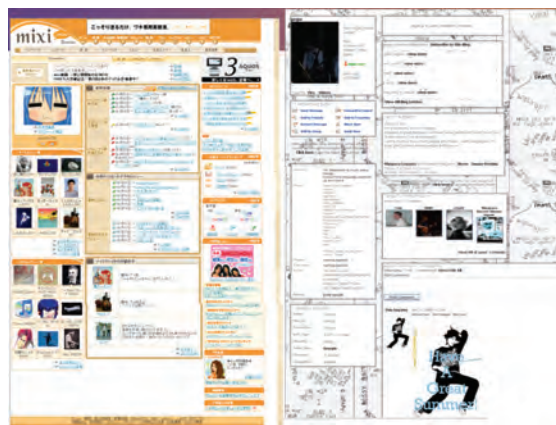
しかしながら同時に mixi では自分の名前を出している人がかなり多いので、そしてマイミクに登録しているのも、自分の知っている人を登録しているために、現実社会と同じ社会集団と結びついています。そのために日記に当たり障りの無いことしか、みんなが共有しても別に大丈夫なような、そういう情報しか書けない、結局、何も書けなくなってしまう、ということも起きています。そして若者は SNS 上で自分の関心の欲求に応じて、いろいろな情報を探索したり、収集したり、暇つぶしや気分転換などの効用、あるいはコミュニケーションの促進など社会的な効用を得ています。SNS 上で新しい友達と出会ったり、新しいネットワークを形成する一方で、現実社会において既存の社会環境を維持したり結びつきを強め、親密性を増すことによって、社会集団、すなわちウチというものを形成しているのではないのでしょうか。そしてマイミクに百何十人登録していたり、

多くのコミュニティに登録していることによって、自分の持っている社会資本というのを、その数によって誇示している場合もあります。すなわち友達でなくても、マイミクを増やしたいから登録していたり、あるいはプロフィールや日記を利用して自分の印象を管理するなど、SNS を利用して自己表現を行っています。

このようにデジタル・ネイティヴは、直接的な経験、実際の対話とともに、日常生活のなかに埋め込まれているケータイや SNS などのデジタルメディアとの多様なエンゲージメント（関わり）を通して、印象管理などを行い、自己を形成しています。

15. mixi と Myspace : ウチとソト

図5で、3つとも、左が mixi です。右が Myspace というアメリカの SNS です。それぞれ3人同じ人が両方のサイトでプロフィールを作っ



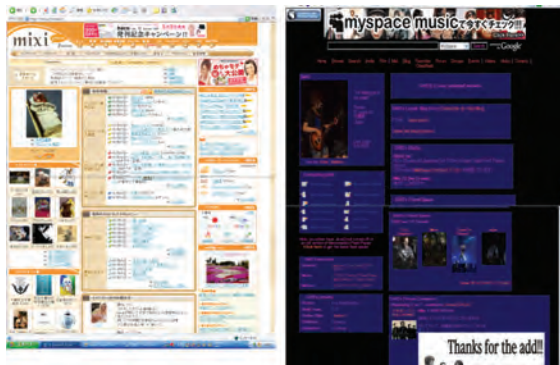


図5 mixi と Myspace

ています。見ていただければ分かりますように、mixi はオレンジ色の小さな枠で囲まれていて、みな同じような感じですが、そんなに違いがあるように見えません。ところが、Myspace の画面を見ていただくと分かりますが、全く違う人たちのように感じられます。これは同じ人が別の SNS で異なる自己表現している例です。

そのように考えてみると、mixi というのは、閉じられていて、同質な仲間が入っていて、日本語である。それに対して Myspace というのは、世界に開かれていて、いろいろな人たちがいるし、そして言語が英語であることから、これも mixi がウチ、Myspace がソトというふうに考えられるのではないかと思います。

そして mixi のウチの中では、再-日本人化としての自己創造、すなわち日本の社会的な規範というものを再認識しながら、自己のアイデンティティを構築していくのに対して、Myspace では、自分をより理想的な表現をしたり、日本人ということをあまり意識せずにグローバルな自分として、脱-日本人化の自己創造を行なっているような感じがします。

ですから、今の若者というのは、アメリカの Myspace と日本の mixi という、両方の SNS を同時に持つことによって、2つの異なる世界、日本的であるものとグローバル（西洋的）なもの、そういった異なる世界を行ったり来たりしながら、自分のアイデンティティを創造している、と言えるのではないのでしょうか。

おわりに

デジタル・ネイティブの今後の研究課題ですが、ハーバード大学ロー・スクールから出された本では、デジタル・ネイティブの特徴としてグローバルな文化を共有している、そして繋がっている、という二つの特徴をあげています。それに対して、グローバルな文化を共有しているというのが、いったいどんな文化を共有しているのでしょうか。また、繋がっている、と言っているけれど、言葉の壁があって、西洋の文化圏の言葉、価値観というものを考えると、西洋の文化圏のみよりつながっていくのでしょうか。日本はガラパゴス化されると言われていますが、やはりグローバル世界から取り残されてしまう、若者の文化であっても取り残されてしまうのだろうか、というグローバル世界における日本の行方に関わる大きな問題が浮かび上がります。

そこで、今年度から3年間、文科省の科研費から在外研究を頂きまして、新たなプロジェクトを立ち上げました。この講演の後、来週ハーバード大学ロー・スクールに行き、その次の週はオックスフォード大学教育学部に行き、日本、アメリカ、イギリスのデジタル・ネイティブの国際比較調査の打ち合わせをする予定です。そして、来年1年間、海外研究ですので、現在の予定では、ハーバード大学と、またオックスフォード大学の教育学部のデーヴィス先生が若者とメディアに関するイギリス政府の大きなプロジェクトを行っていてそのプロジェクトに入ってほしいという依頼を受けていますので、オックスフォード大学に行く予定です。

最後に、本日の講演でもキーワードとなりました「エンゲージメント」という概念ですが、その元となる私の博士論文がロンドンとニューヨークの Routledge 社からもうすぐ出版されます (Takahashi 2009)。この本では、多メディア環境にある日本人の家族に対するエスノグラフィー（インタビューや参与観察など）から、ケータイやインターネット、テレビなどの利用に関しての調査を行い、グローバル社会や日本の行方などに

ついて示唆を述べたものです。もしご関心のある方がいらっしゃったら、ぜひ参照していただければありがたいです。また、もしよろしければ、学生さんたちなどのために図書館においていただければ大変ありがたいです。

本日は長時間にわたりご清聴いただきまして、本当にどうもありがとうございました。

参考文献：

Le Monde,

<http://www.lemondeinformatique.fr/dossiers/lire-digital-natives-ils-vont-bouleverser-l-entreprise-68.html>) 2009. 05. 29

Le Monde,

<http://www.lemondeinformatique.fr/actualites/lire-entreprises-preparez-vous-a-l-arrivee-des-digital-natives-27373.html>

内閣府，第5回情報化社会と青少年に関する意識調査報告書。平成19年12月 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/jouhou5/index.html>

html

Palfrey, John and Urs Gasser. 2008

Born digital: understanding the first generation of digital natives. Basic Books.

Takahashi, T. "Japanese Young People, Media and Everyday Life: Towards the Internationalizing Media Studies". In Kirsten Drotner and Sonia Livingstone (eds) International Handbook of Children, Media and Culture. London: Sage. (2008)

高橋利枝, 本田量久, 寺島拓幸「デジタル・ネイティヴとオーディエンスエンゲージメントに関する一考察ーデジタルメディアに関する大学生調査よりー」, 『立教大学応用社会学研究』50号, pp.71-92, 2008年3月。

Takahashi, T.

Audience Studies : A Japanese Perspective.

Routledge, 2009

Takahashi, T. (in press) MySpace or Mixi? Japanese Engagement with SNS (Social Networking Sites) in the Global Age. New Media and Society.

Google 世代の情報の探し方

名古屋大学附属図書館研究開発室

三 根 慎 二

1. Google 世代とは

本日の「デジタル・ネイティブと大学図書館」というテーマと関連するもので、2008 年 1 月に図書館関係者の間で話題になった Google Generation プロジェクトがあるので紹介したい。まず、このプロジェクトの概要について簡単に説明すると、イギリスのユニバーシティ・カレッジ・ロンドン (UCL) のデイビッド・ニコラス教授 (David Nicholas) らの研究グループ「CIBER (Centre for Information Behaviour and the Evaluation of Research)」¹⁾ が 2007 年に大英図書館と協同で行ったもので、主に深層ログ分析という手法を用いて、学生および研究者の電子ジャーナル・電子ブックの利用を調査したものである。学術情報の利用動向や若者の情報利用行動に関するレビューを含めて計 7 編の研究報告書を公開しており、UCL²⁾ および JISC³⁾ のウェブサイトから無料でダウンロードすることができる。2009 年 11 月には、図書「Is there a Google Generation? : Information Search Behaviour Developments and the Future Learner」⁴⁾ も刊行される予定である。

Google Generation プロジェクトでは、Google 世代の定義を「1993 年以降に生まれ、インターネットが普及した世界で育った若者の世代」⁵⁾ としている。さらに、一般的に言及されている同世代の特徴として 1) ノートと鉛筆よりキーボードを好む、2) 紙よりスクリーン上で読むことを好む、3) 知識を求める最初の場所が、インターネット (特にサーチエンジン)、などがあると述べている。

最近の若い世代に対する呼称には、Google 世代だけではなく、「ネット世代、ミレニアルズ、デジタル・ネイティブ、M 世代、Me 世代、Y 世代」などがあり、これらの世代は以前の世代とは、質

的に異なる・異なる素質、態度、期待、コミュニケーションおよび情報リテラシーを持つと言われ

第 1 表 Google 世代の特徴として言及されている項目

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術に対する適応能力がある 2. 情報通信技術に対して高い期待を持つ 3. インタラクティブなシステムを好み、情報の受け身な消費者でなくなりつつある 4. コミュニケーションをデジタル形式に変えた(会話からケータイメール) 5. 生活のあらゆる場面でマルチタスクを行っている 6. 楽しむことになれ、大学での公式な学習にも同様の期待をしている 7. 文字情報より視覚情報を好む 8. 遅延に対して不寛容で、情報ニーズはすぐに満たされなければならない 9. 権威のある人物よりも、友人や同僚をより信頼できる情報源と見なしている 10. Web に常に繋がっていると感じる必要がある 11. カット&ペースト世代である 12. コンピュータスキルを試行錯誤で覚える 13. 全文よりも、整理分類された形の情報を好む 14. 検索の達人である 15. 全てがWeb上にあり(みな無料である)と思っている 16. 知的財産を尊重しない 17. 情報の形態(図書、雑誌など)に寛容である |
|---|

出典 : Rowlands, I ; Nicholas, D. ; Williams, P ; Huntington, P. ; Fieldhouse, M. ; Gunter, B. ; Withey, R. ; Jamali, H.R. ; Dobrowolski, T. ; Tenopir, C. The Google generation: the information behaviour of the researcher of the future. ASLIB Proceedings. 2008, vol.60, no.4, p.290-310.

ることが多い。では、こうした新しい世代特有の性質が、図書館・情報サービスの利用に対してどのように反映するのかと考えるのは、図書館関係者としてはある意味自然な疑問である。

CIBER のメンバーであるローランズ (Ian Rowlands) は、Google 世代の特徴として第1表の17項目が指摘されており、これらがどこまで本当に証拠を伴うものなのかを調査に基づいて検討しているが、これらの特徴は必ずしも根拠があるものとは言えないことを指摘している⁵⁾。

本日の発表では、まず Google Generation プロジェクトのうち、直接大学図書館に関わる実証的な調査結果に絞って、教員と学生とではどのように学術雑誌論文および図書に関する検索、入手および読みが異なるかを紹介する。その後、日本の大学図書館の事例、名古屋大学附属図書館で行った来館者調査の結果に基づいて、館内での情報源の利用形態を紹介し、利用者の特徴および図書館の位置づけについて述べる。

1.1 若者の情報探索行動の特徴

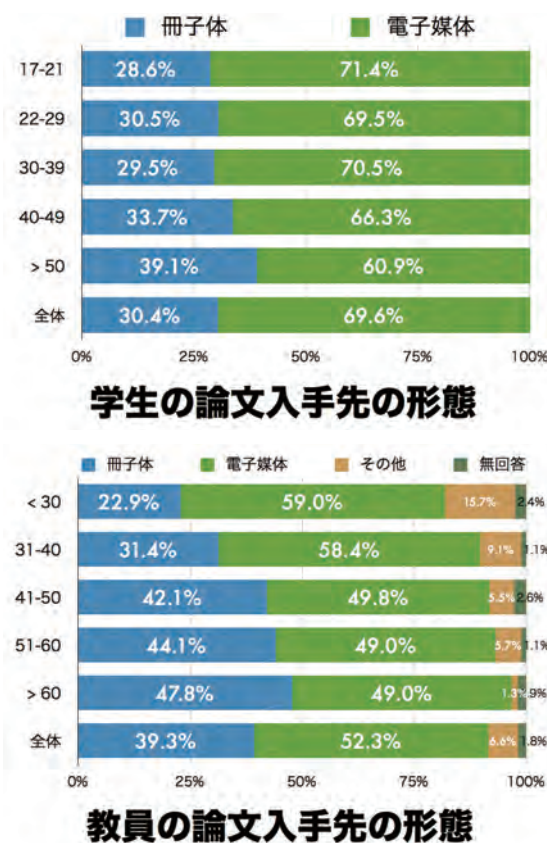
利用者調査の領域で多くの成果を発表しているテクノピアらの調査結果によれば、若者の情報行動の特徴として以下の11項目が挙げられている⁶⁾。

1. 冊子体の情報源を十分に利用していない
2. スクリーン上で読むより冊子体を好む
3. 家で読むことを好む
4. より古い図書館資料を利用する
5. 幅広い論文・図書検索手法を利用するが、検索スキルに欠けている
6. 物理的な図書館の利用は減っている
7. 友人同僚が重要
8. 引用文献を辿ることの重要性
9. 若手研究者は検索エンジンを多用する
10. eBook の利用は、主に学生と若手研究者
11. 図書館目録は健在である

以下では、10番の eBook 以外の項目について、テクノピアらによる調査結果に基づきながら、若者(学生)の学術雑誌論文と図書の検索、入手、読みの特徴を、教員との比較を通して見ていく。

1.1.1 冊子体の情報源を十分に利用していない

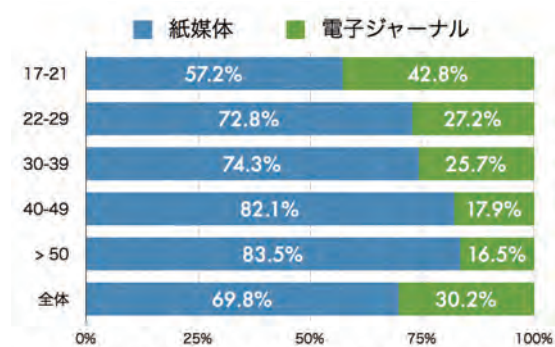
学生および教員それぞれについて、学術雑誌論文を入手する際の形態が冊子体と電子ジャーナルのどちらかを示したのが第1図である。学生は全体で7割強が電子ジャーナルで入手しているのに対し、教員は5割強に留まっている。どちらも年齢が上がるにつれて冊子体から入手する割合が高くなるが、教員の方がその傾向が強いことが分かる。



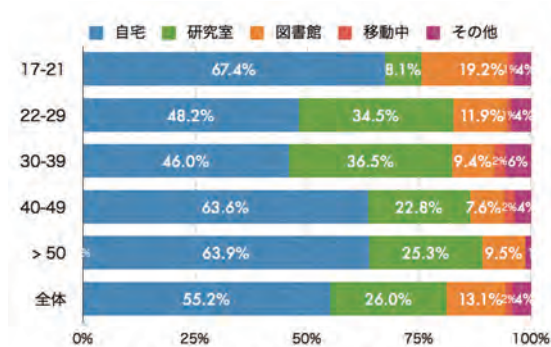
第1図 学生と教員の論文入手先のフォーマット

1.1.2 スクリーン上で読むより冊子体を好む

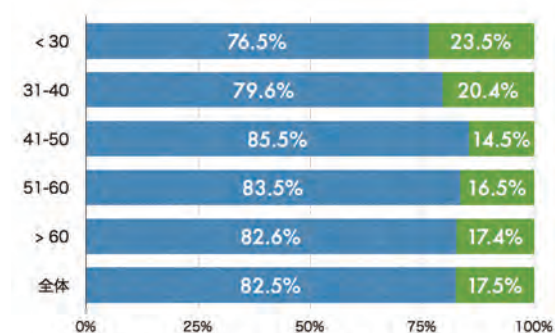
次に、学術雑誌を読む際に利用した形態を示したのが、第2図である。学生の方が画面上で読んでいるものの多いこと、とくに17-21歳の学生は4割強がスクリーン上で読んでいるのは他と比べて抜きん出ている。しかし、学生・教員ともに学術雑誌論文を読む際には紙媒体を用いるものが大多数である。



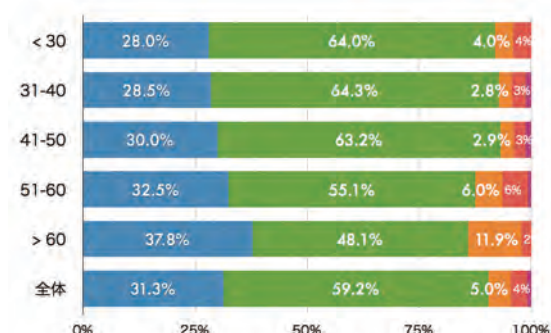
学生の学術雑誌の読みの形態



学生の読みの場所



教員の学術雑誌の読みの形態



教員の読みの場所

第2図 学生と教員の論文閲読のフォーマット

第3図 学生と教員の論文を読む場所

1. 1. 3 家で読むことを好む

入手した論文をどこで読んでいるかを示したのが、第3図である。学生は自宅、教員は研究室という傾向が見られる。学生でも21歳以下は自宅が7割弱と他と比較して非常に多いのに対して、22歳から39歳の範囲では、自宅に加えて研究室も35%前後を占めており、学部生と大学院生との違いがこの差を生み出していると考えられる。図書館は学術雑誌論文を読む場所としてはほとんど利用されていないことがわかる。

1. 1. 4 より古い図書館資料を利用する

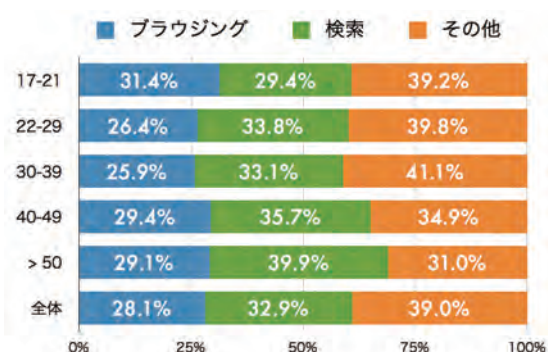
読む論文の古さについては、全体としては学生と教員との間には顕著な差は見られない。教員の方が1年前および2から5年前の論文を読む割合が学生より高く、一方で学生は6-10年前の論文を読む割合が教員よりも高い。これは教員は研究目的で学術雑誌論文を読むのに対し、学生は学習対象として読んでいるためと推察される。

1. 1. 5 幅広い論文・図書検索手法を利用するが、検索スキルに欠けている

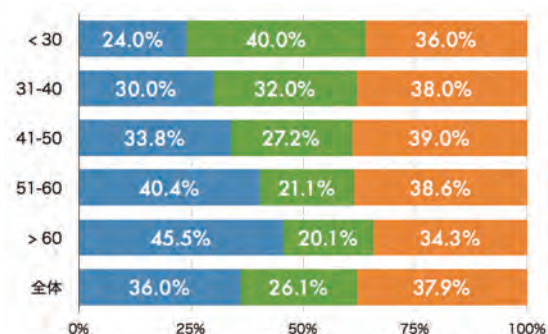
読んだ学術雑誌論文をどのように発見したかを尋ねたのが、第4図である。ブラウジング、検索、その他のうち、学生全体で最も多かったのは、検索よりもその他で、教員からの推薦・要求などに基づいて論文を見つけている。特に17から39歳の範囲ではその傾向が強く見られる。一方、教員は30歳以下の場合、検索が最も多いのに対して、51歳以上はブラウジングが最も多くなる傾向が見られる。学生、特に学部生は多様な発見手段を用いているものの、検索して学術雑誌論文を見つける割合は低いことがわかる。学部生は情報リテラシーが十分に発達しておらず検索スキルが身に付いていないとも解釈できる。

1. 1. 6 物理的な図書館の利用は減っている

図書館に来館して図書および学術雑誌論文を探すことの依存度を尋ねた結果が、第5図である。

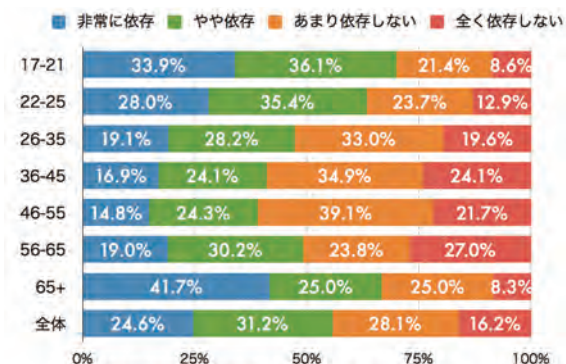


学生の読んだ論文の発見方法

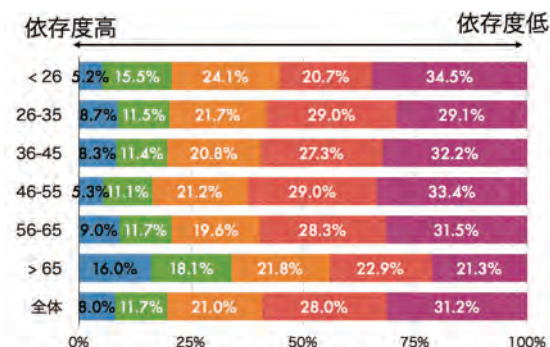


教員の読んだ論文の発見方法

第4図 学生と教員の論文の発見方法



図書の探し方 (来館)



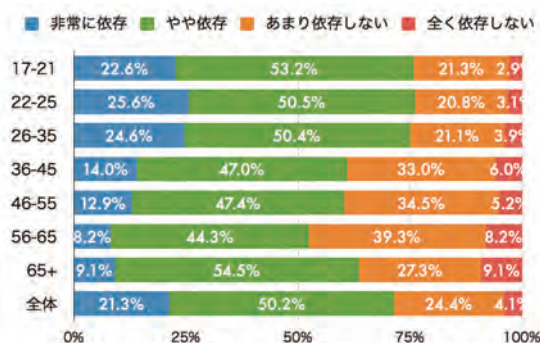
学術雑誌論文の探し方 (来館)

第5図 学生と教員の論文探索における図書館への依存度

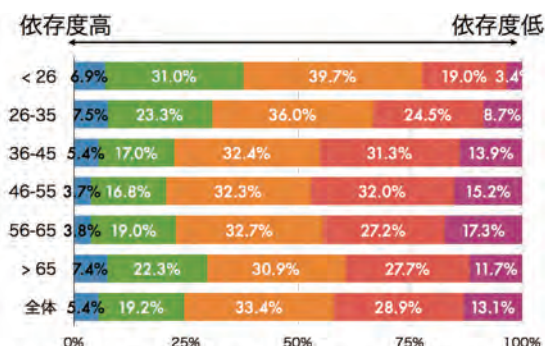
図書については、全体の半数強が図書館に依存しているが、年齢が下がるにつれて図書館への依存度が高くなるのがわかる。学術雑誌論文の場合は、先の結果と同様に全体として依存度は低いことが分かる。図書を探す際には、学部生・大学院生にとっては来館することが依然として重要な位置づけにあると言えそうである。

1.1.7 友人同僚が重要

図書・学術雑誌論文を探す際に友人・同僚にどれだけ依存しているかを示したのが、第6図である。図書については、全体として7割強が友人同僚に依存している傾向が見られる。特に、17から35歳の範囲では、非常に依存・やや依存が75%前後を占めており、他の年代と比較して依存度が高い傾向にある。学術雑誌論文については、図書ほどは依存度は高くないが、ここでも年齢が下がるにつれて依存度が高くなる傾向が見られる。



図書の探し方 (友人同僚)

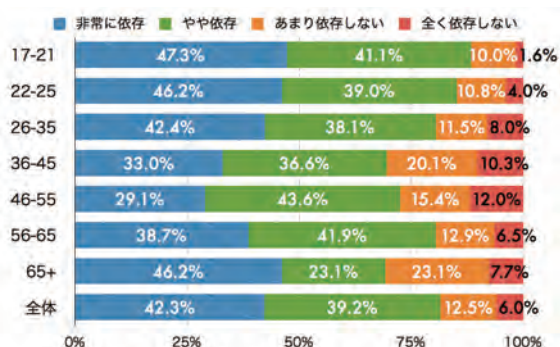


学術雑誌論文の探し方(友人同僚)

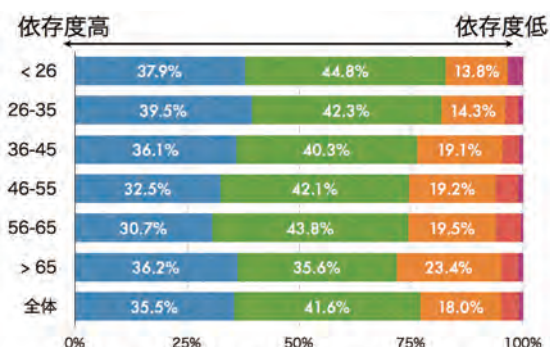
第6図 学生と教員の論文探索における友人同僚への依存度

1.1.8 引用文献を辿ることの重要性

引用文献を使って図書・学術雑誌論文を探すことにどれだけ依存しているかを示したのが、第7図である。図書については、全体として8割以上が引用文献に依存していると考えられ、この数値は他の情報源と比較して最も高い値になっている。若年層になるほど依存度が高まるが高年層(56歳以上)も依存度が高い。学術雑誌論文の場合は若干劣るが、全体では75%強が依存しているが、年代によって大きな差は見られない。



図書の探し方 (引用文献)

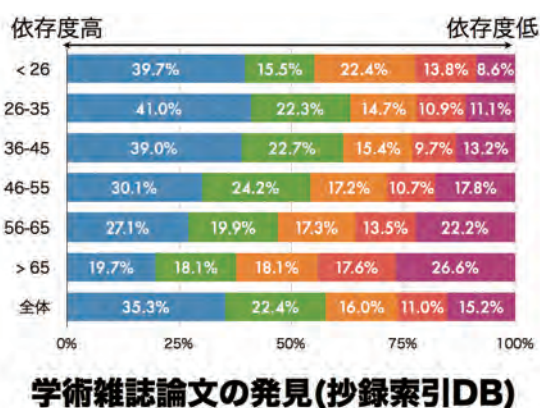


学術雑誌論文の発見(引用文献)

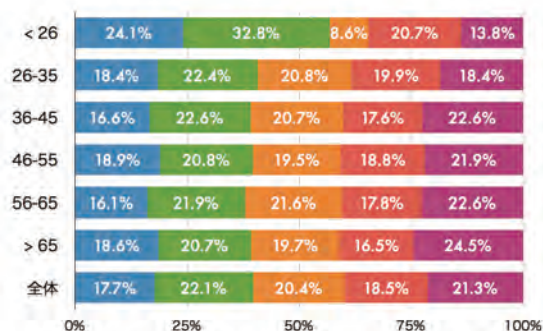
第7図 学生と教員の論文探索における引用文献への依存度

1.1.9 若手研究者は検索エンジンを多用する

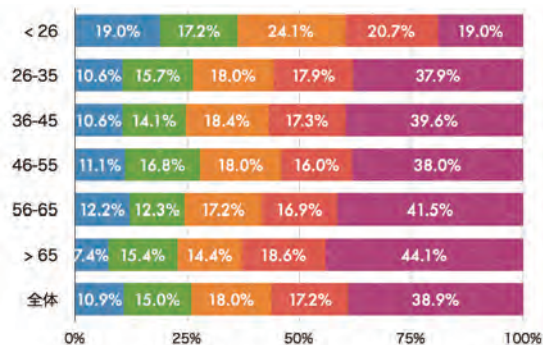
学術雑誌論文・図書を探す際に検索ツールにどれだけ依存しているかを示したのが、第8図である。学術雑誌論文の場合、抄録索引データベースは年齢が上がるにつれて依存度が低くなる傾向、Google および Google Scholar については年齢で有意差は見られないが、26歳以下だけは依存度が顕著に高い傾向が見られる。この世代が今後年齢を



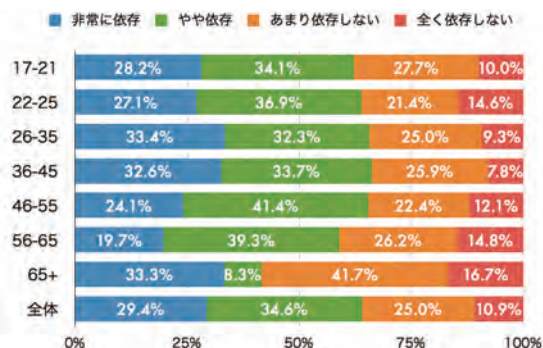
学術雑誌論文の発見(抄録索引DB)



学術雑誌論文の発見(Google)



学術雑誌論文の発見(Google Scholar)



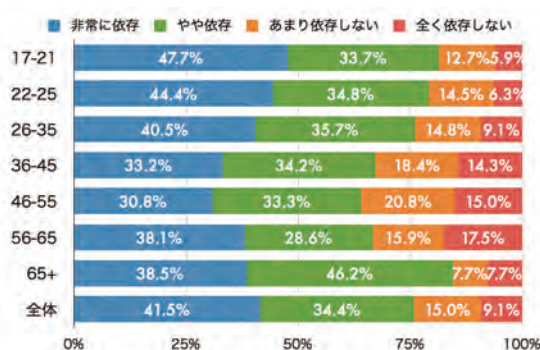
図書の探し方 (Google)

第8図 学生と教員の論文探索における検索ツールへの依存度

重ねても同様なパターンを示すかは興味深いところである。図書を探す際に Google に依存している傾向は6割強であり比較的高いが、年齢によって有意差がみられないことがわかる。

1. 1. 10 図書館目録は健在である

図書を探す際に図書館目録に依存しているかを尋ねたのが、第9図である。全体で約75%が依存をしており、他の情報源と比較しても高い依存度を示している。引用文献の場合と同様に、若年層と高年層の依存度が高い傾向が見られる。



図書の探し方 (図書館目録)

第9図 学生と教員の論文探索における図書館目録への依存度

少なくとも、これまでに示した結果からは、Google 世代、より正確に言えば、学部生が他の世代と比較して特別な世代であるようには思われない。たとえば、現在の若年層が、検索エンジンをより頻繁に使う世代であるということはいえても、検索の達人であるということには無理がある。仮に、Google 世代の特徴といわれる性質を昨今の学生が持ち合わせているとしても、それと大学での学習・研究で求められる情報リテラシー能力を持っているか、直接つながるかどうかは別の問題だろう。

2. 名古屋大学附属図書館における来館者調査

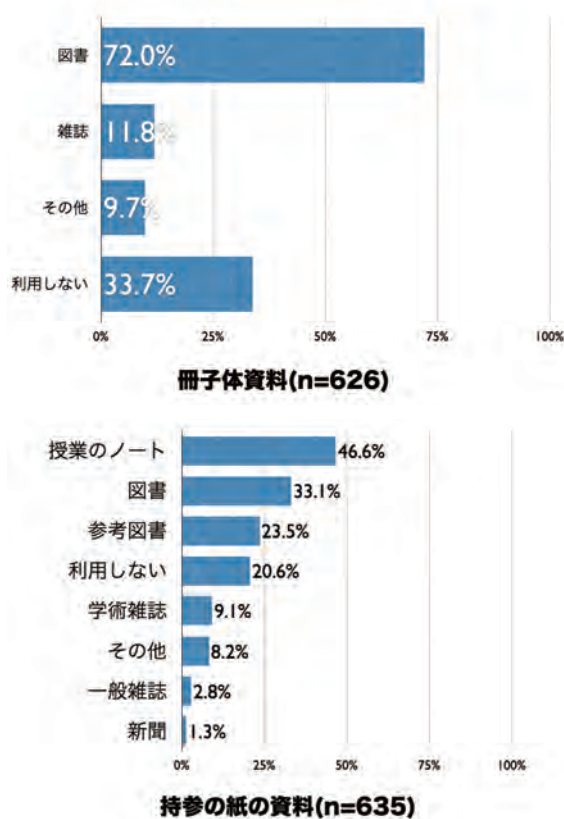
先の調査結果は国外の事例であるため、日本の事例として、名古屋大学附属図書館の利用者を対象に行った来館者調査について、一部の結果を紹介する。ここでは特に、図書館内外でどのような

情報源をどのフォーマットで利用しているのかについて述べる。

調査は、2008年7月のある1日に中央図書館でアンケート用紙を来館者に配布・回収する形式で行い、合計で654件の回答を得た。調査では、図書館の利用目的、利用場所、利用時間、回答者の所属等も聞いているが、以下では、1) 図書館内の冊子体および電子情報源の利用、2) レポート・課題作成時における情報源の利用についてのみ紹介する。

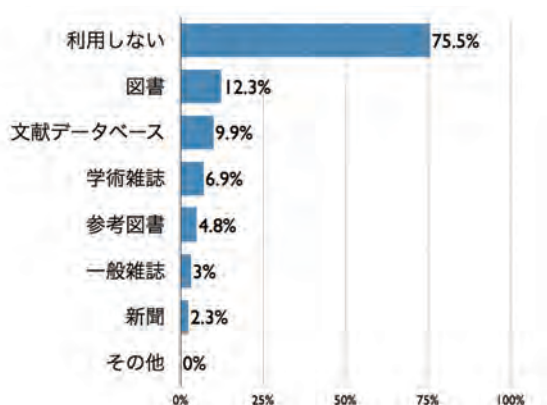
2.1 館内での情報源の利用

まず来館中に図書館内で利用した冊子体の資料であるが、回答者のうち72%が図書を、11.8%が雑誌を利用している一方で、何も利用しないものが33.7%いた。次に、図書館内で利用した持参の紙の資料について聞いたところ、最も多いのは授業のノートの46.6%で、次いで図書(33.1%)、参考図書(23.5%)、利用しない(20.6%)であった(第10図)。



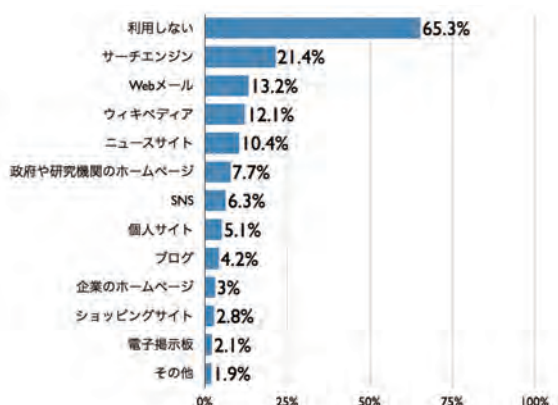
第10図 図書館内で利用した冊子体資料および持参の紙の資料

次に、図書館内で利用した名大が契約している電子情報源について聞いたところ、75.5%が利用しないと回答しており、図書を除いてCiNiiなどの文献データベースを含めたその他の電子情報源は全て1割以下であった。大半の利用者は来館中に図書館が契約している種類の電子情報源を利用していないことがわかる（第11図）。



第11図 図書館内で利用した名大契約の電子情報源 (n=563)

図書館内で利用した一般的なウェブページについて尋ねたところ、利用しないと回答したものが65.3%、検索エンジンが21.4%、Webメールが13.2%、ウィキペディアが12.1%であった。図書館が契約している電子情報源と同様に、大部分の利用者は一般的なWebページについても利用していない傾向があるが、検索エンジンやウィキペディアのような一般的なサイトは1割程度であるものの、図書館内でも利用されていることが分

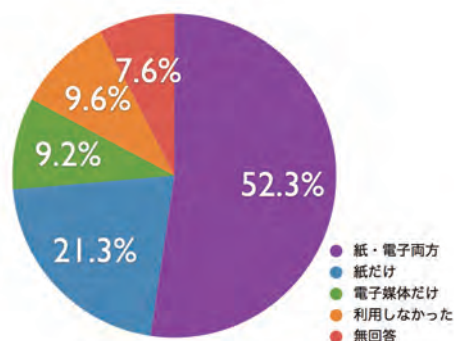


第12図 図書館内で利用した一般的なWebページ (n=570)

かる（第12図）。

2.2 レポート・課題作成時に利用した情報源

次に、レポート・課題作成時に利用した情報源について紹介する。まず、利用した情報源のフォーマットについて尋ねたところ、回答者の52%が紙と電子媒体の両方、21%が紙のみ、9%が電子媒体のみ、利用しないが10%であった。この結果からは、図書館を利用する学生については、電子媒体だけを利用して課題やレポートを済ませているわけではないと推察される（第13図）。

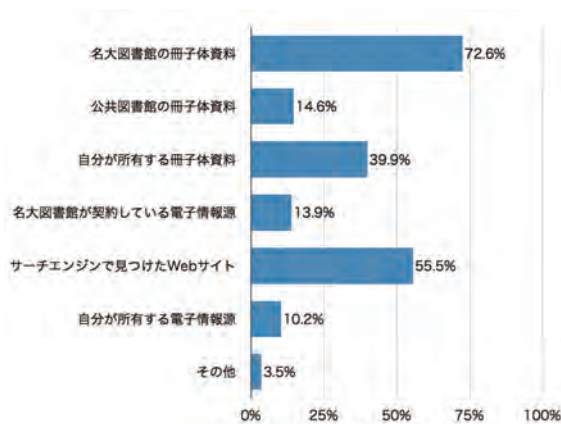


第13図 レポート・課題作成時に利用した情報源のフォーマット (n=649)

次に、利用した情報源の提供主体について聞いたところ、最も多いのは名大図書館提供の冊子体資料の72.6%、次いで検索エンジンで見つけたWebサイトが55.5%、自分が所有する冊子体資料が39.9%であった。名大図書館が契約している電子情報源は13.9%で、ここでも図書館内の利用と同様にそれほど利用されていないことが分かる（第14図）。

以上の来館者調査の結果をまとめると、以下のようになる。

- 1) 図書館の利用者が館内で最も利用する資料は、紙の図書である
- 2) 図書館が契約している電子情報源や一般的なウェブページは、大部分の利用者が館内では利用していない
- 3) 課題・レポート作成時には、冊子体・電子情報源の両方を利用しているものが半数以上を



第 14 図 レポート・課題作成時に利用した情報源の提供主体 (n=519)

占めており、電子情報源だけで済ませてしまうものは少数である

- 4) しかし利用される電子情報源は、図書館が契約している電子情報源よりも、一般的な Web ページである

これらの結果から、中央図書館の主な利用者である学部生は、図書館が提供している電子情報源を、図書館内外に関わらず利用することは非常に少ないと考えられる。電子情報源の低調な利用という結果は、いくつかの異なる解釈が可能である。たとえば、学部生にとっては、普段の学習において図書館が提供している電子情報源を利用する必要性がないという解釈も可能であろうし、逆に必要性はあるが電子情報源の存在を知らないとも解釈できる。もし現実が後者であるならば、ハイブリッドライブラリーの構築を提唱している名古屋大学附属図書館としては、電子情報源の利用が低調であるのは学部生の問題だけではなく利用を促進できていない図書館側の問題であるとも考えられる。この結果は、電子情報源に対して高額な料金を払っている図書館にとっては、容易に見過ごすことができない結果ではないかと考える。

こうした状況を変える可能性があるものとして、最近では日本の大学図書館でも、場所としての図書館の役割が認識され、学生の学習形態にあわせた図書館・図書館サービスの構築がなされようとしている。名古屋大学附属図書館でも、ラーニング・コモンズを構築することによって、従来

型の図書館からの新しい形の図書館サービスの提供を行う予定である。ラーニング・コモンズの導入によって、学生の館内利用行動がどのように変化するのか、改めて調査を行いたいと考えている。

最後になるが、大学図書館にとって、未来は 10 年後ではなく、新しい世代の利用者の登場により、今まさに訪れている・訪れようとしていると考えた方が良いのではないかと考える。こうした新しい世代の利用者に図書館が対応するためには、思いつきではなく何らかの根拠に基づいて行われるべきだろう。その際に、業務統計やダウンロード統計などももちろん重要ではあるが、それとあわせて実際の情報探索行動を観察するなどして利用者を理解する必要があるのではないかと考える。そして、そうした手続きを経て得た根拠に基づいて、実際に図書館が変化することが何よりも重要ではないかと考える。

引用文献

1. DIS CIBER home page. <http://www.ucl.ac.uk/infostudies/research/ciber/>, (accessed on 2009-10-28)
2. Download CIBER reports and presentations. <http://www.ucl.ac.uk/infostudies/research/ciber/downloads/>, (accessed on 2009-10-28)
3. Google Generation : JISC. <http://www.jisc.ac.uk/whatwedo/programmes/resourcediscovery/googlegen.aspx>, (accessed on 2009-10-28)
4. Gunter, B. ; Rowlands, I. ; Nicholas, D. Is There a Google Generation?: Information Search Behaviour Developments and the Future Learner. Chandos Publishing, 2009, 200p.
5. Rowlands, I. ; Nicholas, D. ; Williams, P. ; Huntington, P. ; Fieldhouse, M. ; Gunter, B. ; Withey, R. ; Jamali, H.R. ; Dobrowolski, T. ; Tenopir, C. The Google generation: the information behaviour of the researcher of the future. ASLIB Proceedings. 2008, vol.60, no.4, p.290-310.
6. Tenopir, C. ; Rowlands, I. Age-Related Information Behaviour: Work Package III, <http://www.ucl.ac.uk/infostudies/research/ciber/downloads/GG%20Work%20Package%20III.pdf>, (accessed on 2009-10-28)

行 事

第 63 回（2009 年度）東海地区大学図書館協議会 総会・研究集会

【 総会の部 】

日 時：平成 21 年 8 月 6 日（木）10:30～11:50

会 場：名古屋大学文学部 237 講義室

総会当番館：名古屋大学附属図書館

出 席 者：47 大学 68 名

図 書 館 名		職 名
<input type="checkbox"/> ■ 岐阜県 ■ <input type="checkbox"/>		
1	朝日大学図書館	図書職員
2	岐阜大学図書館	情報サービス課長
3	岐阜医療科学大学図書館	図書館司書
4	岐阜市立女子短期大学附属図書館	司書
5	岐阜聖徳学園大学図書館	主査
6	岐阜保健短期大学図書館	図書館長
7	中京学院大学総合メディアセンター	総合メディアセンター長
		総合メディアセンター職員
<input type="checkbox"/> ■ 静岡県 ■ <input type="checkbox"/>		
8	静岡大学附属図書館	副課長
9	静岡県立大学附属図書館	事務長
10	静岡県立大学短期大学部附属図書館	事務長補佐
11	静岡産業大学図書館	大学図書館課課長
12	静岡文化芸術大学図書館・情報センター	図書館・情報センター長
		主査
13	静岡理工科大学附属図書館	図書課長
14	東海大学付属図書館清水図書館	課長
		副主事
15	東海大学付属図書館沼津図書館	館長
16	常葉学園大学附属図書館	事務職員（司書）
17	浜松大学附属図書館	図書館長兼教授
18	浜松医科大学附属図書館	学術情報課長
<input type="checkbox"/> ■ 愛知県 ■ <input type="checkbox"/>		
19	愛知大学図書館	豊橋図書館事務課長
		書記
20	愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター 愛知学院大学図書館情報センター	事務長
		事務職員
		マネージャー（業務委託）
21	愛知教育大学附属図書館	情報図書課長
22	愛知県立大学学術情報センター図書館	学術情報部長
		守山キャンパス部学術情報課長
23	愛知県立芸術大学附属図書館	主任

図 書 館 名		職 名
24	愛知工業大学附属図書館	課長
		館員
25	愛知淑徳大学図書館	事務室長
26	桜花学園大学保育学部・名古屋短期大学図書館	課長
27	金城学院大学図書館	係長
28	自然科学研究機構岡崎情報図書館	総務課情報サービス係長
29	修文大学・一宮女子短期大学附属図書館	館長
30	椙山女学園大学図書館	図書館課長
31	大同大学図書館	大同大学図書館室長
32	中部大学附属三浦記念図書館	図書課長
33	東海学園大学図書館	主査
34	豊橋技術科学大学附属図書館	学務課副課長（図書グループ）
		学務課情報管理係係員
35	名古屋外国語大学・名古屋学芸大学図書館	図書館長
		副館長
		課長
		専門員
		課員
36	名古屋学院大学学術情報センター	図書職員
37	名古屋工業大学附属図書館	附属図書館長
		学術情報チームリーダー
38	名古屋女子大学学術情報センター	課長補佐
39	名古屋市立大学総合情報センター	主査
		司書
		司書
40	名古屋柳城短期大学図書館	図書館係長
41	南山大学図書館	課長
42	日本福祉大学付属図書館	図書館課長
43	名城大学附属図書館	課長
<input type="checkbox"/> ■ 三重県 ■ <input type="checkbox"/>		
44	鈴鹿短期大学図書館	司書
45	三重大学附属図書館	学術情報部情報図書館チームリーダー
46	津市立三重短期大学附属図書館	図書担当副主幹
<input type="checkbox"/> ■ 総会当番館・会長館 ■ <input type="checkbox"/>		
47	名古屋大学附属図書館	館長
		事務部長
		情報管理課長
		情報システム課長
		情報管理課長補佐
		図書職員

総会議事要録

I 開会

II 挨拶

名古屋大学副総長 山本 一良
東海地区大学図書館協議会長
・名古屋大学附属図書館長 松浦 好治

III 議長選出

名古屋大学附属図書館長 松浦 好治

IV 協議事項

1 新規加盟館の承認、退会館について

事務局から、浜松大学附属図書館、修文大学・一宮女子短期大学附属図書館、中京学院大学総合メディアセンターの本協議会への加盟について提案があり、また、愛知県立看護大学看護学術情報センターから大学統合に伴う退会の申請があったとの説明があり、ともに承認された。

続いて、新規加盟館から挨拶があった。

V 報告事項

1 平成20年度事業報告

事務局から平成20年度の事業について次のとおり報告があった。

(1) 第62回(2008年度)総会

平成20年8月8日(金)、会場：愛知淑徳大学8号館2階824教室、総会当番館：愛知淑徳大学図書館、36大学51名参加

1) 報告事項

平成19年度事業報告、平成19年度決算報告・同監査報告、国公私立の各大学図書館の活動状況、当面の課題等について(名古屋大学、名古屋市立大学、愛知淑徳大学)

2) 協議事項

会長館・運営委員館について、平成20年度事業計画(案)及び予算(案)について、平成21年度総会当番館について、東海地区図書館協議会の事業について

3) 永年勤続者表彰(5名)

(2) 研究集会

平成20年8月8日(金)

テーマ「尾張図書館学の底力」

講演 I

「岩瀬文庫と〈本の町〉」

名古屋大学大学院文学研究科教授

塩村 耕

講演 II

「貸本屋史上の大物－公共図書館の原点－」

前佛教大学教授

長友千代治

(3) 研修会

1) 第1回

平成20年12月22日(月)、会場：アクトシティ浜松研修交流センター 62 研修交流室、研修担当館：浜松医科大学附属図書館、52 大学・機関 69 名参加(内、静岡県大学図書館協議会加盟館 4 館から 4 名、東海地区図書館協議会加盟館の公共図書館 3 館から 3 名参加)
テーマ「図書館と著作権」

講演

「図書館業務と著作権」

文化庁著作権課著作物流通推進室管理係長

南川 貴宣

「映像資料の利用と著作権法について」

国士館大学法学部教授

三浦 正広

2) 第2回

平成21年3月4日(水)、会場：西尾市岩瀬文庫地階研修ホール、研修担当館：名古屋大学附属図書館、27 大学・機関 40 名参加(内、公共図書館 7 館から 10 名参加)

テーマ「学芸員の世界」

岩瀬文庫見学(学芸員による案内)

講演

「学芸員の仕事－内藤記念くすり博物館の世界－」

内藤記念くすり博物館 学芸員・司書

野尻佳与子

「学芸員の仕事－岩瀬文庫の世界－」

西尾市岩瀬文庫学芸員

林 知左子

(4) 「東海地区大学図書館協議会誌」53号

平成20年12月25日(木)発行

(5) 運営委員会等

- 1) 研修企画小委員会（第20-1回、平成20年9月24日（水）、会場：名古屋大学）（第21-1回、平成21年7月3日（金）、会場：名古屋大学）
- 2) 監事会（平成21年度、平成21年6月1日（月）、会場：名古屋大学）
監事館：愛知県立芸術大学、名城大学
- 3) 運営委員会（平成21年度、平成21年7月3日（金）、会場：名古屋大学）

(6) 東海地区図書館協議会

- 1) 連携・協力検討部会（第21-1回、平成21年7月8日（水）、会場：名古屋大学）

2 平成20年度決算報告・同監査報告

事務局から、平成20年度の決算について報告があり、続いて、監事館を代表して名城大学から、平成20年度の監査をした結果、経理は正確に処理されていることを確認したとの報告があった。

平成20年度の決算報告について、報告のとおり承認された。

3 講演者等謝金基準の改正について

事務局から、平成21年度運営委員会で審議の上、決定された講演者等謝金基準の改正について報告があった。

講演者等謝金基準の改正について、報告のとおり承認された。

4 国公立の各大学図書館の活動状況、当面の課題等について

国公立の各協議会の理事校・幹事校（名古屋大学、名古屋市立大学、名古屋外国語大学・名古屋学芸大学）から報告があった。

VI 協議事項

2 平成21年度事業計画（案）および予算（案）について

事務局から、平成21年度事業計画（案）および予算（案）について説明があり、協議の結果、提案どおり承認された。

3 平成22年度総会当番館について

第64回（平成22年度）総会・研究集会の当番館として名古屋外国語大学・名古屋学芸大学図書館が選出され、同大学図書館長から挨拶があった。

4 研修会への加盟館以外の参加について

事務局から、国立大学図書館協会の地区割の変更が行われ、従来の東海地区（静岡、愛知、岐阜、三重）が東海北陸地区（東海地区と福井、金沢、富山）となったことに伴い、東海地区大学図書館協議会が主催する研修会への北陸地区の国立大学図書館からの参加を可能な範囲で了承したい、との提案があり、協議の結果、提案どおり承認された。

5 東海地区図書館協議会の事業について

事務局から、東海地区図書館協議会の事業について説明があり、公共図書館との連携・協力事業にご賛同いただき、東海地区図書館協議会への加盟を各館でも検討いただきたい、との依頼があった。

VII 永年勤続者表彰

平成21年度の永年勤続者として13名が表彰された。

福永由美子（岐阜大学医学図書館）

棚橋みさ子（岐阜大学図書館）

西川あづみ（東海大学清水図書館）



永年勤続表彰

大倉 正次（東海大学清水図書館）
 長谷川淑子（愛知大学名古屋図書館）
 竹内佐知子（豊橋技術科学大学附属図書館）
 工藤さつき（名古屋市立大学総合情報センター
 山の畑分館）
 吉根佐和子（名古屋市立大学総合情報センター
 山の畑分館）
 和佐田岳男（名古屋市立大学総合情報センター）
 堤 伸也（三重短期大学附属図書館）
 中村 啓子（名古屋大学附属図書館経済学図書
 室）
 井上 修（名古屋大学附属図書館）
 川添 真澄（名古屋大学附属図書館）

図書館）の見学が昼休みを利用して行われた。

【研究集会の部】

日 時：平成 21 年 8 月 6 日（木）13:20～16:30

会 場：名古屋大学文学部 237 講義室

テーマ：「デジタル・ネイティブと大学図書館」

講演 1：

「デジタル・ネイティブの情報行動」

立教大学社会学部メディア社会学科准教授

高橋 利枝

講演 2：

「Google 世代の情報の探し方」

名古屋大学附属図書館研究開発室助教

三根 慎二

Ⅷ 閉会

名古屋大学附属図書館事務部長 栃谷 泰文

【昼休み：施設見学】

日 時：平成 21 年 8 月 6 日（木）12:45～13:20

総会当番館である名古屋大学附属図書館（中央

パネルディスカッション

講演者

助言者 協議会会長

松浦 好治

進 行 名古屋大学附属図書館事務部長

栃谷 泰文



講演 1



講演 2



パネルディスカッション

平成 20 年度決算報告

(平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

科 目	予 算 額 a	決 算 額 b	過△不足額 b - a	備 考
収入の部	円	円	円	
1. 前年度繰越金	1,216,527	1,216,527	0	
2. 会 費	435,000	435,000	0	平成 20 年度分： @5,000 × 87 館 = 435,000
3. 会誌売上費	454,000	446,000	△ 8,000	52 号分：@2,000 × 3 部 = 6,000 53 号分：@2,000 × 220 部 = 440,000
4. 雑 収 入	300,000	265,000	△ 35,000	協議会誌 53 号広告掲載料 265,000 @30,000 × 2 社 = 60,000 @25,000 × 1 社 = 25,000 @20,000 × 6 社 = 120,000 @10,000 × 6 社 = 60,000
5. 預 金 利 息	1,600	1,426	△ 174	
計	2,407,127	2,363,953	△ 43,174	

* 前年度繰越金を除く平成 20 年度の収入額 1,147,426 円

科 目	予 算 額 c	決 算 額 d	過△不足額 d - c	備 考
支出の部	円	円	円	
1. 総会補助金	120,000	120,000	0	第 62 回総会（愛知淑徳大学）
2. 研究集会補助金	50,000	53,000	3,000	講演謝金（2 名） （加盟館職員，加盟館外講師）
3. 研 修 会 費	220,000	139,140	△ 80,860	講師謝金（4 名），会場館（1 館）
4. 源泉所得税納付	25,000	12,125	△ 12,875	平成 20 年度分
5. 会誌刊行費	620,000	615,195	△ 4,805	53 号
6. 役員会経費	12,000	8,774	△ 3,226	運営委員会ほか役員会
7. 事 務 費	30,000	0	△ 30,000	
8. 通 信 費	70,000	61,410	△ 8,590	会誌送付等郵便料金
9. 表 彰 記 念 費	21,000	27,102	6,102	表彰記念品（ネーム印付きボールペン 5 本，表彰状丸筒，総会写真）
10. 予 備 費	1,239,127	0	△ 1,239,127	
11. 次年度繰越金	0	1,327,207	1,327,207	
計	2,407,127	2,363,953	△ 43,174	

* 次年度繰越金を除く平成 20 年度の支出額 1,036,746 円

平成 21 年 3 月 31 日締め
 預金残高 1,265,119 円
 現金残高 62,088 円
 資産総額 1,327,207 円

会計監査 平成 21 年 6 月 1 日

愛知県立芸術大学
名城大学

監査済み

平成 21 年度予算

(平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

科 目	前年度 決算額 a	本年度 予算額 b	前年度決算額 よりの増△減 b - a	備 考
収入の部	円	円	円	
1. 前年度繰越金	1,216,527	1,327,207	110,680	
2. 会 費	435,000	445,000	10,000	平成 21 年度分： @5,000 × 89 館 = 445,000
3. 会誌売上費	446,000	464,000	18,000	53 号分：@2,000 × 4 部 = 8,000 54 号分：@2,000 × 228 部 = 456,000
4. 雑 収 入	265,000	265,000	0	協議会誌広告掲載料 54 号分
5. 預 金 利 息	1,426	1,426	0	
計	2,363,953	2,502,633	138,680	

*前年度繰越金を除く本年度の収入額 1,175,426 円

科 目	前年度 決算額 c	本年度 予算額 d	前年度決算額 よりの増△減 d - c	備 考
支出の部	円	円	円	
1. 総会補助金	120,000	100,000	△ 20,000	第 63 回総会 (名古屋大学)
2. 研究集会補助金	53,000	75,000	22,000	講師謝金 (2 名) (加盟館職員, 加盟館外講師)
3. 研 修 会 費	139,140	180,000	40,860	当番館経費 (名古屋大学, 同朋学園大学), 講師謝金等 (2 回分)
4. 源泉所得税納付	12,125	18,000	5,875	研究集会, 研修会での講演料, 原稿料に 対して
5. 会誌刊行費	615,195	620,000	4,805	54 号 300 部
6. 役員会経費	8,774	10,000	1,226	運営委員会ほか役員会等
7. 事 務 費	0	50,000	50,000	封筒等
8. 通 信 費	61,410	65,000	3,590	会誌送付等郵便料金
9. 表 彰 記 念 費	27,102	62,000	34,898	永年勤続表彰者 13 名の記念品 (ネーム印 付きボールペン) 等
10. 予 備 費	0	1,322,633	1,322,633	
11. 次年度繰越金	1,327,207	0	△ 1,327,207	
計	2,363,953	2,502,633	138,680	

*予備費を除く本年度の支出額 1,180,000 円

新規加盟館紹介

浜松大学附属図書館

〒431-2102 静岡県浜松市北区都田町1230番地
<http://www.lib.hamamatsu-u.ac.jp/>

浜松大学は、昭和63年4月1日に「常葉学園浜松大学」の名称で、学校法人常葉学園の2番目の大学として、開設されました。

本学は、当初、経営情報学部経営情報学科の単科大学として開設されましたが、現在は、健康プロデュース学部・ビジネスデザイン学部・保健医療学部の3学部からなり、社会科学系単科大学から、医療、栄養、保育、スポーツ、情報、経営、経済、会計、心理等を学べる総合大学へと進化中です。

2号館の1階と2階の一部が図書館となっており、蔵書冊数は約140,000冊です。本学の学部・学科等を反映し、情報科学、経営、経済、栄養、保育、スポーツ・体育、心理と広範囲に及ぶ学問分野の蔵書構成となっています。

館内の蔵書は、資料情報検索システムOPACにより、学内外から検索が可能となっています。また、「常葉学園学術ネットワーク」を通じ、所属図書館すべてではありませんが、常葉学園内所属図書館の所蔵資料の横断検索も可能となっています。

地域開放を実施しており、学外者は、身分証明書等の提示により、館内資料の閲覧等のサービスを受けることができます。

最後になりましたが、平成21年8月5日の総会にて、東海地区大学図書館協会への加盟をご承認いただき、ありがとうございます。

今後とも、ご指導・ご鞭撻の程、よろしく願い申し上げます。



2号館外観



1階閲覧席

修文大学・一宮女子短期大学附属図書館

〒491-0918 一宮市日光町 6 番地

<http://www.shubun.jp/>

修文大学・一宮女子短期大学附属図書館は、平成 20 年 4 月に開学した修文大学と、既存の一宮女子短期大学との共用図書館として、平成 20 年 4 月に新たにスタートさせた図書館です。

修文大学は健康栄養学部管理栄養学科の単科大学です。この前身となる一宮女子短期大学の家政科栄養専攻が昭和 32 年に栄養士養成施設の指定を受け、「女性としての高い教養と豊かな情操を培い、併せて専門的知識と高度の技術を身に付けた社会に役立つ近代女性の育成」を目指し、栄養士を輩出してきました。この実績に基づき平成 20 年 4 月に栄養士、管理栄養士養成を目的に修文大学が開学しました。

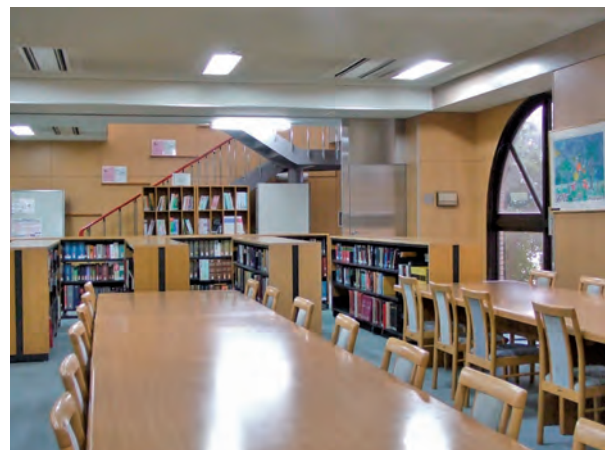
図書館は修文大学の開学に併せ、『一宮女子短期大学附属図書館』から『修文大学・一宮女子短期大学附属図書館』と名称を変更させたものです。また、開学に時期を合わせ図書館システムを導入し、NACSIS-CAT、NACSIS-ILL へ参加を実現することができました。これにより図書館内は勿論、学内ネットワークを介し図書館以外からの蔵書検索を可能にしました。



図書館入口

図書館は吉田記念館の 2 階及び 3 階部分に在り、木目調の壁面や書架により穏やかな空間になっています。専門雑誌は勿論のこと 80,000 件を超える資料と 155 席の学習席をゆつたりと配し、中でも図書館 1 層目の席は学生たちの空き時間のコミュニティーの場としても活用されています。A V コーナーは 2 名ずつ利用可能なブースが 8 つ用意され、設備がそれほど新しくないにも関わらず、現在ではこの図書館の最も人気の場として学生たちに利用されています。

今後は学生をはじめとする利用者に対し、これまで以上に学習や研究の支援をすることが出来るよう取り組んでいきたいと思っています。この度は東海地区大学図書館協議会の加盟にご承認いただき、感謝申し上げます。今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。



1 層目閲覧室

新規加盟館紹介

中京学院大学総合メディアセンター

〒509-9195 岐阜県中津川市千旦林1-104
<http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/modules/library8/>

中京学院大学は、平成5年4月に岐阜県中津川市に東濃地域唯一の大学として、経営学部1学部の単科大学として設立されました。

平成17年4月に、それまでの図書館から、情報教育との連携を図れるように情報教育部門と組織統合して「総合メディアセンター」と名称変更をおこないました。

建物としては、「図書館」と「特別教室館」から成り立っています。図書館は2階建てで、収容冊数は14万冊の閲覧室と書庫があります。

1階は、低い木製書架を置いた開放的なスペースとなっており、AVブースの他に資格・検定関連書、中津川市などの郷土資料も配架しています。その他に現在、会社史を約1,700冊所蔵しており、今後も継続的に収集していきたいと考えています。

また、4月から新しく「Community Room」と称した部屋では、ゼミ等で利用できるように大型画面のPCを設置しています。

2階は、一人一人が静かに学習できるような机を配置しており、集中して学習ができるようになっています。

館内には利用者の利便性を考えて、利用者端末が各階に設置してあります。その他に自由に利用できるPC端末や無線LANが設置されており、個人のPCや、特別教室館で借りたPCを持ち込み、利用することもできます。

また、総合メディアセンターは、地域貢献として一般開放を行っており、登録をしていただくと資料の貸出しのほかに個人IDを発行してのPC利用もすることができます。(PCの利用をする場合は、設備利用料が必要となります。)

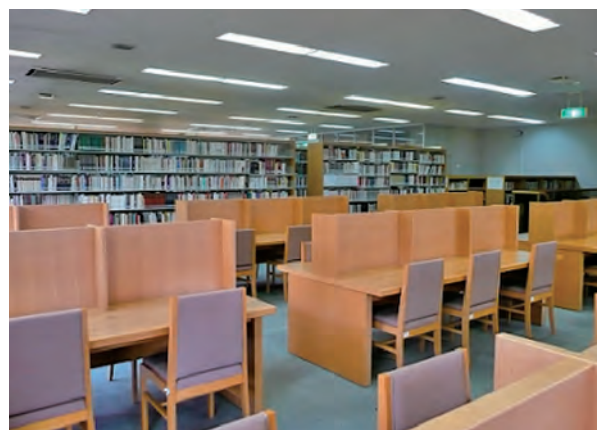
最後になりましたが、この度は東海地区大学図書館協議会への加盟をご承認いただき大変有り難うございました。これを機会に更なるサービスの向上を計りたいと考えております。

今後ともご指導いただけますようお願い申し上げます。

【図書館概要】

床面積	1,236 m ²
座席数	115席
蔵書冊数	96,582冊
雑誌種数	72種

(2009年3月現在)



(上) 正面玄関

(下) 2階閲覧室

会 則 等

東海地区大学図書館協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、東海地区大学図書館協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、東海地区大学図書館の発展を図ると共に、図書館員の教養と技術の向上及び相互の親睦をはかることを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、前条の目的に賛同する東海地区（静岡、愛知、岐阜、三重）の国立、公立、私立の大学図書館その他これに準ずる図書館を以て組織する。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達するために、次の事業を行う。

- 一 会員相互間の連絡提携
- 二 図書及び図書館に関する研究会、講習会、展覧会等の開催並びに後援
- 三 図書館運営に関する相談、指導
- 四 機関誌の発行
- 五 その他必要と認める事業

(会 長)

第5条 本会に会長を置く。
2 総会において会長館を選出し、その会長館の図書館長が会長となる。
3 会長の任期は、2年とする。但し、重任を妨げない。

(委員会)

第6条 本会に運営委員会及び機関誌編集委員会を置く。
2 委員会に関する事項は、別に定める。

(総 会)

第7条 会長は、毎年一回総会を招集する。
2 会場は、加盟館の輪番とする。

第8条 会長館は、協議事項（議題及び承合事項）をとりまとめ、審議運行の手続きを計る。

第9条 総会の票決権は、一館一票とし議決は出席館の過半数の賛成を要する。

(会 計)

第10条 本会の経費は、会費その他の収入をもって当てる。

2 会員の会費は、年額5,000円とする。

第11条 本会の会計事務を監査するため、監事を置く。

2 総会において監事館を選出し、その監事館の図書館長が監事となる。

3 監事の任期は2年とする。但し、重任を妨げない。

第12条 本会の予算は、毎年総会の議決を経て決定し、決算は監査を受けたのち、次の総会において承認を得るものとする。

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事務局)

第14条 会長館に、本会の事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び職員を置く。

3 会長館の事務部長、又はこれに準ずる者が事務局長となる。

(会則の変更)

第15条 この会則の変更は、総会の承認を得なければならない。

(附 則)

本会則は、昭和25年5月1日から施行する。

(附 則)

この改正は、昭和50年7月23日より施行する。

**東海地区大学図書館協議会
運営委員会規程**

第1条 運営委員会は、本会の運営に関する事項を審議する。

第2条 運営委員会の構成は、国立大3、公立大3、私立大4、(短大1を含む)とする。

第3条 運営委員は、総会において選出する。

2 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なお、その任にあるものとする。

第4条 運営委員会に、委員長をおく。

2 運営委員長は、会長がこれに当たる。

3 運営委員長は、必要に応じ委員会を招集することができる。

第5条 運営委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。

第6条 運営委員会の事務は、事務局内において行う。

附 則

この改正は平成12年7月19日から施行する。

**東海地区大学図書館協議会
機関誌編集委員会規程**

1 機関誌の発行について、編集委員会を設ける。

2 編集委員は、会長の指名による。

3 編集委員会に、委員長を置く。

4 編集委員長は、会長がこれにあたる。

5 編集委員長は、必要に応じ委員会を招集することができる。

6 編集委員会の事務は、事務局内において行う。

**東海地区大学図書館協議会
研修企画小委員会内規**

平成12年10月6日

運営委員会

(目的)

第1 この内規は、東海地区大学図書館協議会(以下「協議会」という。)の研修に関し、必要な

事項を審議するため、運営委員会の下に研修企画小委員会(以下「小委員会」という。)を置き、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2 小委員会は、次に掲げる事項を行う。

一 協議会が行う研修の企画に関すること

二 その他研修に関し、必要な事項

(小委員会の構成)

第3 小委員会は、次に掲げる委員館をもって構成する。

一 協議会会長館

二 国立、公立、私立の運営委員館から各1館

三 研修会会場館

2 小委員会に委員長館を置き、小委員会の互選による。

(小委員会の庶務)

第4 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

附 則

この内規は、平成12年10月6日から施行する。

**東海地区大学図書館協議会
ホームページ小委員会内規**

平成12年10月6日

運営委員会

(目的)

第1 この内規は、東海地区大学図書館協議会(以下「協議会」という。)のホームページ(以下「ホームページ」という。)に関し、必要な事項を審議するため、運営委員会の下にホームページ小委員会(以下「小委員会」という。)を置き、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項等)

第2 小委員会は、次に掲げる事項を行う。

一 ホームページの運用・管理に関すること。

二 ホームページの企画・編集に関すること。

三 その他ホームページに関し、必要な事項。

(小委員会の構成)

第3 小委員会は次に掲げる委員館をもって構成する。

- 一 協議会会長館
 - 二 国立、公立、私立の運営委員館から各1館
- 2 小委員会に委員長館を置き、小委員会の互選による。

(小委員会の庶務)

第4 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

附 則

この内規は、平成12年10月6日から施行する。

東海地区大学図書館協議会ホームページ による情報発信に関わる申し合わせ

平成12年10月6日
運営委員会

1 情報発信の範囲

ホームページを通じて発信する情報は、次の各号に該当するものとする。

- ①協議会事業に関する情報
- ②協議会加盟館に関する情報
- ③その他ホームページ小委員会（以下「小委員会」という。）が必要と認めた情報

2 情報発信できる者の範囲

ホームページを通じて情報発信できる者は協議会加盟館とする。

3 情報発信の手続き

- ①ホームページを通じて情報発信しようとする者は、協議会事務局宛にHTML形式の文書をメールで送付するものとする。
- ②加盟館から送付された文書の内容は原則として変更しない。
- ③ホームページに掲載する文書の登録及び削除の決定は、小委員会が行う。但し、疑義があるときは、小委員会は運営委員会委員長と協議する。
- ④ホームページを通じて情報公開している者で、公開する情報の変更又は停止等の事由が生じた時は、速やかに協議会事務局に連絡する。
- ⑤小委員会は公開されたホームページの情報が不適当と判断した場合は、そのファイルを削

除し、リンクを切断することができるものとする。

4 ホームページ

当分の間、ホームページは名古屋大学附属図書館内のサーバーに置く。

表彰規程

第1条 東海地区大学図書館協議会会則第4条第5号に基づき加盟館の職員に対して行う表彰はこの規程の定めるところによる。

第2条 毎年総会の前日までに通算20年図書館に在職する者。

第3条 この規程による表彰は加盟館長の推薦により総会において行う。

第4条 表彰者には記念品及び感謝状を贈呈する。

第5条 この規程の改正は総会の議決によって行う。

附 則

この規程は、昭和44年10月29日から実施する。

表彰者推薦に関する申合せ

(昭和53年9月4日)

東海地区大学図書館協議会の加盟館に在職する者のうち、つぎの各項のいずれかに該当する者を推薦することとする。

(1) 毎年総会の前日までに通算20年以上加盟館に在職する者。

(2) 毎年総会の前日までに通算25年以上図書館に在職し、かつ3年以上加盟館に在職する者。

なお、(1)、(2)のいずれについても事務補佐員としての在職期間も加算するものとする。

総会当番館一覧

東海地区大学図書館協議会 総会当番館一覧

回	年月	館名	県別	回	年月	館名	県別
1	昭和 25.6	名古屋大学	愛知	35	56.10	浜松医科大学	静岡
2	26.6	金城学院大学	〃	36	57.9	名古屋女子大学	愛知
3	26.11	三重大学	三重	37	58.10	静岡薬科大学	静岡
4	27.5	愛知学芸大学	愛知	38	59.9	南山大学	愛知
5	27.10	名古屋工業大学	〃	39	60.10	豊橋技術科学大学	〃
6	28.5	三重県立大学	三重	40	61.6	中京大学	〃
7	28.8	名古屋市立大学	愛知	41	62.6	愛知県立大学	〃
8	29.10	静岡大学	静岡	42	63.6	愛知学院大学	〃
9	30.9	岐阜大学	岐阜	43	平成 元.6	愛知教育大学	〃
10	31.5	愛知大学	愛知	44	2.6	愛知大学	〃
11	32.10	日本大学（三島）	静岡	45	3.7	静岡県立大学	静岡
12	33.6	名城大学	愛知	46	4.6	中部大学	愛知
13	34.9	岐阜薬科大学	岐阜	47	5.6	岐阜大学	岐阜
14	35.11	名古屋大学	愛知	48	6.7	名古屋学院大学	愛知
15	36.11	南山大学	〃	49	7.6	岐阜薬科大学	岐阜
16	37.6	岐阜県立医科大学	岐阜	50	8.7	愛知大学	愛知
17	38.6	名古屋工業大学	愛知	51	9.7	浜松医科大学	静岡
18	39.10	愛知県立大学	〃	52	10.7	日本福祉大学	愛知
19	40.10	日本福祉大学	〃	53	11.7	愛知県立看護大学	〃
20	41.10	中京大学	〃	54	12.7	愛知工業大学	〃
21	42.11	岐阜薬科大学	岐阜	55	13.7	三重大学	三重
22	43.11	愛知学院大学	愛知	56	14.7	金城学院大学	愛知
23	44.10	三重大学	三重	57	15.6	岐阜県立看護大学	岐阜
24	45.9	同朋大学	愛知	58	16.7	南山大学	愛知
25	46.10	名古屋市立大学	〃	59	17.7	名古屋工業大学	〃
26	47.10	中部工業大学	〃	60	18.7	名城大学	〃
27	48.10	愛知教育大学	〃	61	19.8	愛知県立芸術大学	〃
28	49.10	大同工業大学	〃	62	20.8	愛知淑徳大学	〃
29	50.7	愛知県立芸術大学	〃	63	21.8	名古屋大学	〃
30	51.6	市邨学園女子短期大学	〃	64	22 予定	名古屋外国語大学・名古屋学芸大学	〃
31	52.6	静岡大学	静岡	65	23 予定	名古屋市立大学	〃
32	53.9	愛知工業大学	愛知	66	24 予定	中京大学	〃
33	54.9	静岡女子大学	静岡	67	25 予定	静岡大学	静岡
34	55.9	名古屋学院大学	愛知	68	26 予定	愛知学院大学	愛知

加盟館一覧

東海地区大学図書館協議会加盟館一覧

平成 21 年 12 月 1 日現在

図書館名	法人名	館長	郵便番号	住所	電話	FAX	ホームページ
(89)							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ■ 岐阜県 □ (14) </div>							
朝日大学図書館	学校法人 朝日大学	森下 伊三男	〒501-0296	瑞穂市穂積1851-1	(058) 329-1051	(058) 329-0021	http://library.asahi-u.ac.jp/
岐阜大学図書館	国立大学法人	小森 成一	〒501-1193	岐阜市柳戸1-1	(058) 293-2184	(058) 293-2194	http://www1.gifu-u.ac.jp/~gulib/
岐阜医療科学大学 図書館	学校法人 神野学園	藤垣 康子	〒501-3892	関門市平賀字長峰 795-1	(0575) 22-9401	(0575) 23-0884	http://www.u-gifu-ms.ac.jp/tosyokan/
岐阜経済大学図書館	学校法人 岐阜経済大学	中村 共一	〒503-8550	大垣市北方町5-50	(0584) 77-3527	(0584) 77-3528	http://www.gifu-keizai.ac.jp/organization/index.html
岐阜県立看護大学 図書館	(岐阜県)	黒江 ゆり子	〒501-6295	羽島市江吉良町 3047-1	(058) 397-2304	(058) 397-2304	http://www.gifu-cn.ac.jp/library/
岐阜市立女子短期大学 附属図書館	(岐阜市)	瀬尾 幸市	〒501-0192	岐阜市一日市場北町 7-1	(058) 296-3123	(058) 296-3130	http://www.gifu-cwc.ac.jp/tosyo/index.htm
岐阜聖徳学園大学 図書館	学校法人 聖徳学園	安田 徳子	〒501-6194	岐阜市柳津町高桑西 1-1	(058) 279-6416	(058) 279-1242	http://lib.shotoku.ac.jp/
岐阜女子大学図書館	学校法人 杉山女子学園	小川 宣子	〒501-2592	岐阜市太郎丸80	(058) 229-2212 (422)	(058) 229-2222	http://libwww.gijodai.ac.jp/
岐阜保健短期大学 図書館	学校法人 豊田学園	小野 桂子	〒500-8281	岐阜市東鶉2-92	(058) 274-5001	(058) 274-5260	http://www.toyota.ac.jp/kango.html
岐阜薬科大学附属 図書館	(岐阜市)	平野 和行	〒502-8585	岐阜市三田洞東 5丁目6-1	(058) 237-3931	(058) 237-3631	http://www.gifu-pu.ac.jp/toshoin/index.html
情報科学芸術大学院 大学附属図書館	(岐阜県)	安藤 泰彦	〒503-0014	大垣市領家町3-95	(0584) 75-6803	(0584) 75-6803	http://libsrv02.iamas.ac.jp/
中京学院大学総合 メディアセンター	学校法人 安達学園	朝岡 敏行	〒509-9195	中津川市千旦林1-104	(0573) 66-3121 (代表)	(0573) 62-0325	http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/modules/library8/
中部学院大学附属 図書館	学校法人 岐阜済美学院	吉川 武彦	〒501-3993	関市桐ヶ丘2丁目 1番地	(0575) 24-2243	(0575) 24-2434	http://www.chubug-u.ac.jp/library/index.html
東海学院大学・東海学 院大学短期大学部附属 図書館	学校法人 神谷学園	神谷 和孝	〒504-8511	各務原市那加桐野町 5	(058) 389-2969	(058) 389-9851	http://www.tokaigakuin-u.ac.jp/library
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ■ 静岡県 □ (14) </div>							
静岡大学附属図書館	国立大学法人	加藤 憲二	〒422-8529	静岡市駿河区大谷 836	(054) 238-4474	(054) 238-5408	http://www.lib.shizuoka.ac.jp/
静岡県立大学附属 図書館	静岡県公立 大学法人	稲田 晴年	〒422-8526	静岡市駿河区谷田 52-1	(054) 264-5801	(054) 264-5899	http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/library/
静岡県立大学短期大学 部附属図書館	静岡県公立 大学法人	古賀 震	〒422-8021	静岡市駿河区小鹿 2-2-1	(054) 202-2617	(054) 202-2620	http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/library/index.html
静岡産業大学図書館	学校法人 第二静岡学園	吉岡 庸光	〒438-0043	磐田市大原1572-1	(0538) 36-8844	(0538) 36-3580	http://www.iwata.ssu.ac.jp/lib/
静岡文化芸術大学 図書館・情報センター	学校法人 静岡文化芸術 大学	伊坂 正人	〒430-8533	浜松市中区中央 二丁目1番1号	(053) 457-6124	(053) 457-6125	http://www.suac.ac.jp/library/

図書館名	法人名	館長	郵便番号	住所	電話	FAX	ホームページ
静岡理工科大学附属図書館	学校法人 静岡理工科大学	宮岡 徹	〒437-8555	袋井市豊沢2200-2	(0538)45-0231	(0538)45-0230	http://www.sist.ac.jp/lib/
聖隷クリストファー大学図書館	学校法人 聖隷学園	渡辺 泰宏	〒433-8558	浜松市北区三方原町3453	(053)439-1416	(053)414-1146	http://collib.seirei.ac.jp/
東海大学付属図書館 清水図書館	学校法人 東海大学	川崎 一平	〒424-8610	静岡市清水区折戸3-20-1	(054)334-0414	(054)334-0862	http://www.scc.u-tokai.ac.jp/library/lib-top.htm
東海大学付属図書館 沼津図書館	学校法人 東海大学	古賀 邦正	〒410-0395	沼津市西野317	(055)968-1114	(055)968-1153	http://www.ncc.u-tokai.ac.jp/home3/library/
東海大学短期大学部 図書館	学校法人 東海大学	坂本 雅子	〒420-8511	静岡市葵区宮前町101	(054)261-9527	(054)261-6865	http://web.sjc.u-tokai.ac.jp/~library/
常葉学園大学附属 図書館	学校法人 常葉学園	織田 元泰	〒420-0911	静岡市葵区瀬名1-22-1	(054)261-4499	(054)263-1164	http://www.tokoha-u.ac.jp/library/
日本大学国際関係学部 図書館	学校法人 日本大学	田中 徳一	〒411-8555	三島市文教町2丁目31-145	(0559)80-0806	(0559)88-7875	http://www.ir.nihon-u.ac.jp/lib/
浜松大学附属図書館	学校法人 常葉学園	川上 朋男	〒431-2102	浜松市北区都田町1230番地	(053)428-3613	(053)428-2900	http://www.lib.hamamatsu-u.ac.jp/
浜松医科大学附属 図書館	国立大学法人	佐藤 清昭	〒431-3192	浜松市東区半田山一丁目20-1	(053)435-2169	(053)435-5140	http://www2.hama-med.ac.jp/w3a/toshokan/homepage.html

■ 愛知県 ■ (51)

愛知大学図書館	学校法人 愛知大学	常石 希望	〒441-8522	豊橋市町畑町1-1	(0532)47-4181	(0532)47-4182	http://library.aichi-u.ac.jp/
愛知医科大学医学情報 センター(図書館)	学校法人 愛知医科大学	菅屋 潤壹	〒480-1195	愛知郡長久手町大字 岩作字雁又21	(0561)62-3311	(0561)62-3348	http://www.aichi-med-u.ac.jp/micl/index.html
愛知学院大学図書館 情報センター	学校法人 愛知学院	大野 栄人	〒470-0195	日進市岩崎町阿良池12	(0561)73-1111 (代表)	(0561)73-7810	http://www.lib.agu.ac.jp
愛知学泉大学図書館	学校法人 安城学園	武藤 宣道	〒471-8532	豊田市大池町汐取1	(0565)35-7097	(0565)35-1003	http://www.gakusen.ac.jp/library/
愛知教育大学附属 図書館	国立大学法人	折出 健二	〒448-8542	刈谷市井ヶ谷町 広沢1	(0566)26-2683	(0566)26-2680	http://www.aueilib.aichi-edu.ac.jp
愛知県立大学学術情報 センター図書館	愛知県公立 大学法人	宮崎 真素美	〒480-1198	愛知郡長久手町 大字熊張字茨ヶ廻間 1522-3	(0561)64-1111 (代表)	(0561)64-1104	http://www.aichi-pu.ac.jp/library/
愛知県立芸術大学附属 図書館	愛知県公立 大学法人	寺井 尚行	〒480-1194	愛知郡長久手町大字 岩作字三ヶ峯1-114	(0561)62-1180 (代表)	(0561)62-0244	http://library.aichi-fam-u.ac.jp/index.html
愛知工科大学附属 図書館	学校法人 電波学園	畑中 義式	〒443-0047	蒲郡市西迫町馬乗 50-2	(0533)68-1135	(0533)68-0352	http://www.aut.ac.jp/
愛知工業大学附属 図書館	学校法人 名古屋電気学園	井 研治	〒470-0392	豊田市八草町八千草 1247	(0565)48-8121	(0565)48-2908	http://aitech.ac.jp/lib/
愛知産業大学・短期 大学図書館	学校法人 愛知産業大学	瀬川 博義	〒444-0005	岡崎市岡町字原山 12-5	(0564)48-4591	(0564)48-5113	http://asu-g.net/univ/
愛知淑徳大学図書館	学校法人 愛知淑徳学園	久保 朝孝	〒480-1197	愛知郡長久手町長湫 片平9	(0561)62-4111 (代表)	(0561)64-0310	http://www2.aasa.ac.jp/org/lib/
愛知新城大谷大学・ 愛知新城大谷大学短期 大学部図書館	学校法人 尾張学園	池田 勝昭	〒441-1306	新城市川路字萩平 1-125	(0536)23-3311	(0536)23-8477	http://www.owari.ac.jp/shinshiro2/otani-top/index.htm
愛知東邦大学図書館	学校法人 東邦学園	浅生 卯一	〒465-8515	名古屋市長東区 平和ヶ丘3-11	(052)782-1243	(052)781-0931	http://www.aichi-toho.ac.jp/05unit/01lib.html

図書館名	法人名	館長	郵便番号	住所	電話	FAX	ホームページ
愛知文教大学附属図書館	学校法人 足立学園	黒田 彰子	〒485-8565	小牧市大字大草 字年上坂5969-3	(0568)78-2211	(0568)78-2240	http://www.abu.ac.jp/abulib/
愛知みずほ大学附属図書館	学校法人 瀬木学園	松井 和弘	〒470-0394	豊田市平戸橋町波岩 86-1	(0565)43-0116	(0565)46-5220	http://amc.mizuho-c.ac.jp/hp/shisetsu/tosyokan.html
桜花学園大学 保育学部・名古屋短期 大学図書館	学校法人 桜花学園	小川 雄二	〒470-1193	豊明市栄町武侍48	(0562)97-1725	(0562)97-1703	http://libwww.nagoyacollege.ac.jp/
桜花学園大学校堂記念 図書館	学校法人 桜花学園	森本 司	〒471-0057	豊田市太平町七曲 12-1	(0565)36-4432	(0565)36-4433	http://www.ohkagakuen-u.ac.jp/tosho/index_tosyokan.htm
金城学院大学図書館	学校法人 金城学院	柴田 道子	〒463-8521	名古屋市守山区大森 2-1723	(052)798-0180	(052)768-1066	http://opc.kinjo-u.ac.jp
自然科学研究機構 岡崎情報図書館	大学共同利用 機関法人	岡田 清孝	〒444-8585	岡崎市明大寺町西郷 中38	(0564)55-7191	(0564)55-7199	http://www.lib.orion.ac.jp
修文大学・一宮女子 短期大学附属図書館	学校法人 一宮女学園	池野 武行	〒491-0938	一宮市日光町6番地	(0586)45-5550 (代表)	(0586)45-1600	大学のホームページ http://www.shubun.jp
椋山女学園大学図書館	学校法人 椋山女学園	澤田 善次郎	〒464-8662	名古屋市千種区星が 丘元町17-3	(052)781-6452	(052)781-3094	http://www.sugiyama-u.ac.jp/lib/
星城大学図書館	学校法人 名古屋石田学園	武田 洋平	〒476-8588	東海市富貴ノ台2-172	(052)601-6000 (代表)	(052)601-6010	http://www.seijoh-u.ac.jp/
大同大学図書館	学校法人 大同学園	服部 文彦	〒457-8530	名古屋市南区滝春町 10-3	(052)612-6873	(052)612-6108	http://lis.daido-it.ac.jp/
中京大学図書館	学校法人 梅村学園	棚橋 純一	〒466-8666	名古屋市昭和区八事 本町101-2	(052)835-7157	(052)835-1249	http://www.chukyo-u.ac.jp/tosho/
中京女子大学図書館	学校法人 中京女子大学	高橋 昭弘	〒474-8651	大府市横根町名高山 55	(0562)46-1239	(0562)46-3860	http://www.chujo-u.ac.jp/
中部大学附属三浦記念 図書館	学校法人 中部大学	鶴田 正道	〒487-8501	春日井市松本町1200	(0568)51-1111 (代表)	(0568)52-1510	http://www.bliss.chubu.ac.jp/
同朋学園大学部附属 図書館	学校法人 同朋学園	栗原 幸江	〒453-8540	名古屋市中村区稲葉 地町7-1	(052)411-1951	(052)411-1120	http://lib.doho.ac.jp/
東海学園大学図書館	学校法人 東海学園	津田 早苗	〒468-8514	名古屋市天白区中平 2丁目901	(052)801-1528	(052)804-1192	http://www.tokaigakuen-u.ac.jp/lib/
豊田工業大学総合情報 センター	学校法人 トヨタ学園	山口 真史	〒468-8511	名古屋市天白区久方 2-12-1	(052)809-1743	(052)809-1744	http://libwww.toyota-ti.ac.jp/
豊田工業高等専門学校 図書館	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	鈴木 基伸	〒471-8525	豊田市榮生町2-1	(0565)36-5904	(0565)36-5920	http://www.toyota-ct.ac.jp/~jimut/tosyo/
豊橋技術科学大学附属 図書館	国立大学法人	角田 範義	〒441-8580	豊橋市天伯町 字雲雀ヶ丘1-1	(0532)44-6562	(0532)44-6566	http://www.lib.tut.ac.jp
豊橋創造大学附属 図書館	学校法人 藤ノ花学園	青嶋 由美子	〒440-8511	豊橋市牛川町松下 20-1	(050)2017-2105	(050)2017-2115	http://www.sozo.ac.jp/slic/
名古屋大学附属図書館	国立大学法人	松浦 好治	〒464-8601	名古屋市千種区 不老町	(052)789-3666	(052)789-3693	http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/
名古屋外国語大学・ 名古屋学芸大学図書館	学校法人 中西学園	岸 恭一	〒470-0188	日進市岩崎町竹ノ山 57	(0561)75-1726	(0561)75-1727	http://library.nakanishi.ac.jp/
名古屋学院大学学術 情報センター	学校法人 名古屋学院大学	小出 博之	〒456-8612	名古屋市熱田区 熱田西町1-25	(052)678-4092	(052)682-6826	http://www.ngu.jp/library/index.html
名古屋経済大学・ 名古屋経済大学短期 大学部図書館	学校法人 市邨学園	新美 治一	〒484-0000	犬山市宇樋池61-22	(0568)67-3798	(0568)67-9321	http://www.nagoya-ku.ac.jp/lib/
名古屋芸術大学附属 図書館	学校法人 名古屋芸術大学	橋本 裕明	〒481-8503	北名古屋市熊之庄 古井281	(0568)24-0315 (代表)	(0568)26-3122	http://www.nua.ac.jp/index.html

図書館名	法人名	館長	郵便番号	住所	電話	FAX	ホームページ
名古屋工業大学附属図書館	国立大学法人	杉山 勝	〒466-8555	名古屋市昭和区御器所町	(052)735-5098	(052)735-5102	http://www.lib.nitech.ac.jp
名古屋産業大学・名古屋経営短期大学図書館	学校法人 菊武学園	安積 紀雄	〒488-8711	尾張旭市新居町3255-5	(0561)55-3081	(0561)55-5985	http://www.lib.nagoya-su.ac.jp/
名古屋商科大学中央情報センター	学校法人 栗本学園	浅野 一明	〒470-0193	日進市米野木町三ヶ峯4-4	(0561)73-2111 (代表)	(0561)74-0341	http://www.nucba.ac.jp/cic/index.html
名古屋女子大学学術情報センター	学校法人 越原学園	越原 洋二郎	〒467-8610	名古屋市瑞穂区汐路町3-40	(052)852-9768	(052)852-1830	http://lsic.nagoya-wu.ac.jp/
名古屋市立大学総合情報センター	公立大学法人 名古屋市立大学	鋤柄 増根	〒467-8501	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1	(052)872-5795	(052)872-5781	http://www.cc.nagoya-cu.ac.jp/lib/index.html
名古屋造形大学図書館	学校法人 同朋学園	大橋 基博	〒485-8563	小牧市大字大草字年上坂6004	(0568)79-1255	(0568)47-0361	http://www.nzu.ac.jp/~lib/
名古屋文理大学図書情報センター	学校法人 滝川学園	森 博	〒492-8520	稲沢市稲沢町前田365	(0587)23-2400 (代表)	(0587)21-2844	http://www.nagoya-bunri.ac.jp/library/top.html
名古屋柳城短期大学図書館	学校法人 柳城学院	夏目 恒雄	〒466-0034	名古屋市昭和区明月町2-54	(052)841-2635	(052)841-2697	http://ryujo.opac.jp/homepage/
南山大学図書館	学校法人 南山学園	水谷 重秋	〒466-8673	名古屋市昭和区山里町18	(052)832-3163	(052)833-6986	http://www.nanzan-u.ac.jp/TOSHOKAN
日本赤十字豊田看護大学図書館	学校法人 日本赤十字学園	石黒 士雄	〒471-8565	豊田市白山町七曲12-33	(0565)36-5119	(0565)37-7897	http://www.rctoyota.ac.jp/library/
日本福祉大学付属図書館	学校法人 日本福祉大学	三輪 憲次	〒470-3295	知多郡美浜町大字奥田字会下前35-6	(0569)87-2325	(0569)87-2795	http://library.n-fukushi.ac.jp/
人間環境大学附属図書館	学校法人 岡崎学園	神谷 昇司	〒444-3505	岡崎市本宿町字上三本松6-2	(0564)48-7815	(0564)48-7815	http://www.uhe.ac.jp/outside/library/1_index.html
藤田学園医学・保健衛生学図書館	学校法人 藤田学園	原田 信広	〒470-1192	豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98	(0562)93-2420	(0562)93-2649	http://library.fujita-hu.ac.jp/index.html
名城大学附属図書館	学校法人 名城大学	高橋 友一	〒468-8502	名古屋市天白区塩釜口1-501	(052)832-1151 (代表)	(052)833-6046	http://toshomeijo-u.ac.jp

■ 三重県 ■ (10)

皇學館大学附属図書館	学校法人 皇學館	高倉 一紀	〒516-8555	伊勢市神田久志本町1704	(0596)22-6322	(0596)22-6329	http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/traip/p05-1.html
鈴鹿医療科学大学附属図書館	学校法人 鈴鹿医療科学大学	林 顕效	〒510-0293	鈴鹿市岸岡町1001-1	(059)383-8991	(059)383-9915	http://www.suzuka-u.ac.jp/lib/
鈴鹿国際大学附属図書館	学校法人 享栄学園	水見 潔	〒510-0298	鈴鹿市郡山町663-222	(059)372-3950	(059)372-2827	http://www.suzuka-iu.ac.jp/study/library.html
鈴鹿短期大学図書館	学校法人 享栄学園	田中 雅章	〒513-8520	鈴鹿市庄野町1250	(059)378-1020	(059)379-4693	http://www.suzuka-jc.ac.jp
三重大学附属図書館	国立大学法人	松岡 守	〒514-8507	津市栗真町屋町1577	(059)231-9083	(059)231-9086	http://www.lib.mie-u.ac.jp/
三重県立看護大学附属図書館	公立大学法人 三重県立看護大学	斎藤 真	〒514-0116	津市夢が丘1-1-1	(059)233-5608	(059)233-5668	http://www.mcn.ac.jp/library/index.html
津市立三重短期大学附属図書館	(津市)	雨宮 照雄	〒514-0112	津市一身田中野157	(059)232-2341	(059)232-9647	http://www.tsu-cc.ac.jp/toshokan/index.html
三重中京大学図書館	学校法人 梅村学園	浜谷 英博	〒515-8511	松阪市久保町1846	(0598)29-1122	(0598)29-4986	http://lib.mie-chukyo-u.ac.jp/
四日市大学情報センター	学校法人 暁学園	植田 栄二	〒512-8512	四日市市堂生町1200	(059)365-6712	(059)365-6619	http://www.yokkaichi-u.ac.jp/tosyo/
四日市看護医療大学図書館	学校法人 暁学園	山崎 正人	〒512-8045	四日市市堂生町1200	(059)340-0705	(059)361-1401	http://www3.yokkaichi-u.ac.jp/jhkweb_jpn/HP/index.html

研修会一覧

東海地区大学図書館協議会研修会一覧（平成元年度～平成20年度）

年度	年月日	会場	演題	講師	所属
元	元.12.5	名城大学	学術情報サービスの展開と大学図書館	門條 司	化学情報協会
			アダム・スミスの蔵書をめぐって	水田 洋	名城大学
	2.1.31	名古屋大学	大学図書館の未来像	丸山 昭二郎	鶴見大学
2	2.11.29	名古屋大学	Collection building について	川原 和子	三重大学
			大学図書館とニュー・メディア	橋爪 宏達	学術情報センター
	3.1.30	大同工業大学	『経済学文献季報』のデータベース化について－KEIS から KEIS II へ	山内 隆文	名古屋学院大学
			私の日本の古典文献とのつきあい	朝倉 治彦	四日市大学
3	3.11.8	名古屋学院大学	ドイツ及び英国の図書館事情	牧村 正史	名古屋大学
			江戸時代の出版	長島 弘明	名古屋大学
	4.1.17	愛知県図書館	目録システムにおけるハイパーテキストの適用可能性	石塚 英弘	図書館情報大学
			新図書館概要説明及び見学	鈴木 康之	愛知県図書館
4	4.10.21	南山大学	慶應義塾大学の新しい試み－マルチメディアの統合－	原田 悟	慶應義塾大学
			図書館の施設計画に関連して	加藤 彰一	名古屋大学
	5.3.19	名古屋大学	カリフォルニア大学バークレー校の図書館システム	棚橋 章	名古屋大学
			電子情報サービスの新しい展開	寺村 謙一	丸善(株)
5	6.1.26	施設見学会：けいはんなインフォザール			
	6.3.23	愛知医科大学	シーボルトと中京の学者たち 大学図書館におけるコレクション形成・管理の意義と問題点	武内 博 三浦 逸雄	東京学芸大学 東京大学
6	6.12.6	愛知学院大学	アメリカ図書館最新事情	渡辺 和代 川瀬 正幸	名古屋アメリカンセンター 名古屋大学
			地域・館種を越えた図書館サービス－すべての図書館をすべての利用者へ－	雨森 弘行	三重県立図書館
	7.2.22	施設見学会：三重県図書館			
7	7.10.27	名古屋大学	鯨と捕鯨の文化史	森田 勝昭	甲南女子短期大学部
			研究図書館としての電子図書館の事例－機能と運営－	渡辺 博	奈良先端科学技術大学院大学
	7.12.7	愛知工業大学	シンポジウム：利用者教育の在り方－方法と問題点－	光斎 重治 高橋 一郎 四谷 あさみ 堀 茂 金子 豊	中部大学 愛知県立大学 愛知淑徳大学 名古屋大学 名古屋大学
8	8.10.24	名古屋大学	インターネット、イントラネットを前提とした図書館情報サービスの将来	後藤 邦夫	南山大学
			電子図書館の諸相：US Berkeley Digital Library Project と Ariadne97	谷口 敏夫	光華女子大学
	8.12.4	愛知淑徳大学	シンポジウム：NDC 新版9版について	石山 洋 万波 涼子 中井 えり子 酒井 信	東海大学 名古屋市立大学 名古屋大学 名城大学

年度	年月日	会場	演 題	講 師	所 属
9	9.10.30	名古屋大学	英国大学図書館における電子情報サービスの進展	尾城 孝一	東京工業大学
			フランス国立図書館 BNF	篠田 知和基	名古屋大学
9	9.12.10	朝日大学	講演 歌うコンピュータ・描くコンピュータ・マルチメディア時代への布石-	板谷 雄二	朝日大学
			フォーラム：マルチメディアと電子図書館-図書館機能におけるホームページ-	津田 明美 林 哲也 鈴木 康生 三浦 基	愛知工業大学 浜松医科大学 名古屋大学 南山大学
10	10.12.5	名古屋大学	テーマ：電子ジャーナルの”いま”と”こんご” 講演 デジタルメディアの現状と今後	逸村 裕	愛知淑徳大学
			電子ジャーナルの事例報告 EES, Science Direct FirstSearch, FirstSearch ECO Journals@ovid, HighWire Press	エルゼビア 紀伊國屋書店 ユサコ	
10	10.12.16	岐阜経済大学	テーマ：大学図書館における電子情報サービスの実際 ネット時代の教育・研究環境と図書館の活用	松島 桂樹	岐阜経済大学
			電子情報サービスの事例報告	安田 多香子 野村 千里 夏目 弥生子	愛知県立大学 南山大学 名古屋大学
11	11.11.2	名古屋大学	テーマ：著作権法と大学図書館 大学図書館にかかわる著作権問題	石倉 賢一	千葉大学
			電子図書館サービスと著作権	山本 順一	図書館情報大学
11	11.12.7	岐阜女子大学	テーマ：大学図書館と学生用図書 大学教育改革と学生用図書	柴田 正美	三重大学
			事例報告	江口 愛子 吉根 佐和子 福井 司郎	浜松医科大学 名古屋市立大学 中京大学
12	13.1.18	愛知教育大学	テーマ：大学図書館における相互協力 大学図書館における相互協力	石井 啓豊	図書館情報大学
			事例報告	平井 芳美 濱口 幾子 加藤 直美	名古屋大学 愛知県立看護大学 愛知工業大学
12	13.3.9	名古屋大学	テーマ：大学図書館の管理・運営 大学図書館の管理・運営	長谷川 豊祐	鶴見大学
			コンソーシアムを視野においた大学図書館の運営	松下 鈞	国立音楽大学
13	13.12.20	大同工業大学	テーマ：古文書の整理と保存： 電子メディア変換（画像）による利用について 講演 古文書の整理と保存	秋山 晶則	名古屋大学
			事例報告 徳島大学附属図書館貴重資料高精細デジタルアーカイブ-21世紀地域ネットワークへの試み-	岡田 恵子	徳島大学
13	14.1.24	名古屋大学	テーマ：図書館の電子化と所蔵資料を核とした地域との連携 デジタル時代の図書館	逸村 裕	名古屋大学
			所蔵資料の高度活用を目指して-地域の博物館・図書館等の連携-	種田 祐司	名古屋市博物館
14	14.12.13	名古屋大学	テーマ：学術情報の電子化を考える 講演 学術情報の電子化が意味するもの-研究者の立場から考える-	倉田 敬子	慶應義塾大学
			事例報告 名古屋大学における電子ジャーナルの現状について	澄川 千賀子 川添 真澄	名古屋大学

年度	年月日	会場	演 題	講 師	所 属
14	15. 3. 4	名古屋市立大学	テーマ：現代の大学図書館と著作権 講演 現代の大学図書館と著作権	土屋 俊	千葉大学
15	15.12.15	名古屋大学	テーマ：図書館のサービス・マネジメントと評価 講演 図書館のサービス・マネジメント：顧客の選好と評価	永田 治樹	筑波大学
	16. 2.19	椋山女学園大学	テーマ：SPARC の現状と SPARC/JAPAN の今後について 講演 SPARC の現状と SPARC/JAPAN の今後について	安達 淳	国立情報学研究所
16	16.12.17	名古屋大学	テーマ：電子的学術情報利用の進展と今後の展望 事例報告 名古屋大学の電子図書館化計画－機関リポジトリ構築計画を中心にして－ 医学系図書館の電子ジャーナル状況と日本医学図書館協会電子ジャーナルコンソーシアムの現状 電子ジャーナルの利点と課題－サイエンス・ダイレクトを例に－	郡司 久 坪内 政義 高橋 昭治	名古屋大学 愛知医科大学 エルゼビアジャパン
	17. 3. 3	ぱるるる プラザ GIFU	テーマ：大学図書館におけるアウトソーシング 事例報告 日本福祉大学付属図書館におけるアウトソーシング アウトソーシングを活用した大学図書館運営－立命館大学における現状と課題－ アウトソーサーからみたアウトソーシング	岡崎 佳子 田中 康雄 図書館流通センター	日本福祉大学 立命館大学
17	17.12.2	中京大学	テーマ：図書館情報リテラシー指導の現状－各大学の事例報告－ 基調講演 大学図書館と情報リテラシー	逸村 裕	名古屋大学
			事例報告 名古屋大学附属図書館における情報リテラシー教育 図書館情報リテラシー教育－小さな図書館、小さな学部での試み－ 中京大学図書館 情報リテラシー教育の現状 ニッチ戦略（隙間産業）で、大学に貢献できる情報リテラシー教育支援を目指す－三重大学附属図書館の取組－ 岐阜県立看護大学図書館における利用教育 大学ポータルを中心とした名古屋学院大学の情報環境	次良丸 章 原 泰子 春日井 正人 杉田 いづみ 井上 貴之 中田 晴美	名古屋大学 名古屋市立大学 中京大学 三重大学 岐阜県立看護大学 名古屋学院大学
	18.1.30	名古屋大学	テーマ：利用者サイドに立つ図書館サービス 講演 北米大学図書館における利用者中心の図書館サービス 利用者の利用行動に基づいた図書館サービス	シャロン・ドマイヤー 越塚 美加	マサチューセッツ大学 学習院女子大学
18	19.1.12	岐阜県図書館	テーマ：大学図書館の地域連携 事例報告 相互利用協定と愛知県内図書館の ILL 定期便設置実証実験 静岡県内の大学図書館における連携について 岐阜県における公共図書館との連携図書館 東海目録（TOMcat）：病院図書室と大学図書館の連携 図書館の教育支援、地域支援：豊田高専の英語多読を通して	村上 昇平 大石 博昭 木村 晴茂 坪内 政義 西澤 一	愛知県図書館 静岡大学 岐阜大学 愛知医科大学 豊田工業高等専門学校
	19.3.7	名古屋大学	テーマ：Web2.0時代の図書館サービス 基調講演 Web2.0時代の図書館 講演 図書館利用者の情報探索活動に関する実証的研究 Web2.0時代の新たな図書館サービスの展開	岡本 真 寺井 仁 林 賢紀	Academic Resource Guide 名古屋大学 農林水産省
19	19.11.28	名古屋大学	「図書館職員基礎研修」 講義 大学図書館職員に求められているもの 資料の収集～目録・分類 電子情報（電子ジャーナル、データベース等）	雨森 弘行 河谷 宗徳 粟野 容子	お茶の水女子大学 三重大学 名古屋大学

年度	年月日	会 場	演 題	講 師	所 属
19	19.11.28	名古屋大学	図書館情報リテラシー教育 ILL 大学図書館の最近の動向・海外事情	紅露 剛 万波 涼子 松林 正己	南山大学 名古屋市立大学 中部大学
	20.3.5	中部大学	テーマ：魅力ある大学図書館をめざして 講演 どこから拓く？ 大学図書館の可能性－学習支援の視点から どこから拓いた－お茶大図書館活性化のための5つの作戦	井上 真琴 茂出木 理子	同志社大学 お茶の水女子大学
20	20.12.22	アクトシティ浜松	テーマ：図書館と著作権 講演 図書館業務と著作権 映像資料の利用と著作権法について	南川 貴宣 三浦 正広	文化庁著作権課 国士舘大学
	21.3.4	西尾市岩瀬文庫	テーマ：学芸員の世界 岩瀬文庫見学 講演 学芸員の仕事 -内藤記念くすり博物館の世界- 学芸員の仕事 -岩瀬文庫の世界-	野尻 佳与子 林 知左子	内藤記念くすり博物館 西尾市岩瀬文庫

- 「東海地区大学図書館協議会誌」掲載記事の電子的公開，転載，学術機関リポジトリでの公開について
- ・著作権は著作者本人にあります。
 - ・著作者本人が，ホームページ等で電子的公開，転載，あるいは学術機関リポジトリへ搭載する場合，著作者本人からの申請書等の提出は必要ありません。

(平成19年7月9日 東海地区大学図書館協議会運営委員会 (第19-1回) 決定)

東海地区大学図書館協議会誌 第54号 (2009)

平成21年12月20日印刷

平成21年12月25日発行

編集・発行 東海地区大学図書館協議会事務局
名古屋市千種区不老町 名古屋大学附属図書館内
電話 052-789-3666

ホームページ <http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/tokai/>

振込先 三菱東京UFJ銀行今池支店 普通預金 口座 1747229